

令和9年度

# 静岡県 の 要望 ・ 提案



幸福度日本一の静岡県

令和8年6月

 静岡県



# 目 次

## 《産業》

1	地域未来戦略の推進	1
2	中東情勢への対応	4
3	地方版スタートアップ・エコシステムの確立に向けた仕組みづくり	6
4	空飛ぶクルマ（AAM）産業の創出と振興	8
5	エネルギー、原油・原材料の価格高騰等への対策強化	10
6	中小企業・小規模企業の経営基盤強化	13
7	AI、デジタル人材の確保・育成	16
8	産業人材の確保策の充実	17
9	農業の成長産業化施策の充実	19
10	農業の持続的な発展に向けた基盤の強化	22
11	林業の成長産業化と国産材の利用促進	24
12	持続可能な水産業の推進	26
13	農林水産物の輸出拡大のための支援	29
14	家畜伝染病防疫体制の強化	30
15	工業用水の安定供給の確保	32

## 《環境・エネルギー》

16	脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	34
17	エネルギー政策の推進	35
18	長期間放置された産業廃棄物の処理に対する支援	37
19	廃棄物の適正処理・リサイクルの推進	38
20	水環境中の未規制化学物質対策の推進	40
21	水道事業の基盤維持・強化のための施策の推進	41
22	南アルプス国立公園の環境保全対策及び利用の推進	43
23	鳥獣対策の推進	45
24	環境影響評価制度における更なる住民意見の反映	47

## 《観光・交流・インフラ》

25	インバウンド超富裕層の受入空港・港湾への支援	48
26	道路整備の推進	49
27	鉄道の安全性と利便性の向上への支援	51
28	交通空白の解消に向けた支援	53
29	港湾機能（物流・人流）強化に向けた支援	55
30	地方空港存続に向けた支援	57

## 《こども・教育》

31	少子化対策の推進	58
32	学級編制基準の見直しと公立学校教職員定数の改善及び弾力的活用の推進	61
33	高等学校等就学支援金制度等の着実な推進	64
34	高校教育改革の推進に向けた支援の充実	65
35	私立学校経常費助成費補助金等の拡充	66
36	夜間中学の運営に対する支援の拡大	67
37	国際バカロレア認定に向けた取組の推進	69
38	不登校支援のための制度充実	70
39	教育環境の改善	73
40	学校給食費の負担軽減事業の円滑な実施	75
41	県立図書館整備のための国庫補助制度の創設	76

## 《健康福祉》

42	医師・看護職員確保対策の推進	77
43	地域医療の確保	80
44	地域医療提供体制の整備に対する支援	82
45	地域医療介護総合確保基金の充実	85
46	がん対策の推進	86
47	難病対策の充実	88
48	移植医療対策の推進	90
49	健康寿命の延伸に向けた取組の充実	91
50	健康データの更なる利活用	92
51	持続可能な国民健康保険制度の構築	93
52	福祉医療費助成制度の創設及び国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止	94
53	防疫対策等の推進	95
54	肝炎治療特別促進事業の円滑な実施	96
55	定期予防接種の見直し	97
56	晩年における医療・ケアに関する希望を叶えるための環境づくり	100
57	認知症とともに暮らす地域づくりの推進	102
58	介護保険制度の円滑な推進	103
59	障害のある人の自立生活を支える体制の充実	106
60	多様な障害に応じた支援施策の充実	109
61	医療的ケア児等及びその保護者への支援の充実	112
62	聴覚障害児支援の充実	113
63	民生委員・児童委員の担い手確保	115
64	生活保護制度等の適正な運用	116
65	国立療養所の将来構想の提示	117

## 《暮らし・文化》

66	多文化共生社会の実現に向けた施策の推進	118
67	コンテンツを起点とした地方創生の推進	120
68	地域スポーツコミッションの経営安定化に向けた支援	121
69	文化財の後世への確実な継承と活用への支援	122
70	富士山における登山者の安全確保対策の充実	123

## 《防災・安全》

71	災害時の広域応援体制の確立及び大規模な広域防災拠点の機能向上等に対する支援	124
72	防災庁の設置を見据えた国の地域防災力の強化	126
73	災害救助法の対象経費の拡大	127
74	災害時等の透析医療体制の確保	129
75	避難所運営体制の充実・強化	130
76	令和7年台風第15号等の被害を踏まえた被災者生活再建支援の推進	132
77	消防救急の連携・協力の推進等による消防力の充実・強化	134
78	山岳遭難等における救助のあり方及び避難防止対策	136
79	国土強靱化の推進	138
80	建築物の耐震対策の強化	141
81	南海トラフ地震への対策の強化	143
82	港湾における地震・津波・高潮対策事業の推進	146
83	漁港の機能強化と津波対策等に向けた支援	147
84	富士山火山防災対策の強化	148
85	社会資本の整備・長寿命化の推進	149
86	治水関係事業の推進	152
87	令和7年台風第15号等を踏まえた災害対応	153
88	熱海市伊豆山地区の災害からの早期復興	156
89	空き家対策における県の役割の拡充及び財政支援の強化	157
90	原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化	159

## 《行政経営》

91	地方財政制度の再構築	161
92	市町等情報システムの標準化・共通化の推進	163

# 産 業

# 1 地域未来戦略の推進

[要望・提案先：内閣官房・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・農林水産省  
・経済産業省・国土交通省・環境省]

## 【要望・提案事項】

- 地域未来戦略に関する予算を継続、拡充するなど、地域未来戦略の取組に対する十分な財政措置[内閣府・総務省・財務省]
- 地域未来交付金の継続、地域の実情に合った交付金制度の不断の見直しや拡充[内閣府・総務省・財務省]
- 本県が取り組むプロジェクト（海洋先端（MaOI）、レーザーフュージョン、航空・宇宙）の国が策定する戦略産業クラスター計画への位置付け[内閣官房・経済産業省]
- 国の研究機関や大学等との連携、サプライチェーンの強靱化対策への支援拡充など次世代産業を支える制度の構築[文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省]
- 総合特区制度における規制緩和や金融・財政等、各種支援制度の拡充[内閣府]
- 医療・健康産業等（医療・介護、食品・ウェルネス）、レーザーフュージョン等の光・電子技術、海洋関連産業、航空・宇宙産業、CNF（セルロースナノファイバー）等における研究、製品サービス開発等への支援拡充（地域企業の研究開発を支援する補助金等の創設・拡充）[文部科学省・農林水産省・経済産業省]
- 電動化やカーボンニュートラル実現に向けた自動車産業等における研究開発、充電インフラ整備、省CO<sub>2</sub>型設備等の導入に対する助成制度等の支援拡充[経済産業省・環境省]

## 1 現状・課題

<地域未来戦略に係る取組>

- ・産業クラスターの形成・拡充に向けた、企業などの大規模投資や研究開発を促進するためには、継続的かつ十分な支援を担保することが重要です。
- ・地域の主体的な取組に対し、継続して十分な財政措置を行うとともに、地域の創意工夫による取組を充実させるため、地域未来交付金の弾力的運用が必要です。

<次世代産業を支える制度>

- ・次世代産業関連プロジェクト推進のためには、国の研究機関や大学等との連携を促進する環境整備が必要です。
- ・自動車産業などにおいても、DXによる産業構造の転換を図る必要があります。

【県担当課】企画課・産業政策課・新産業集積課・先端技術振興課・交通政策課・建設政策課

### <総合特区制度の取組>

- ・「ふじのくに先端医療総合特区」では、研究開発等に対する各省における支援の重点化、内閣府からの直接支援等の財政上の支援、利子補給制度周知への支援、利子補給率の増加等の金融上の支援、提案した医療機器の計量法に係る規制緩和の迅速な実施など、特区の支援制度の拡充が必要です。

### <医療・健康産業等の取組>

- ・医療・健康産業等（医療・介護、食品・ウェルネス）、レーザーフュージョン等の光・電子技術、海洋関連産業、航空・宇宙産業、CNFなど、経済を牽引する産業分野における製品開発や生産性を高める技術開発の支援制度、研究開発の支援制度や地域企業を支援する団体等への補助金などの創設・拡充が求められています。
- ・本県は、マリンバイオテクノロジーの活用をはじめとした海洋産業の振興に適した高いポテンシャルを有する地域です。産学官連携の下、海洋関連の先端技術を活用した研究開発や産業応用を推進することが重要です。

### <自動車産業等の取組>

- ・MaaS等の様々なサービスの創出、拡大が見込まれる中、企業の研究開発、事業化への一層の支援が求められています。
- ・次世代自動車の技術開発を加速させるため、EVやFCV等の充電・充填インフラの設置、更新など、次世代自動車への買い換えを促す環境整備が必要です。
- ・世界的にカーボンニュートラルへの取組が重要視される中、省CO<sub>2</sub>型設備等の導入支援制度の拡充が不可欠です。
- ・植物由来で、軽量、強度の点で優れた特徴を有するCNFは、研究開発を行う企業人材育成や研究・製品開発への支援制度の拡充が必要です。

## 2 本県の取組

### <地域未来戦略に係る取組>

- ・次世代産業関連プロジェクトをベースに、産業クラスターの形成・拡充などに取り組んでいます。「静岡県地域未来基金」を造成するとともに、地域未来交付金を活用し、市町と連携して産業クラスター形成に向けた取組を加速します。

### <次世代産業を支える制度>

- ・医療・介護分野では、静岡がんセンター、大学・研究機関等とのプラットフォームにより、機能性に優れた製品等の研究開発を促進しています。
- ・食品・ウェルネス、海洋関連産業、航空・宇宙産業、CNF分野では、フォーラムやコンソーシアムにより、ニーズとシーズをマッチングしています。
- ・光・電子技術分野では、県西部地域の産学官金の各機関と共同で未来創成ビジョン（フォトンビジョン）を策定し、地域企業の事業化支援等の取組を推進しています。

【県担当課】企画課・産業政策課・新産業集積課・先端技術振興課・交通政策課・建設政策課

- ・マリンオープンイノベーション（MaOI）プロジェクトでは、（国研）海洋研究開発機構（JAMSTEC）等の連携のほか、海保全基金の設置や助成制度により、海洋プラスチックごみ問題など国際社会の課題解決にも取り組んでいます。

#### <総合特区制度の取組>

- ・「ふじのくに先端医療総合特区」では、総合特区の支援制度を活用し、県域を超えた連携により、共同製品の開発など医療健康産業の更なる活性化を促進しています。

#### <医療・健康産業等の取組>

- ・医療・介護、食品・ウェルネス、光・電子技術、海洋関連技術、航空・宇宙、CNFの各分野では、地域企業の参入や新製品の開発を促進しています。
- ・食品分野では、未利用食材に関する相談窓口や開発拠点の運営、展示商談会の開催によるマッチングなどを実施しています。ウェルネス分野では、自治体をフィールドとした実証や、大学等研究機関との連携による実証データの検証など、エビデンスに基づく製品・サービスの事業化を支援しています。
- ・光・電子技術分野では、大学等と連携して地域企業の試作品開発等を支援するA-SAP（エイサップ）を活用し、開発の高度化及び期間短縮等を推進しています。
- ・マリンオープンイノベーション（MaOI）プロジェクトでは、研究機関のシーズと地域企業のニーズのマッチングを促進し産業の振興と創出に取り組んでいます。また、静岡市と共同申請した「駿河湾・海洋DX先端拠点化計画」に基づき、水産資源回復やブルーカーボンの活用等の研究開発や事業化を促進しています。
- ・航空・宇宙分野では、ドローンや空飛ぶクルマ等の次世代エアモビリティを含む航空関連産業への地域企業の新規参入等を図るため、県内実証フィールドの利活用の促進や、初期投資・販路開拓の支援に取り組んでいます。
- ・CNF分野では、静岡大学や富士市との連携や、県「CNF研究開発センター」を拠点に、研究開発や社会実装、国際展示会の開催、海外展示会出展支援、循環経済ビジネスモデル構築に向けた実証事業等を展開しています。

#### <自動車産業等の取組>

- ・次世代自動車センター浜松を中心に、固有技術探索活動、EV分解活動、試作品開発支援のほか、ビジネスマッチング、研究開発・事業化への助成、最新AI技術を活用した部品開発実証などを実施しています。また、「しずおか自動運転Show Caseプロジェクト」により、市町主体の自動運転の実証実験も支援しています。
- ・EV充電インフラ等の整備に利子補給制度を設けるとともに、FCVの充填インフラ（水素ステーション）整備を助成しています。
- ・CNFでは、静岡大学と連携して自動車部品の試作や人材育成を進めるほか、様々な産業分野への応用を推進しています。

【県担当課】企画課・産業政策課・新産業集積課・先端技術振興課・交通政策課・建設政策課

## 2 中東情勢への対応

[要望・提案先：財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 燃料や石油製品の安定供給の確保及び流通の円滑化 [経済産業省]
- 地域経済や事業者への影響把握 [厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省]
- 供給不足や価格高騰などの影響を受けた事業者への経営支援 [財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省]
- 事態の長期化を見据えた生活者への支援及び正確な情報発信 [厚生労働省・経済産業省・国土交通省]

### 1 現状・課題

#### <現状>

- ・中東情勢の緊迫化により、原油調達における中東依存度が高い日本は大きな影響を受けており、燃料や石油製品の価格高騰や供給量の減少などの影響が幅広い産業分野で顕在化しています。
- ・特に本県では、主要産業である製造業をはじめ、茶・野菜などの農業やしらす・さくらえびなどの漁業に必要な重油や軽油、ナフサを原料とするプラスチック製品やシンナー等の物資の入手が困難な状況となっています。
- ・国は燃料や石油製品の安定供給のため、流通円滑化対策を実施していますが、これまでの本県の調査によると、様々な分野の中小企業・農林水産業者においてこれらの調達が困難な状況となっており、今後の調達も不透明な状況となっています。
- ・また、燃料や石油製品の価格高騰に係る価格転嫁が十分にできないことによる経営の不安定化や、供給不足により事業の継続が困難となることが予測されます。
- ・事態が長期化した場合には、産業分野だけではなく、県民生活にも深刻な影響を及ぼす可能性があります。

#### <課題>

- ・燃料や石油製品について、代替調達や継続的な備蓄放出などにより、安定的に供給できる体制を構築するとともに、中小企業・小規模事業者も含め、すべての事業者に行き渡るよう、流通の円滑化を図る必要があります。

【県担当課】産業政策課・新産業集積課・エネルギー政策課・商工振興課・企業立地推進課・経営支援課・農業戦略課・林業振興課・水産振興課・くらし・環境部企画政策課・スポーツ・文化観光部企画政策課・健康福祉部企画政策課・交通基盤部建設政策課

- ・中東情勢が国内や地域経済、特に中小企業に与える影響を詳細に把握し、今後の対策を検討する必要があります。
- ・燃料や石油製品の供給不足や価格高騰により、既に多くの事業者が影響を受けており、また今後の調達についても不透明としている事業者も多いことから、経営状況の悪化への対応や事業の継続に向けた中小企業・小規模事業者に対しての支援が必要です。
- ・農林漁業者においては、燃料の供給不足、肥料・飼料・資材等の価格高騰を踏まえた支援が必要です。特に漁業者においては、燃料の供給不安のため出漁を控える動きがあり、燃料の安定供給に向けた支援が必要です。
- ・医療、介護等の現場においても供給不安が高まっていますが、医薬品・医療機器・医療物資等の不足は、県民の生命にも直結することから、安定的な確保が必要です。
- ・今後は、住宅、電気、ガス、公共交通機関など、県民生活への影響も懸念されることから可能な限り影響を抑制するとともに、具体的なデータに基づいた正確な情報発信により、県民の不安解消に努めることが必要です。

## 2 本県の取組

- ・本県では、中東情勢の影響を受ける中小企業や農林水産業者の経営や資金繰り等に関する相談窓口を設置しています。
- ・また、中東情勢に関する庁内連絡会議を開催し、県内経済への影響について情報共有を図っています。
- ・5月1日からは、県制度融資の要件を緩和し、事業者の当面の資金繰りを支援しています。
- ・併せて、より詳細な実態を把握するため、県内事業者への影響調査を実施しています。

【県担当課】 産業政策課・新産業集積課・エネルギー政策課・商工振興課・企業立地推進課・経営支援課・農業戦略課・林業振興課・水産振興課・くらし・環境部企画政策課・スポーツ・文化観光部企画政策課・健康福祉部企画政策課・交通基盤部建設政策課

### 3 地方版スタートアップ・エコシステムの確立に向けた仕組みづくり

[要望・提案先：経済産業省]

#### 【要望・提案事項】

- 海外スタートアップイベントに出展する自治体への支援など、地域発のグローバルスタートアップ創出に向けた支援
- 首都圏等のスタートアップと地域企業・自治体との協業・共創への支援など、地域イノベーション・エコシステムの構築に向けた支援

#### 1 現状・課題

- ・ 経済成長の原動力であるイノベーションを生み出し、社会課題の解決にも貢献し得る「スタートアップ」は、日本経済の新たな牽引役として期待される存在であり、こうしたスタートアップが自律的に創出され、成長できる環境を整備することが、地域経済の持続可能な成長にとって必要不可欠です。
- ・ 国はスタートアップを重点投資分野として位置付け、令和4年11月に、スタートアップ育成5か年計画を策定しました。
- ・ また、令和7年11月に閣議決定した総合経済対策においても、第2の柱である「危機管理投資・成長投資による強い経済の実現」において「スタートアップ支援強化」を位置付けています。
- ・ こうした中、13,000社を超える国内のスタートアップのうち、約9,000社が東京に集中している現状があり、地方におけるスタートアップの創出・誘致の取組が必要となっています。
- ・ 具体的には、毎年フランスで開催されている Viva Technology やフィンランドの slush、シンガポールの Switch などのスタートアップイベントに出展する地域スタートアップや自治体への支援など、地域発のグローバルスタートアップ創出に向けた施策に対する支援や、首都圏等のスタートアップと地域企業・自治体との協業・共創のためのマッチング・実証実験・資金調達などの取組への支援など、地域イノベーション・エコシステムの構築に向けた施策に対し、国による支援が必要です。
- ・ また、伊豆地域では、人口減少・DX化への遅れなど、喫緊の地域課題を抱えています。こうした課題を解決するため、革新的な技術を有し経済成長や地域活性化など様々な相乗効果をもたらすスタートアップの伊豆地域への誘致等の施策に対して、国による支援が必要です。

【県担当課】 産業イノベーション推進課・新産業集積課

## 2 本県の取組

- ・ 将来の雇用、所得、財政を支える新たな担い手となり得るスタートアップへの支援に本格的に取り組むため、国の動向等も踏まえ、施策の方向性や具体的な取組を「静岡県スタートアップ支援戦略」として毎年度取りまとめ、県を挙げた組織的・体系的な支援を展開しています。
- ・ この戦略に基づき、まずは、エコシステムを担う人づくり・場づくりの取組として、県のイノベーション拠点「SHIP」(SHizuoka Innovation Platform) にスタートアップワンストップ相談窓口を設置するとともに、スタートアップ支援ネットワーク「ふじのくに“SEAs”」(現：SEEAs Shizuoka) を組織し、地域コミュニティを形成しました。また、首都圏における拠点として、東京虎ノ門の「CIC Tokyo」に職員2名が駐在し、国内外のスタートアップ関係者とのネットワークを構築しています。
- ・ 併せて、次世代のエコシステムを担う学生のアントレプレナーシップを育成するため、起業等を目指す学生コミュニティ「CREWS」を運営するほか、令和8年度からは新たにAIビジネスプランナー／エンジニア育成プログラムを開始しています。
- ・ 続いて、こうした基盤的な取組の上で、スタートアップの成長を加速させる取組として、首都圏等のスタートアップと県内企業のマッチングイベントや、県内の地域資源を活用した実証実験に対する支援のほか、スタートアップからの公共調達を促進する事業を実施しています。
- ・ さらに、県が認定したベンチャーキャピタルから投資を受けたスタートアップに対して交付金を交付し、スタートアップの資金調達を強力に支援しています。
- ・ また、コーディネーター等による大学発ベンチャー支援のほか、本県が実施する次世代産業関連プロジェクトの支援プラットフォームを活用し、本県の地域資源・地域特性を活用した各分野（医療健康産業、海洋産業、農業、光産業等）における研究開発系スタートアップの支援も実施しています。
- ・ 令和7年度にはCentral Japan Startup Ecosystem Consortiumの一員として第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市の選定を受けるとともに、令和8年度からは県内スタートアップによるViva Technologyへの出展を支援し、県内スタートアップの海外展開支援を本格化させました。
- ・ スタートアップの誘致については、温泉や自然・食等の本県の豊富な地域資源を活かし、伊豆地域の温泉旅館をリノベーションして、サテライトオフィスや支店・支所を整備することで、首都圏のスタートアップ等を積極的に誘致しています。
- ・ 令和8年度は、企業誘致のモデルとなる旅館を伊豆全域に展開するほか、入居企業が負担する家賃等への補助制度の創設やスタートアップとのマッチングイベントの開催などに取り組み、スタートアップの拠点形成を進めていきます。

【県担当課】 産業イノベーション推進課・新産業集積課

## 4 空飛ぶクルマ（AAM）産業の創出と振興

[要望・提案先：経済産業省・国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 機体特性に即した制度等の早期整備 [国土交通省]
- 社会実装の促進に向けた参入事業者への財政支援制度の創設  
[経済産業省・国土交通省]

### 1 現状・課題

- ・「空飛ぶクルマ（AAM）」は、電動モーターで駆動し、垂直離着陸が可能なことから、環境への負荷が低く、滑走路を必要としないため、観光分野や地域交通のほか災害救助、救急医療への活用など、様々な地域課題の解決策として大いに期待されています。
- ・早期に「空飛ぶクルマ（AAM）」を社会実装し、その恩恵を享受できる環境を創出するためには、関連ビジネスの担い手となる民間事業者の参入が不可欠です。
- ・国では、経済産業省と国土交通省が平成30年8月に設置した「空の移動革命に向けた官民協議会」で制度づくりが進められるとともに、経済産業省による機体開発支援などが行われています。
- ・しかし、現状では、規制を含めた制度設計の全容が示されていないため、参入の検討が十分にできない状況にあります。また、先行して示された離着陸場の整備指針では、離着陸場の周辺に制限表面の設定が求められるなど、垂直離着陸できる機体の特性に即していないとの声があり、事業への投資を躊躇する一因になっています。
- ・このため、機体の特性に即した合理的な規制を含めた関係制度等を早期に整備し、民間事業者の参入を加速化させることが必要です。
- ・さらに、民間事業者の参入を促進するためには、機体購入や離着陸場の整備などの準備段階における多額の投資負担への財政支援に加え、早期の社会実装に向けてインフラ整備など交通ネットワークの形成に取り組む地方自治体に対し、財政支援を図ることが必要です。

### 2 本県の取組

- ・富士山などの恵まれた観光資源、機体メーカーや高い技術力を持つ企業の立地、3次元点群データにより構築したデジタルツイン環境などの強みを活かし、「空飛ぶクルマ（AAM）」の社会実装に向けた取組を推進しています。
- ・令和6年12月には、「次世代エアモビリティ（eVTOL）導入促進ロードマップ」を策定し、令和9年度の商用運航開始に向けた具体的な年次計画を定めました。

【県担当課】 デジタル戦略課

- ・令和7年度は、ロードマップに基づき、事業者がサービス参入を検討する際の材料となる利用者のターゲット層や適正な利用料金などを探るための需要調査と、運航や輸出入拠点の設置可能性調査を実施しました。
- ・令和8年度は、民間事業者の参入を促進するため、事業化検討経費等を支援する補助事業を実施するほか、国から伴走支援を受けられる「未来技術社会実装事業」に申請するとともに、広域的な枠組みで「空飛ぶクルマ（AAM）」の社会実装を目指す「中部広域リージョン」の事業開始に向けた準備を主導していきます。

## 5 エネルギー、原油・原材料の価格高騰等への対策強化

[要望・提案先：農林水産省・経済産業省]

### 【要望・提案事項】

- 適切な価格転嫁に向けた実効性ある中小受託事業者の支援対策の強化  
[経済産業省]
- 施設園芸等燃料、飼料・肥料等の価格高騰対策の支援継続及び強化  
[農林水産省]
- 漁業経営セーフティネット構築事業の継続及び制度の柔軟な運用（期中の積立金額の追加）並びに国負担割合の増大[農林水産省]
- 特別高圧電力及びLPガス料金の価格高騰に対する支援の継続と、国が行うその他の電力及びガス料金に対する支援との一体的な措置実施[経済産業省]

### 1 現状・課題

- ・ 円安に伴う輸入価格の上昇等により、エネルギーをはじめ様々な物価高騰が長期化し、県内経済へ重大な影響を及ぼしています。
- ・ 原材料・エネルギーコスト増加分の適切な価格転嫁を始め、大企業と中小企業・小規模事業者との取引の適正化に向け、実効性ある中小受託事業者の支援対策が必要です。
- ・ 施設園芸や荒茶工場において、燃料価格の高騰が続いている中、国の施設園芸等燃料価格高騰対策は、経営継続の重要な支えとなっています。しかしながら、長期化する燃料価格の高止まりに対応するためには、同対策の基準価格算定方法の見直しが必要です。
- ・ 配合飼料の販売価格は高止まりが続いていますが、現在の配合飼料価格安定制度では補填の発動がされにくく、また、補填額は、実際に農家が支払う飼料価格ではなく輸入原料価格を用いて算定しているため、補填があってもその額は十分ではありません。そのため、農家経営の実情に合わせた制度の見直しが必要です。
- ・ 本県の稲発酵粗飼料、飼料用米作付け面積は減少しており、依然として必要量に対し大きく不足していることから、水田活用の直接支払交付金の継続・拡充や、飼料自給率向上に係る補助事業の要件緩和など、畜産経営の安定化に向け、一層の飼料自給率向上の取組が必要です。

【県担当課】 商工振興課・地域産業課・農産振興課・お茶振興課・畜産振興課  
食と農の振興課・水産振興課・エネルギー政策課

- ・ 国は、令和4年秋肥及び令和5年春肥を対象に支援しましたが、令和7年12月の肥料価格は価格高騰前の令和2年と比較して142.8%と高止まりしています。生産者の負担軽減を図るため、肥料についても、支援制度の継続が必要です。さらに、肥料価格の高騰に左右されることなく、農業者の経営が安定するよう、セーフティネット等の価格高騰の影響を緩和する仕組みが必要です。
- ・ 「漁業経営セーフティネット構築事業」においては、漁業者が年度当初に積み立てた金額が枯渇し、年度途中から十分な補填を受けられなくなるケースが起きることがあります。また、長引く不漁等により、漁業者は厳しい経営環境に置かれ、十分な積立を行うこと自体が困難になっていることから、国負担割合の増大が必要です。
- ・ 令和5年3月に電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金が創設され、令和6年11月には重点支援交付金が積み増しされ、令和7年5月には予備費を活用して追加の増額が措置されましたが、現下の物価高から地域の生活・経済を守るため、今後の経済状況等も踏まえ、引き続き必要な対策を適時的確に講じる必要があります。
- ・ なお、特別高圧電力及びLPガスを利用する中小企業等への支援は地方の実情に応じて検討することとされており、当該交付金を活用し、本県では令和5年度以降支援を行っておりますが、今後、国が更なる追加対策を講じるに当たっては、都道府県単位での対応には限界があることから、地方団体間で対策の内容に格差が生じないように、国の責任において全国一律の対策を直接講じる必要があります。

## 2 本県の取組

- ・ 原油・原材料価格の高騰により、一時的に業況が悪化した商工業者、農業者、漁業者等を支援するため、県制度融資の融資要件緩和や燃油・飼料購入費用の一部支援などを行ったほか、各種窓口での相談対応や農業者・漁業者向けの資金繰り支援を行っています。
- ・ 長期的には、省エネなど産業構造の転換につながる取組をさらに推進していきます。
- ・ 支援機関や商工団体、金融機関等と連携しながら、専門家による伴走支援や支援制度の周知など、中小企業・小規模事業者の価格転嫁に向けた取組を進めています。

【県担当課】 商工振興課・地域産業課・農産振興課・お茶振興課・畜産振興課  
食と農の振興課・水産振興課・エネルギー政策課

<本県の支援施策>

項目	内容
商工業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原油価格・物価高騰等の影響を受ける中小企業・小規模事業者の事業継続支援</li> <li>○資金繰り支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>県制度融資「経済変動対策貸付」</li> <li>原油・原材料の仕入れ価格が上昇し、粗利益が減少した事業者へ融資</li> </ul> </li> <li>○相談対応（各商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、信用保証協会が、相談窓口設置）</li> </ul>
農業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設園芸農家、荒茶工場、畜産農家を対象に燃料・飼料購入費用の一部を支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>※施設園芸農家：令和7年10月～令和8年3月の加温用燃料高騰分</li> <li>荒茶工場：令和7年4月～10月の燃料高騰分</li> <li>畜産農家：令和4年1月～令和8年3月の飼料高騰分</li> </ul> </li> <li>○資金繰り支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>「農業近代化資金」省エネ型施設整備等の導入に対する利子補給</li> </ul> </li> <li>○相談対応（農林事務所が、施設園芸セーフティネット事業の説明会等実施）</li> </ul>
漁業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○漁業者（養殖業者を含む）を対象に燃油・飼料購入費用の一部を支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>※令和7年4月～令和8年3月の燃油・飼料高騰分を支援</li> </ul> </li> <li>○資金繰り支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>「沿岸漁業改善資金貸付金」省エネ型エンジン等の導入に対する貸付（無利子）</li> </ul> </li> <li>○相談対応（県漁連が、随時受け付け）</li> </ul>
LPガス利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○LPガス販売事業者へ使用料金の値引き原資を支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>※令和5年4月～令和6年3月、令和6年8月～10月、令和7年1月～3月</li> <li>令和7年7～9月、令和8年1～3月の料金高騰分を支援</li> </ul> </li> </ul>
特別高圧電力利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別高圧契約で受電する中小企業等に対して電気料金の一部を支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>※令和5年4月～令和6年3月、令和6年8月～10月、令和7年1月～3月</li> <li>令和7年7～9月、令和8年1～3月の料金高騰分を支援</li> </ul> </li> </ul>

【県担当課】 商工振興課・地域産業課・農産振興課・お茶振興課・畜産振興課  
食と農の振興課・水産振興課・エネルギー政策課

## 6 中小企業・小規模企業の経営基盤強化

[要望・提案先：総務省・財務省・経済産業省]

### 【要望・提案事項】

- 「事業承継・引継ぎ支援センター」を核とした第三者承継への支援の充実  
[経済産業省]
- 事業承継税制の特例措置の適用期限の到来を踏まえた、税制上の優遇措置の拡充と県が行う認定事務への地方財政措置の実施[経済産業省]
- 事業継続計画（BCP）を策定した中小企業等に対するインセンティブの拡充  
[経済産業省]
- 国の借換保証制度に対応した県制度融資の実施に必要となる利子補給や信用保証に基づく代位弁済額の県負担分に対する財政支援  
[総務省・財務省・経済産業省]
- パートナーシップ構築宣言を策定した中小企業等に対するインセンティブの拡充と実施状況を確認する仕組みづくり[経済産業省]

### 1 現状・課題

- ・ 経営者の高齢化と後継者不在に加え、物価高騰や賃上げなどの影響により、企業の休廃業の増加が懸念され、事業承継の問題は、地域経済の持続的な発展を図る上で、喫緊の課題となっています。
- ・ 後継者不在率は依然として高い水準にあり、M&Aや創業希望者と後継者難企業とのマッチング等、第三者承継の促進に向けた支援を図っていく必要があります。
- ・ 後継者のいる中小企業においても、事業承継を契機とした更なる成長が実現するよう、円滑な事業承継の促進が重要となっています。
- ・ 経営承継円滑化法に基づく税制上の特例措置は、法人の場合、令和9年12月までに相続又は贈与を受けた株式に係る相続税、贈与税が適用対象となっています。また、認定件数やそれに付随する確認件数が増加する中、法に基づき県が行う認定事務について、地方財政措置が講じられていません。
- ・ 近年多発している豪雨災害や台風、地震等の自然災害に加え、感染症やサイバー犯罪などのリスクへの対応が、中小企業・小規模企業においても重要となっています。
- ・ 税制優遇や補助金の優先採択などのインセンティブを有する、国の「事業継続力強化計画」認定制度と連携して、中小企業のBCPの普及促進を図る必要があります。

【県担当課】 商工振興課・商工金融課・経営支援課

- ・ 物価の急激な上昇に加え、深刻な人手不足や賃上げへの対応など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、売上や利益が回復せず、融資の返済に行き詰まる事業者が増加することが懸念されます。
- ・ ゼロ・ゼロ融資等の返済に懸念がある中小企業が、伴走支援型特別保証（借換保証）を活用した県制度融資へ借り換える事例が増加したことに伴い、利子補給や信用保証協会への損失補償に対する財政措置など、支援制度の更なる拡充が課題となっています。
- ・ 地域経済の持続的な成長には、新たな価値の創造による「成長」と、公正・適正な取引や賃上げを含む人への投資による「分配」の好循環の実現が不可欠であり、この観点から官民挙げて推進する「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体での成長と分配の好循環を目指すものとして極めて重要な取組です。
- ・ そのためには、趣旨に賛同し地域経済の持続的な成長を推進する企業として、宣言をした企業を積極的に公表することが必要です。
- ・ 一方、企業の宣言内容を実行したことを確認する仕組みづくりが、実効性を確保する上で必要です。

## 2 本県の取組

- ・ 金融機関、民間企業、商工団体、行政等で構成する事業承継ネットワークにおいて事業承継推進月間を設定し、集中的な普及啓発活動を実施しているほか、市町単位の実態調査や個別相談への誘導等の促進に向けた実証事業やその県内横展開、事業承継市町連携推進会議の開催等を通じ市町レベルでの事業承継支援体制の構築を促進しています。
- ・ 特に親族内承継を予定する中小企業に対しては、事業承継計画や事業承継税制の活用の促進に向け、広報誌等での周知や支援機関向け説明会を実施しています。
- ・ 静岡県BCPモデルプランを大規模な感染症やサイバーセキュリティにも対応するよう改訂するとともに、BCP策定に取り組む業種別組合等に専門家を派遣し、ワークショップ形式で策定を支援するなど、BCP策定率の向上に努めています。
- ・ 国の施策と連携しながら、県制度融資による資金繰り支援の拡充や各種補助金等の活用を図るとともに、県信用保証協会や金融機関、商工団体の伴走支援を通じて、中小企業の収益力の改善を支援しています。
- ・ 令和3年4月から令和6年6月末まで、伴走支援型特別保証を活用した県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」を実施し、金融機関が融資する際の利子の一部を補給するとともに、代位弁済に至った際に、信用保証協会に対する損失補償を行っています。
- ・ 令和7年9月に産官金労4者で、パートナーシップ構築宣言の普及・促進に関する共同宣言を拡充して発出し、県内産業界における機運醸成を図っています。

【県担当課】 商工振興課・商工金融課・経営支援課

- 併せて、従業員数の多い企業及び関係団体宛てに、宣言登録や実効性を高める取組の推進への協力依頼文を発出しています。
- また、「パートナーシップ構築宣言」の登録企業に対する補助金審査等での加点措置や、取引適正化に係るセミナーを行うとともに、アンケート調査を実施することで、価格転嫁の実態や行政に期待する役割を把握しています。

## 7 AI・デジタル人材の確保・育成

[要望・提案先：経済産業省]

### 【要望・提案事項】

- AIをはじめとするデジタル人材の役割・スキルの多様化に対応した人材確保・育成施策への支援
- AI・IoT・ロボット等のデジタル技術の中小企業への導入促進施策への支援

### 1 現状・課題

- ・企業がDXを推進するためには、専門的なスキルを持った人材の確保・育成が必要です。
- ・さらに、AI技術の進展によりDXを実現するために必要な役割は多様化しており、スキルの変化に対応するための継続的なアップデートが必要です。
- ・一方、デジタル人材を確保している県内企業の割合はここ数年は横ばいで、特に中小企業ではAI技術の導入状況とともに対応が遅れています。
- ・人材、資本、専門知識等の経営資源に制約のある中小企業が、積極的にデジタル技術の活用に取り組み、効率的な企業経営を実現することができるよう、相談会やマッチング、専門家派遣などの支援が必要です。

### 2 本県の取組

- ・「静岡県デジタル人材確保・育成戦略」に基づき、トップレベルの人材確保から次世代を担う人材の育成に至るまで、幅広い層を対象とした施策に取り組んでいます。
- ・このうち、トップレベル人材については、イノベーション拠点「SHIP」を中心に人材育成講座を実施するほか、首都圏等のスタートアップと県内企業のビジネスマッチングに加えて、令和8年度からは新たにAIソリューションを有するスタートアップと県内企業の実証実験を支援することにより、人材確保を進める県内企業とスタートアップの共創事例の創出と横展開に取り組めます。
- ・また、次世代人材については、令和8年度から新たに、次世代AIエンジニアを育成するためプログラミング作品やAIソリューションを開発するコンテストを開催するほか、次世代AIビジネスプランナー育成のためのプログラムを実施します。
- ・併せて、中小企業等におけるデジタル技術の導入を促進するため、AI・IoT導入診断アドバイザーやロボット技術アドバイザーによる伴走支援のほか、IoT技術を実践的に学ぶ講座やデジタル技術の普及啓発セミナーを実施しています。

【県担当課】産業イノベーション推進課

## 8 産業人材の確保策の充実

[要望・提案先：内閣府・法務省・厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- 人材確保に取り組む自治体や民間企業に対する支援の充実・強化  
[内閣府・厚生労働省]
- 地域企業と学生とのマッチング促進及びU I ターン就職の促進に対する支援の  
充実・強化 [内閣府・厚生労働省]
- 外国人材を必要とする民間企業に対する支援の充実・強化  
[内閣府・法務省・厚生労働省]
- 地域の実情に応じた育成就労制度の設計と運用  
[法務省・厚生労働省]

### 1 現状・課題

- ・本県では、コロナ禍以降、経済社会活動の正常化に伴い、幅広い分野で人手不足が顕在化しています。特に、地域の中堅・中小企業の人材確保は十分でなく、地域の実情に応じた、産業政策と一体となった人材確保施策の推進により、地域企業の人材確保支援を一層進めていく必要があります。
- ・また、地域企業と学生とのマッチング促進やU I ターン就職の促進などは、将来を担う若者層を県内企業での就労に導くための重要な施策であり、地方創生を進める上で拡充する必要があります。
- ・少子高齢化や生産年齢人口の減少に伴い人手不足が課題となる中、外国人を雇用する県内の事業所数は1万か所を超え、今後、外国人の受入れを希望する企業の更なる増加が見込まれています。
- ・企業が外国人材を円滑に受け入れられるよう支援するとともに、外国人材が職場に定着し、活躍できるよう、外国人材が働きやすい職場環境整備の取組を推進していく必要があります。
- ・育成就労制度や特定技能制度の受入対象分野については、現在対象外である産業分野の追加や、適切な受入れ見込数の上限設定等を、継続的に検討するなど、地域の産業における人手不足などの実情を反映することが求められています。
- ・また、育成就労制度について、地方公共団体へ事前に情報を提供するとともに、施行までに十分な準備期間を設け、事業者等へ制度の周知徹底を図る必要があります。

【県担当課】 産業人材課

## 2 本県の取組

- ・本県は、令和8年度から、厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用し、多様な人材の活躍による産業人材の確保・育成・定着をテーマに、良質な雇用の創出に向けた事業を開始します。
- ・若者のU I ターン就職支援のため、県内企業の情報発信や、就職関連イベントを開催しているほか、令和7年度からは奨学金返還支援制度を開始しました。
- ・また、外国人材の活躍促進については、外国人材の受入体制整備に取り組む企業を支援するほか、マッチングシステムの導入や就職面接会の開催により、外国人材と県内企業のマッチングを支援するなど、外国人材の「採用前」から「採用後」までを一貫して支援します。

## 9 農業の成長産業化施策の充実

[要望・提案先：農林水産省]

### 【要望・提案事項】

- 共同利用施設の再編整備や農業用機械導入・施設整備等に要する国庫補助事業の予算確保と繰越制度の柔軟な運用
- 農産物の需給安定・消費拡大・輸出促進、有機農業の推進、畜産経営の安定のための予算確保と制度の構築・柔軟な運用及び生産者の負担軽減
- 主食用米価格が急激に変動することがないよう適正価格の維持
- 農畜産物の合理的な価格形成に向け、コスト指標作成の際の幅広い品目の指定
- 地球温暖化に対応する農作物の品種や栽培技術の開発強化とその普及及び予算確保、並びにスマート農業の普及拡大に向けた制度の運用改善
- 農地集積や担い手確保のための十分な予算の確保と制度の柔軟な運用及び要件の緩和
- 海外における育成者侵害対策事業の継続・拡充及び国による国際的なルール作り

### 1 現状・課題

- ・農業の成長産業化を進めるためには、農業用機械導入や施設整備等を支援する十分な予算の確保が必要です。また、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」等の事業について、当初予算化と十分な予算の確保が必要です。
- ・県内の共同利用施設の多くは老朽化しており、更新や再編整備・高度化等を進めるに当たり、単年度での実施が困難な場合の繰越制度等の柔軟な運用が必要です。
- ・野菜価格安定対策事業は、野菜価格の著しい下落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、消費者に安定した供給を図るための重要な事業であることから、引き続き事業の継続が必要です。また、当該事業における指定産地は、レタスの場合、結球と非結球をまとめて「冬レタス産地」として扱われます。両者は品目自体に加え、生産者や生産量、販売単価も異なり、緊急需給調整事業への一体的な協力が困難であるため、産地種別を分離するよう制度の変更が必要です。
- ・荒茶価格の変動が大きい中、需給状況を把握し計画的な生産に取り組むため、国による全国の茶の需給の長期見通しの公表や、新茶期前の全国の茶販売事業者を対象とした在庫調査について、調査の継続が必要です。
- ・主食用米価格の高騰により、酒造好適米や飼料用米から主食用米への作付転換が発生しています。安定的に酒造好適米を生産するためには、水田活用の直接支払交付金の対象作物に酒造好適米を追加する等、継続した支援が必要です。また、畜産農家への供給量確保のため、段階的に交付単価の引下げが行われている飼料用米一般品種についても、専用品種と同等の単価設定が必要です。
- ・米・麦類等の安定供給のためには、将来にわたる持続的な種子生産や、温暖化等多様なニーズに対応した優良品種種子の生産が重要であり、県が実施する、種子生産に不可欠な原種・原原種生産のための機械導入に対する支援が必要です。

【県担当課】 農業戦略課・農産振興課・畜産振興課・お茶振興課・農業ビジネス課・食と農の振興課

- ・本県の花き産出額は全国4位ですが、作付面積や生産量は減少しており、切花年間購入額等は下位にとどまっています。花きの消費拡大は、経営継続や後継者確保につながる重要な要素であるため、消費者が花きを意識し理解を深める機会を継続的に提供するほか、2027年国際園芸博覧会への出展など、消費地での積極的なPR活動への支援が必要です。
- ・全国の緑茶輸出額が過去最高を更新するなど、海外需要が年々拡大している中、有機栽培などの需要に即した優良品種や栽培方法への転換が急務であり、「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進」における改植・新植費用等に対する支援の継続と助成単価の増額、燃油等資材費の高騰に対応した省エネ型機械の導入や燃油対策を引続き推進していく必要があります。また、担い手の高齢化による廃業や耕作放棄地が増加する中、防霜設備の新設や補改修を行うことが、若手の担い手による茶園集約の促進に重要であるため、防霜ファン等の施設整備が引き続き必要です。
- ・茶の輸出を拡大するためには、茶に係る国際規格をわが国にとって有利なものとしていくとともに、輸出の障壁となる残留農薬等のインポートトレランス申請の拡大などの対応が必要です。
- ・有機農業の生産から消費まで一貫して推進するモデル地区を創出するため、市町等はみどりの食料システム戦略推進交付金等を活用し、5年間の標準とした有機農業実施計画を策定して取組を推進していますが、取組を着実に実施するためには計画期間の全てにおいて、交付金による支援が必要です。
- ・肉用牛肥育経営は、飼料や子牛などの生産資材価格と枝肉価格の変動により不安定な経営状況にあるため、肉用牛肥育安定交付金制度の継続と制度における生産者の負担軽減が必要です。
- ・酪農経営においては、飼料等の生産資材の価格の高止まりに加え、生乳への十分な価格転嫁が困難な状況であることから、経営安定化に資する制度の構築が必要です。
- ・稲作農家の経営の安定と持続的な発展に向け、主食用米価格が急激に変動することなく、適正価格が維持されるよう国の適切な対応が必要です。
- ・改正食料・農業・農村基本法や、合理的な価格形成に向けた「食料等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律、及び卸売市場法」の改正に伴い、国指定の品目については、農家が価格転嫁の根拠に利用できる「コスト指標」が作成されることとなりました。国は、地域の実情を踏まえた上で、農畜産物の幅広い「品目指定」を行うことが必要です。
- ・地球温暖化による農作物の生育不良や品質低下に対応するため、品種改良に加え、作物への影響を緩和する栽培技術の開発・普及、更には新たな品目への転換を進めるための国の研究開発の強化、県における研究開発や生産現場への普及を図るための支援が必要です。
- ・スマート農業技術の普及を進めるためには、スマート農業活用促進法に基づく生産方式革新実施計画を農業者団体の生産部会等が策定しやすい仕組みに改善するこ

【県担当課】 農業戦略課・農産振興課・畜産振興課・お茶振興課・農業ビジネス課・食と農の振興課

とや、導入した農業経営体に対するメリット措置の拡充が必要です。

- ・農地バンクの業務量は、法改正（令和5年4月施行）による推進体制の強化及び農地貸借手続きの一本化、満期更新により増加していることから、バンクの運営体制強化に向け「農地中間管理機構事業」の十分な予算確保や県費負担率の低減、農地貸借に係る事務手続きの簡素化が必要です。
- ・市町農業委員会は農地等の利用状況調査や利用関係の調整、県農業委員会ネットワーク機構は市町農業委員会の支援を行っていますが、これら活動経費を補助する「機構集積支援事業」は、令和7年度の配分額が要望額を大幅に下回っているため、十分な予算確保が必要です。
- ・農地を次世代に引き継ぐための地域計画を達成するには、多様な担い手の確保が必要です。非農家出身者や農家後継者の就農を強力に後押しするため、「新規就農者育成総合対策」における親元就農者に対するリスク要件や、世帯所得制限(前年600万円以下)、研修期間(年間概ね1,200時間以上)、年齢制限(49歳以下)の緩和のほか、地域計画早期実現支援枠において交付対象となる地域計画の目標集積率等の要件緩和に加え、営農開始時期に合わせた事業スケジュールの柔軟な運用と当該予算の十分な確保が必要です。
- ・海外における育成者権の侵害に対応するためには、現地代理人を通じた調査、証拠の確保、警告・差し止めを行う必要があります。例えば、登録名と同音異字で販売されている場合にはDNA鑑定が必要となり、調査期間の長期化や調査費用の増大が懸念されるため、十分な予算の確保が必要です。また、これらについて育成者権者が個別に対応するには限界があるため、国同士で取締まりルールを策定することが必要です。

## 2 本県の取組

- ・ドリンク原料茶や輸出需要の高い抹茶等への生産転換や、その生産に必要な施設や機械等の導入、園芸作物や畜産物の生産・集出荷施設の整備などを支援するため、国の「強い農業づくり総合支援交付金」、「農地利用効率化等支援交付金」、「産地生産基盤パワーアップ事業」、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」、「茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業」、「農産物等輸出拡大施設整備事業」、「畜産クラスター事業」等を活用しています。
- ・果樹では、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」を活用しAI機器等を導入した選果場の整備を支援しています。
- ・市町及び市町農業委員会と連携し農地バンクを活用した農地集積を推進しています。
- ・海外における育成者権の侵害に対応するため、「植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業」を活用しています。

【県担当課】 農業戦略課・農産振興課・畜産振興課・お茶振興課・農業ビジネス課・食と農の振興課

## 10 農業の持続的な発展に向けた基盤の強化

[要望・提案先：農林水産省]

### 【要望・提案事項】

- 国営かんがい排水事業天竜川下流二期地区の着工
- 国営造成農業水利施設の着実な機能保全対策の推進
- 国営造成農業水利施設の機能保全対策における受益者負担の軽減

### 1 現状・課題

<国営かんがい排水事業天竜川下流二期地区の着工>

- ・ 国営かんがい排水事業天竜川下流地区により造成された農業水利施設は、静岡県西部地域の3市1町の農地8,905haに農業用水を供給しています。
- ・ しかし、この基幹的な農業水利施設は、昭和59年度に事業完了してから42年経過し、耐用年数を超過したことにより機能低下しているものが多くあります。
- ・ また、南海トラフ巨大地震の発生により、基幹的な農業水利施設が損壊した場合、甚大な二次災害をもたらす恐れがあることから、耐震対策が急務となっています。
- ・ さらに、脱炭素社会の実現に向けて、農業水利施設の省エネルギー化を推進するため、揚水機場の更新整備によりエネルギー消費効率を改善することが求められています。
- ・ 基幹的な農業水利施設は多彩な農業生産のための基礎的な施設であるとともに、地域経済の発展や社会生活の向上に大きく寄与している地域の重要な社会インフラであることから、天竜川下流二期地区の令和9年度着工を要望します。

<国営造成農業水利施設の着実な機能保全対策の推進>

- ・ 本県には、上記の天竜川下流二期地区のほか、国が造成した用排水路が408km、揚水機場等が26か所あり上記と同様に老朽化に伴う機能低下及び耐震性の不足が懸念されます。
- ・ これらの基幹的な農業水利施設についても、地域経済の発展等に大きく寄与する重要な社会インフラであることから、浜名湖北部用水、大井川用水、牧之原用水の安定供給に向け、国による機能保全対策のための調査が必要です。

国営事業実施の状況

区分 用水名	当初整備	更新整備		
	完了	完了	実施中	調査中
大井川用水	大井川 (S22～S43)	大井川用水一期、二期 (H11～H29)	—	—

【県担当課】農地計画課・農地整備課・農地保全課

牧之原用水	牧之原 (S53～H9)	牧之原 (H23～H30)	—	—
三方原用水	三方原 (S35～S45)	三方原排水整備 (S51～S54)	三方原二期 (H27～R8)	—
天竜川下流用水	天竜川下流 (S42～S59)	—	天竜下流(応急対策) (R3～R8)	天竜川下流二期
浜名湖北部用水	浜名湖北部 (S50～H元)	—	—	浜名湖北部
計	9地区		2地区	2地区

<国営造成農業水利施設の機能保全対策における受益者負担の軽減>

- ・ 農業従事者の減少及び高齢化の進行、資材価格や人件費の高騰、規模の大きな修繕の増加により、農業水利施設を管理する土地改良区等の事業運営が圧迫されており、適正な施設管理に支障が生じる恐れがあります。
- ・ 近年、国営造成農業水利施設における緊急的な機能保全対策を県営事業等により実施することが増加しており、国営事業で実施する場合に比べ土地改良区等の事業費負担が大きくなることから、この軽減を図ることが必要です。

## 2 本県の取組

- ・ 国営事業により整備した基幹的な農業水利施設より下流側においては、国営事業に付帯した県営事業により用水施設を整備しています。
- ・ この県営造成施設の機能保全対策と合わせて、農地の区画整理等を実施することにより、国営事業による効果が最大限発揮されるよう総合的な整備を推進しています。

国営造成施設を対象とした県営事業の実施状況

用水名	工期	実施内容
三方原用水	H23～R1	水管理システム改修等
牧之原用水	R2～R12	水管理システム改修、国営調整水槽整備、取水工耐震補強等
天竜川下流用水	R3～R10	水管理システム改修等
浜名湖北部用水	R5～R10	水管理システム改修等
大井川用水	R6～R10	水管理システム改修等

## 11 林業の成長産業化と国産材の利用促進

[要望・提案先：農林水産省]

### 【要望・提案事項】

- 「儲かる林業」の実現に資するスマート林業等の先端技術の導入と路網等の基盤整備に対する支援
- 森林のCO<sub>2</sub>吸収量を確保するために必要な間伐等の森林整備に対する支援
- 公共建築物や民間の住宅・非住宅における国産材の積極的な利用を促す支援制度の充実
- 森林認証材の需要拡大や供給体制の強化の取組への支援

### 1 現状・課題

- ・ 本県の民有人工林の約9割は利用期を迎えており、木材の安定供給体制の強化と増産を推進し、その利用を拡大していくことが重要です。併せて、木材利用による炭素固定などの環境価値を適切に評価し、脱炭素社会の実現に貢献する取組を進める必要があります。
- ・ 本県では、林業産出額の向上を目標に、林業の成長産業化と森林の多面的機能の維持・増進を図る「林業成長産業化プロジェクト」に取り組んでおり、持続可能な森林経営を推進しています。
- ・ 近年、県内の既存の製材・合板工場等に加え、木質バイオマス発電施設の整備によりチップ用材の需要が増大しており、森林資源の循環利用の確立に向け、路網等の基盤整備を通じた安定供給体制の強化がこれまで以上に求められています。
- ・ このためには、森林の集積・集約化や作業道の整備、林業機械の導入、森林資源の把握や生産管理の高度化、施業の効率化、人材の育成や林業経営体の経営力強化に向け、スマート林業等の先端技術を積極的に導入し、生産性や収益性の向上を図ることにより、「儲かる林業」の実現に資する取組への支援が必要です。
- ・ また、間伐や主伐後の再生林などへの支援は、森林のCO<sub>2</sub>吸収量の確保に資するとともに、再生林時に花粉の少ないスギ苗木等に植え替えを進めることにより、社会的な問題となっている、スギ花粉症の花粉発生源対策にも寄与します。
- ・ 併せて、国産材の利用促進のため、シンボル性の高い公共建築物等での率先利用の継続や、脱炭素社会の実現やSDGsの推進を背景として需要の拡大が期待される非住宅分野での活用に向けた支援が必要です。
- ・ 加えて、民間企業等による木材利用を一層促進するためには、木材利用による環境価値の「見える化」が重要であり、森林認証はこのようなニーズに合致するものです。このため、森林認証材の需要拡大と供給体制の強化に対する支援が必要です。

【県担当課】 森林計画課・森林整備課・林業振興課

## 2 本県の取組

- ・ 林業の生産性向上のため、林業・木材産業循環成長対策交付金等を活用し、林業機械導入や路網整備等による森林経営の基盤強化、中間土場の整備や木材生産と流通のデジタル化などに取り組んでいます。
- ・ 本県の林業産出額の増大に向け、製材、合板から木材チップに至るまで、各用途の需要に対応する「木材生産と流通の最適化」や、「木質バイオマスの供給体制の整備」に取り組んでいます。
- ・ 所有形態が小規模・分散している森林においてリモートセンシング技術等を活用し地域関係者の情報共有や合意形成、境界確認等の森林の集積・集約化を円滑に図るためのモデルの実証に取り組んでいます。
- ・ 3次元点群データ解析による高精度森林情報のオープンデータ化により、生産適地の団地化、団地内の木材生産や路網計画の作成、基盤整備など、多様な需要に対応可能な生産団地づくりに取り組んでいます。
- ・ 一貫作業システムやエリートツリー苗木などを活用した低コスト主伐・再造林の促進に取り組んでいます。
- ・ 森林のCO<sub>2</sub>吸収量を確保するために必要な間伐や主伐後の再造林などを着実に進めるため、森林環境保全直接支援事業等を活用し、林業経営体に対し、森林経営計画に基づく森林整備の支援に取り組んでいます。
- ・ 県産材の利用拡大を推進するため、公共部門において率先して利用するとともに、住宅・非住宅建築への助成や建築物木材利用促進協定を通じて民間における利用の促進に取り組んでいます。
- ・ 本県には、県営林等を核としたグループ認証により、全国5位の森林認証林(FM)と木材加工工場(CoC)が各流域に整備され、約13万m<sup>3</sup>の認証材製品を供給しています。
- ・ 森林認証取得者の森林集約化や生産基盤整備の支援、住宅・非住宅建築における県産森林認証材製品の使用量に応じた助成額の加算により、森林認証材の供給体制の強化と利用の促進に取り組んでいます。

## 12 持続可能な水産業の推進

[要望・提案先：農林水産省]

### 【要望・提案事項】

- 自主的な資源管理措置や食害等の影響を考慮した資源評価の実施と、漁業種類や地域の実情に応じた資源管理の推進
- 栽培漁業を推進するための施設整備に関する国庫補助事業の十分な予算の確保と継続的な執行を可能とする制度の柔軟な運用
- 海洋環境の変化が漁場形成に及ぼす影響を把握するための広域的な海洋環境調査・研究の充実と、藻場の造成・回復などの取組への支援
- 漁業学校等で学ぶ若者に対する資金交付支援の継続及び必要な予算の確保
- 新規漁業就業者確保のための講習会開催に対する助成の継続及び必要な予算の確保

### 1 現状・課題

- ・ 現在、国が進めている資源評価は、漁獲量等の情報に基づいていますが、漁獲量は、漁業者の自主的な資源管理措置による獲り控えのほか、海洋環境の変化や食害生物の影響などによっても変動するため、これらの影響を考慮した資源評価の実施が必要です。
- ・ 資源管理の推進に当たっては、国と漁業者の間で意見交換が尽くされ、漁業者の理解が十分得られる形で資源管理体制の構築を進めることが重要です。また、漁業者は、漁業種類や地域の実情に応じた自主的な資源管理に従来から取り組んでおり、資源管理体制は、これらを尊重したものとすることが求められます。
- ・ 栽培漁業については、国の栽培漁業基本計画に基づき、県の第8次栽培漁業基本計画を策定し、この基本計画を実現するため、水産業競争力強化緊急施設整備事業及び水産基盤整備事業を活用し、令和7年度から令和9年度まで種苗生産施設の建替工事を実施しています。当該工事の実施に当たっては、計画的な予算配分と共に、種苗生産を継続しながらの建替工事となるため、複数年度に渡って事業実施できる運用が求められます。
- ・ 海洋環境の変化については、これまで、各都道府県が沿岸海域を中心に各種の調査を行ってきましたが、資源管理の推進に当たっては、精緻な資源評価が求められることを踏まえ、広域的な海域においては、国が主体となり、漁場形成等に対して海洋環境の変化が及ぼす影響について、調査・研究を実施していくことが強く望まれます。

【県担当課】水産振興課・水産資源課

- ・藻場の回復について、榛南海域と伊豆海域では、藻場の消失（磯焼け）が見られており、それぞれに適した海藻の移植事業や、藻場回復に向けた調査研究に引き続き取り組む必要があります。
- ・漁業就業者については、長期減少傾向にあるとともに、高齢化も進行している中で、遠洋・沖合の操業に必要な海技士免許取得者が減少しており、次世代を担う質の高い漁業就業者の確保、育成、定着に対する継続的な取組が必要となっています。
- ・本県では、県立の漁業高等学園を設置し、大型漁船の幹部漁船員候補者の育成を専門的に実施しているところであり、国の「経営体育成総合支援事業」により、1人当たり年間最大150万円の就業支援資金が交付されています。また、同事業内の長期研修は沖合沿岸漁業の雇用確保に活用されています。これらの効果は高く、交付を希望する全員が交付を受けられる予算の確保が求められています。
- ・海技士不足への対策として、船舶職員養成講習会を開催しており、焼津市は講習会に対して一般財源で支援を行っているところであり、引き続き、予算の確保が必要です。

## 2 本県の取組

- ・漁獲量や環境データを収集し、水産研究・教育機構へ提供することで国が行う資源評価に貢献しています。
- ・また、静岡県資源管理方針に基づき、本県の管轄する水面の資源評価及び資源管理を推進し、漁業者は、資源管理協定を締結し、小型魚の保護や操業区域の制限などの自主的な資源管理を実践しています。
- ・栽培漁業のために静岡県漁業振興基金や全国豊かな海づくり推進協会と連携しながら稚魚放流や市場調査を実践しています。また、放流種苗の目標生産数を達成するため、種苗生産施設の再整備を進めており、新施設の新築に当たっては水産庁補助金（水産業競争力強化緊急施設整備事業及び水産基盤整備事業）を活用しております。
- ・海洋環境調査については、近隣県と連携し、衛星、調査船、沿岸域の協力機関による観測データを収集、解析し、漁業者への情報提供を行うとともに、蓄積した調査結果等を外部の研究機関とも共有・活用できるデータプラットフォームを構築しています。
- ・磯焼け対策として、伊豆海域では、高水温下で生育が可能な代替海藻「アントクメ」の種苗生産技術を開発して海域に移植し、自然繁殖の元になる「核藻場」を造成しています。榛南海域では、サガラメとカジメの藻場回復に向け、混合移植試験を実施し、一定程度成長させた種苗を海域に移植しています。

【県担当課】水産振興課・水産資源課

- 県立漁業高等学園は、昭和 45 年の創立以来、令和 7 年度までに 1,045 人の卒業生を輩出しており、毎年度の卒業生は県内新規漁業就業者の約 3 割を占めています。
- 焼津市の支援を受けて焼津漁業協同組合が行う船舶職員養成講習会について、研修会場である県立漁業高等学園の会議室を無償貸与するとともに、一部費用を補助しています。

## 13 農林水産物の輸出拡大のための支援

[要望・提案先：農林水産省]

### 【要望・提案事項】

- 輸出相手国が定める輸入規制緩和への働き掛け
- 生産地（都道府県）別の輸出品目・額の把握

### 1 現状・課題

- ・ 国が令和2年11月に決定した「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」では、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出額目標を設定しており、国を挙げて積極的に輸出拡大に取り組んでいるところです。
- ・ 本県においても、国の施策を活用するほか、県独自の施策を展開するなど、静岡県マーケティング戦略に基づき、海外戦略5品目（茶、いちご、わさび、温室メロン、日本酒）を中心とした県産品の輸出促進に積極的に取り組んでいます。
- ・ 輸出拡大のためには、貿易障壁の解消と輸出環境の整備が必要です。
- ・ 輸出先国・地域での残留農薬基準や検疫条件が未設定の品目及び既に検疫条件等が設定されているものの厳しい条件が課されている品目について、積極的な二国・地域間協議による輸入解禁や条件緩和の早期実現が必要です。
- ・ 輸出拡大の施策を効果的に展開していくためには、本県の輸出品目・額を把握する必要がありますが、現状では、正確な実態の把握ができていません。現在公表されている貿易統計では税関別の輸出額は公表されているものの、生産地別の輸出額は公表されていません。輸出拡大に向け、生産地（都道府県）別の輸出額を把握する手段が必要です。

### 2 本県の取組

- ・ 静岡県マーケティング戦略において海外戦略品目に位置付ける品目等の輸出拡大のためのフェア等を海外の各国で展開しています。令和7年度からは非日系の現地系スーパーでの販路開拓に挑戦し、商流の定着に取り組んでいます。
- ・ また、輸出商社等と連携し、輸出に取り組む県内事業者の裾野の拡大に取り組んでいます。

【県担当課】 マーケティング課

## 14 家畜伝染病防疫体制の強化

[要望・提案先：農林水産省]

### 【要望・提案事項】

- 家畜伝染病に係る輸入検疫等の水際対策の強化
- 豚熱における殺処分範囲の変更及び運用体制の整備
- アフリカ豚熱ワクチンの早期実用化及び豚熱ワクチン接種指針の策定
- 殺処分鶏を緊急的に市町の施設で焼却処理できる体制の確保
- 家畜衛生及び野生イノシシ対策の十分な予算確保

### 1 現状・課題

- ・ 近隣諸国では、アフリカ豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が継続的に発生しており、国内侵入の危険性が高い状況にあることから、国は、全国の国際空海港で輸入検疫、靴底消毒、検疫探知犬の活動等の水際対策を実施しています。
- ・ 国内で発生した豚熱は、海外から不正に持ち込まれた畜産物によってウイルスが侵入した可能性が高いと考えられ、国内では、野生イノシシ、人及び物を介して野生イノシシへの感染が広がっています。
- ・ 平成30年の岐阜県での発生以降、国内の養豚場で発生が続いています。現在、ワクチン接種農場での発生データの集積・分析から、殺処分の範囲を縮小する検討がされていますが、豚の殺処分は多大な労力を要することから、早期の法改正及び運用に係る指針の策定が望まれます。
- ・ アフリカ豚熱は、国内では発生国からの旅客携帯品の豚肉製品等からウイルスや遺伝子が確認されています。令和7年10月に台湾で初めて感染が確認された他、韓国でも発生が継続していることから、日本国内へのウイルス侵入リスクが高い状態が続いています。
- ・ 訪日外国人数はコロナ禍以前を上回る過去最高となっており、今後も同水準が維持されると推測されており、AIを活用したX線画像解析による輸入禁止品の摘発等の水際対策の更なる強化が必要です。
- ・ 各国でアフリカ豚熱のワクチン開発を進めていますが、現在、日本で認可を受けたワクチンはありません。万一、国内にアフリカ豚熱が侵入した時に備え、有効性及び安全性が確認されたワクチンの実用化が必要です。
- ・ 北海道以外の都府県において飼養豚への豚熱ワクチン接種を行っているにもかかわらず

【県担当課】 畜産振興課

わらず、各地で豚熱の発生が継続しています。豚熱の発生リスクを低減させるため、十分な免疫が付与される接種指針を国が策定することが必要です。

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ発生時には、まん延防止のため迅速な防疫措置が必要です。鶏の処分に当たっては、埋却地から漏出した液体が周辺環境を汚染した事例を踏まえ、焼却処分が有効であり、一般廃棄物処理施設(焼却施設)を緊急的に利用できる体制の制度化が必要です。
- ・ 野生イノシシから飼養豚への豚熱等の感染リスクを低減させるため、野生イノシシの捕獲を強化し、生息密度を低下させる等の対策が必要です。
- ・ 家畜衛生及び野生イノシシ対策の推進に当たり「消費・安全対策交付金」の充当率が50%に満たないため、十分な予算確保が必要です。

## 2 本県の取組

- ・ 令和元年11月から飼養豚への豚熱ワクチン接種を開始し、半年ごとの免疫付与状況確認検査を継続していますが、子豚の抗体陽性率は低い傾向であり、接種日齢の調整や、より詳細な検査の実施及び複数回の接種で抗体陽性率の向上に努めています。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザや豚熱の発生防止のため、出入口の消毒等、県内全ての飼養施設に対し、飼養衛生管理基準の遵守を指導するとともに、発生に備え防疫資材の備蓄を行っています。また、毎年、防疫作業の協定締結団体向けの研修会及び防疫演習を行っています。
- ・ 万一、国内にアフリカ豚熱が侵入した場合に備え、野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫演習を実施し、関係者間の連携を強化します。
- ・ 消費・安全対策交付金を活用し、家畜伝染病の監視体制の強化、防疫演習の実施、牛海綿状脳症検査、野生イノシシの検査等、県における家畜防疫体制の強化及び家畜衛生対策の推進を図っています。

## 15 工業用水の安定供給の確保

[要望・提案先：総務省・経済産業省]

### 【要望・提案事項】

- 工業用水の安定供給のための施設更新の推進[経済産業省]
  - ・ 工業用水の用途拡大や雑用水に係る規制緩和
  - ・ 改築事業の補助採択と補助率引上げ及び強靱化事業の補助率引上げ
  - ・ 計画的かつ着実に施設更新を実施するため、複数年度にわたる事業計画を考慮した補助採択と十分な予算の確保
  - ・ 管路の強靱化を目的とした自立型管更生工法等コスト削減に資する新技術を用いた工事の補助対象化
  - ・ 工業用水道施設の災害復旧事業に係る国庫負担法の適用
- 工業用水道事業の健全経営の推進[総務省・経済産業省]
  - ・ DX活用や耐震化など政策上の要請への対応に要する経費に係る地方公営企業繰出基準の見直し

### 1 現状・課題

#### ○工業用水の安定供給のための施設更新の推進

- ・ 本県の工業用水道では、受水企業の減量・撤退により、未利用となっている施設能力が拡大しています。国の戦略17分野に含まれ、今後の水需要が見込まれるデータセンター、植物工場、陸上養殖等の業種は、工業用水道事業法第2条に定める「工業」に該当しないため、雑用水としての供給対象になりますが、雑用水は利用者にとって安定的な供給にリスクがあるため、積極的な利用者獲得のためには「工業」の用途拡大や、工業優先に係る雑用水の規制の緩和が必要です。
- ・ 県内の多くの工業用水道は昭和40年代に建設され、管路の更新時期を迎えています。本県では、中長期の更新計画により計画的に更新を進めていますが、安価で安定的な供給を維持するためには、財源確保が必要不可欠であり、改築事業の補助採択と補助率引上げ及び強靱化事業の補助率引上げが必要です。
- ・ 県内の工業用水道施設には、複数年債務での更新が必要なものが数多くありますが、工業用水道施設に係る国庫補助は単年度採択のため、計画的な事業実施に必要な次年度以降の財源の確保が大きな課題となっています。
- ・ 既設管を有効活用する新技術等によりコスト削減を図っても、補助対象にならない場合があるほか、補助採択においては考慮されていないなどの課題もあります。

【県担当課】 経営課

- ・近年は、能登半島地震など大規模な地震が多発しています。現行の工業用水道事業費補助金の採択基準では、一般災害の場合、工期が1年未満の緊急工事、かつ補助対象総事業費2億円以上とされており、極めて厳しい基準となっています。また、上水道施設には令和6年4月から最大で全額補助となる公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が適用されていますが、工業用水道施設には適用されていません。

○工業用水道事業の健全経営の推進

- ・工業用水道事業は、地域経済の発展や雇用の確保に重要な役割を果たしているとともに、大規模災害により給水が停止した場合、企業の生産活動が停止するなど社会に大きな影響を与えるため、施設の強靱化を図る必要があります。一方で、現行の地方公営企業繰出基準は、「消火栓等に要する経費」のほか、対象事業の限定が無い「脱炭素化の取組に要する経費」等のごく限られた経費しか認められていません。
- ・特に、令和8年度から上下水道事業を対象に制度化されたDX技術を活用した管路施設の点検・調査に要する経費を対象とした繰出基準の追加は、人材不足などの構造的課題への対応を推進するうえで活用が期待されますが、道路下埋設インフラの健全性確保という目的を達成するためには工業用水道事業へも同様の措置が必要です。

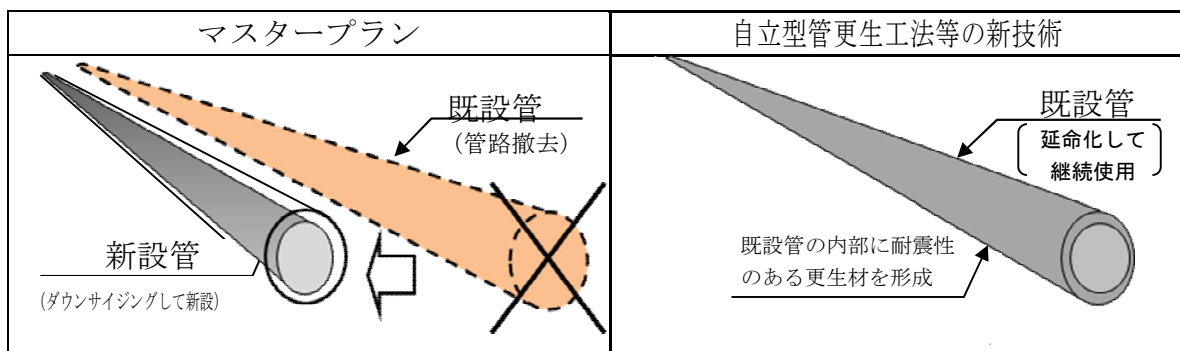
## 2 本県の取組

○工業用水の安定供給のための施設更新の推進

- ・本県ではダウンサイジングにより更新事業費を2,173億円削減することとしていますが、既設管を有効活用する新たな管路整備手法の導入などにより、さらに590億円の削減を目指しています。

### <新たな管路整備手法>

既設管の内部に耐震性のある更生材を形成し、既設管の延命化による更新費用の削減を図る（自立型管更生工法等の新技术）。



環境・

エネルギー

## 16 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

[要望・提案先：総務省、環境省]

### 【要望・提案事項】

- 脱炭素社会の実現に必要な財源の確保と地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の補助要件の緩和
- ブルーカーボン等、新たな吸収源対策を踏まえた温室効果ガス吸収量の算定方法の確立

### 1 現状・課題

- ・ 温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比46.6%削減する目標を掲げ、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していくこととしています。
- ・ 脱炭素社会の実現に向けて、県内の市町も国や県と同等の目標を掲げそれぞれの地域において脱炭素化に向けた取組を計画的に推進するためには、地方の実情に応じた安定的で活用しやすい財源の確保とともに、再生可能エネルギー等の導入を促進するため地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の補助要件の緩和が必要です。
- ・ また、脱炭素化の推進は、国と地方が一体となって取り組むべき優先課題であるため、脱炭素化推進事業債について、更なる予算措置、要件緩和、対象事業の拡充が必要です。
- ・ さらに、カーボンニュートラルを目指す上では、省エネや再生可能エネルギー導入等による、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、今後は、削減しきれない温室効果ガスを吸収する、吸収源対策も重要となります。
- ・ 従来の森林吸収源の確保に加え、農地土壌、ブルーカーボンなど新たな吸収源の確保を見込んでいますが、吸収量の算定方法が確立されていないものもあることから、国において予定されている新たな吸収源の評価等の調査事業の結果を踏まえて、早急な算定方法の確立が必要です。

### 2 本県の取組

- ・ 静岡県地球温暖化対策実行計画では、2050年の脱炭素社会の実現を目指し、「徹底した省エネルギー対策等の推進」、「再生可能エネルギー等の導入・利用促進」、「技術革新の推進」、「吸収源対策の推進」の4つを施策の柱と定め、取組を推進しています。
- ・ 温室効果ガスの排出量が最も高い産業部門の排出量を削減するため、金融機関と連携して中小企業の脱炭素経営への転換を支援しているほか、家庭部門については、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた県民運動を展開しています。

【県担当課】環境政策課

# 17 エネルギー政策の推進

[要望・提案先：経済産業省・国土交通省]

## 【要望・提案事項】

- 洋上風力事業の確実な完遂に向けた支援の強化[経済産業省・国土交通省]
- 次世代型太陽電池の普及拡大に向けた支援の強化や蓄電池の性能向上、水素及びアンモニア等に係る基盤技術開発への更なる支援[経済産業省]

## 1 現状・課題

### <現状>

- ・国は、令和7年2月、「第7次エネルギー基本計画」を閣議決定し、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとし、中でも洋上風力発電を主力電源化に向けた「切り札」として導入拡大を進めています。
- ・また、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を確保できるかが我が国の産業競争力に直結することから、第7次エネルギー基本計画と同時に「GX2040ビジョン」を策定し、GXに向けた投資を後押しすることとしています。

### <課題>

- ・世界的な建設費や人件費の上昇等により洋上風力の事業環境が悪化していることに加え、漁業や海洋生態系への影響等を懸念する利害関係者や住民等の声から、案件形成が思うように進んでいない地域が見受けられます。
- ・カーボンニュートラル社会を実現するためには、発電設備の高効率化や、蓄電池の性能向上、水素やアンモニアの利活用、ICT技術で制御された地域自立型エネルギーシステムの構築など、基盤技術の開発が不可欠です。

## 2 本県の取組

- ・本県では、令和8年3月策定の「静岡県エネルギー戦略」に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギー関連産業の振興により、経済と環境の好循環の形成を目指しており、導入拡大に向けたあらゆる選択肢の検討の中で、本県における洋上風力のあり方について関係者と議論を進めています。
- ・「静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会」では、エネルギー関連技術の研究者と県内企業とのマッチングを促進し、技術開発を支援するとともに、同協議会の中に「水素部会」「次世代型太陽電池部会」を立ち上げ、県内企業の関連産業への参入促進や新技術の普及啓発に取り組んでいます。

【県担当課】エネルギー政策課

- ・水素・燃料電池分野の先進県である山梨県と連携し、両県企業による交流会や先進的な取組を行っている企業の視察会を開催するほか、首都圏で開催される展示会（H2 & FC EXPO 水素・燃料電池展）に共同出展し、国内外の企業とのビジネスマッチングを図っていきます。
- ・県の新産業戦略的育成事業をはじめとした研究開発助成事業では、カーボンニュートラルの取組を優先採択することとしており、県内企業が抱える技術開発上の隘路の克服を図っています。

## 18 長期間放置された産業廃棄物の処理に対する支援

[要望・提案先：総務省・経済産業省・環境省]

### 【要望・提案事項】

- 産業廃棄物に係る排出事業者並びに処理業者の責任強化及び「生活環境の保全上の支障」の明確化[経済産業省・環境省]
- 都道府県等が行う支障除去等に対する支援の拡充 [環境省]
- 原因者不明等により長期間放置された産業廃棄物の処理を行う市町村に対する支援制度の創設[総務省・環境省]

### 1 現状・課題

- ・ 産業廃棄物の不適正処理事案において、原因者の不明、死亡、資力不足等により廃棄物が長期間放置される現状があり、生活環境保全上の支障やそのおそれがない場合には行政代執行に至らず、廃棄物の飛散・流出リスクが継続します。
- ・ 撤去について汚染者負担の原則を徹底するためには、排出事業者による営業供託金制度を創設し、長期間放置された廃棄物を処理する財源を確保するほか、複数の排出事業者の責任範囲が不明確な場合でも連帯責任を負うなど、法令改正により処理業者及び排出事業者の責任を強化する仕組みの創設も必要です。
- ・ また、現行の廃棄物処理法では「生活環境の保全上の支障」の規定が明確ではないため、県が迅速に必要な指導や行政処分を行えるよう、法令改正によって当該規定を具体的に定めることが必要です。
- ・ 行政代執行をする場合には、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の支援が貴重な財源となりますが、基金の枯渇が懸念されるとともに、財団の審査は一定の時間を要するため、早期の代執行実施が困難な状況となっており、基金拡充及び財団の審査体制の強化に係る国の支援が必要です。
- ・ 住民の要望により処理責任はないものの自らが撤去・処理を行う市町村又は都道府県に対して、国による支援制度の創設が必要です。

### 2 本県の取組

- ・ 産業廃棄物の不適正処分行為に起因した生活環境保全上の支障が生じた場合には廃棄物処理法に基づく措置命令を発出し、行為者等に対して是正を求めています。
- ・ 「不適正処理廃棄物撤去事業費助成」制度を創設し、地域の良い生活環境を維持するため、生活環境保全上の支障が生ずる前に市町自らが長期間放置された産業廃棄物を撤去する事業に対して費用負担を軽減する措置を実施しました。(令和5～7年度)

【県担当課】 廃棄物リサイクル課

## 19 廃棄物の適正処理・リサイクルの推進

[要望・提案先：環境省]

### 【要望・提案事項】

- PCB廃棄物の処理に対する支援制度の継続及び高濃度PCB廃棄物の確実な処理体制の確保
- ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の推進に対する支援継続
- 災害廃棄物処理対策の実効性を高めるための指針の明示及び交付金の柔軟な活用
- スクラップヤードへの規制強化に係る廃棄物処理法改正における規制対象ヤードの面積や許可基準、統一的な審査マニュアル等の早期の提示、全国的な周知強化、周知・指導に必要な財政支援

### 1 現状・課題

- ・ 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」において定められている処理期限後に、低濃度PCB使用製品が使用を終え、新たに発生する低濃度PCB廃棄物の適正な処理を推進するためには、事業者に対する処分費用等の支援措置の継続が必要です。
- ・ 高濃度PCB廃棄物の処分を行っていた中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が事業終了し、現状、新たに発見された高濃度PCB廃棄物は長期間保管する必要があり、早急にそれらを処理できる体制の確保が必要です。
- ・ ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下、「広域化等」という。）を図るため、県では令和4年度から令和13年度の10年間を計画期間とする「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を策定しましたが、広域化等を推進していくためには、県が実施する広域化計画の見直しに係る業務委託費及び事務費、市町等が実施する広域化・集約化の実現可能性調査に係る業務委託費等への継続的支援が必要です。
- ・ 令和7年3月に発表された南海トラフ巨大地震の被害想定による災害廃棄物発生想定量は本県第4次地震被害想定を大きく上回り、仮置場の確保は非常に難しい状況となっています。
- ・ 災害廃棄物は、廃棄物処理法上の一般廃棄物に分類されるものの、平時には産業廃棄物として処理される性状の廃棄物も災害廃棄物に含まれているため、多くの市区町村では、既存の廃棄物処理のノウハウだけでは災害廃棄物を適正に処理することが困難な状況にあります。

【県担当課】 廃棄物リサイクル課

- そのため、発災後を見据えた平時からの備えが必要であり、国においては、災害廃棄物の排出時点における仮置場確保の優先順位等、これまでの経験から得た仮置場の設置・運営や処理に関する知見を地方自治体に共有するとともに、災害廃棄物処理計画の基礎となる考え方を示すことが求められます。
- 災害廃棄物仮置場について、国有地の提供に関する緊密な情報共有や民間事業者への提供の働き掛けだけでなく、民地の自由な売買を制限することによる税制優遇措置など、民地を仮置場候補地として選定しやすい環境づくりが必要です。
- また、多くの自治体では、災害廃棄物仮置場の確保が課題となっており、廃棄物処理施設の広域化により使用しなくなった廃棄物処理施設跡地の活用が求められています。しかし、「廃棄物処理施設整備交付金」のうち、跡地を災害廃棄物の仮置場候補地として活用する場合に限る廃焼却施設等の解体事業については、条件や手続の制約が障壁となり、活用が進んでいない状況です。自治体が円滑に交付金を利用できるよう、制度の柔軟な運用や手続の見直しが求められます。
- スクラップヤードへの規制強化のため、廃棄物処理法の改正案が第 221 国会に提出されました。本改正に当たり、規制対象ヤードの洗い出しに向けて規制対象となる面積や許可基準等の早期提示が必要です。また、自治体によって審査内容に齟齬が生じないように、統一的な審査マニュアルの早期提示、併せて統一的な申請手数料の提示が必要です。
- また、申請受付までの期間が非常に短く、規制対象ヤード事業者に情報が行き届かないことが懸念されることから、多様な事業主体に対する周知のため、多言語によるテレビ・WEB コマーシャルなどの措置が必要です。加えて、自治体が的確に周知や指導を行うための財政支援が求められます。

## 2 本県の取組

- 法定期限までに確実に処理するよう、PCB 廃棄物等の所有者の把握や、対象者への指導、県民への周知・広報等に取り組んでいます。
- ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に当たっては、令和 6 年度の環境省通知に基づき「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を改定するため、令和 8 年度から市町との協議を開始する予定です。
- 災害廃棄物処理計画を令和 7 年度に水害対策を踏まえたものに改定したほか、令和 8 年度には南海トラフ巨大地震による各市町の被害想定を踏まえたものに改定する予定です。今後、改定した県計画を踏まえた災害廃棄物処理計画の改定を県内市町に促していきます。

## 20 水環境中の未規制化学物質対策の推進

[要望・提案先：環境省]

### 【要望・提案事項】

- P F A Sの科学的知見に基づく対策とリスクコミュニケーションの推進
- 濃度低減、ばく露低減のためのP F A S対策技術の早期確立

### 1 現状・課題

- ・水質汚濁にかかる人の健康の保護に関する「要監視項目」であるP F O SとP F O Aが、全国の公共用水域や地下水で国の指針値 50ng/L を超過する事例が散見され、国民の関心が高まっている状況にあります。
- ・P F A Sについては人への健康被害について確定的な知見が示されておらず、影響を不安視する県民も少なくありません。
- ・県民の不安解消に向け、引き続き国内外の健康影響に関する知見の集積に努めるとともに、新たな知見について速やかに情報発信していくなど、リスクコミュニケーションの推進が必要です。
- ・指針値を超過した地域においては、排水、地下水のほか、土壌においても高濃度のP F A Sが確認されています。このうち、土壌については分析法や指針値が定まっておらず、また、国内外で様々な濃度低減、ばく露低減の対策技術が提案されていますが、効果的な対策は確立されていない状況であり、早期の技術確立が必要です。

### 2 本県の取組

- ・令和5年度から、公共用水域におけるP F O S、P F O A（要監視項目）、P F H x S（要調査項目）の調査を政令市等と連携して実施しています。

【県担当課】生活環境課

## 21 水道事業の基盤維持・強化のための施策の推進

[要望・提案先：国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 水道施設耐震化、水道事業基盤強化のための支援制度の充実
  - ・ 県等の整備計画に対する十分な予算措置
  - ・ 水道事業者等に対する補助制度について、自然災害に備えた水道施設の耐震化、大規模な施設整備等に要する十分な財源の確保及び長期的な支援
  - ・ 広域化に係る水道基盤強化に要する経費を対象とする補助率の引上げなどの制度の拡充
- 簡易水道事業等への支援制度の充実
  - ・ 防災・安全交付金の補助対象外とされる特定簡易水道事業や特定飲料水供給施設に係る距離要件の撤廃

### 1 現状・課題

#### ○水道施設耐震化、水道事業基盤強化のための支援制度の充実

- ・ 国は、水道の基盤強化による安全な水の供給、水道の持続性の確保等を目指して、「防災・安全交付金」等の財政支援制度を設けています。
- ・ 基盤強化方策の一つとして、県は、広域連携の推進等を行う役割が示されています。また、県が推進する施策に要する費用の2分の1は、国から交付金措置されますが、今後、水道広域化推進プランの見直し等を行う中で、広域化・広域連携に係る市町との議論に遅れが生じないためにも、十分な交付金措置をお願いするものです。
- ・ 国は、一定の要件を満たした市町や水道事業者に対し、浄水場、配水池、管路等の施設整備に関する財政支援措置を講じています。令和6年度からは、能登半島地震等の被災状況を踏まえ、災害拠点病院や避難所、防災拠点等の重要給水施設の耐震化が課題となり、国は制度改正により防災・安全交付金の対象事業メニューを拡充しました。
- ・ メニュー拡充に伴い制度利用が増加した結果、令和7年度の国予算額に対して全国の要望額が大幅に上回る状況となっています。このため、令和8年度以降における当該補助事業の内示率が低下し、今後の計画的な施設整備や耐震化の遅れが懸念されます。
- ・ 国の社会資本総合計画に記載された基幹事業に係る補助率については、下水道の広域化事業が2分の1であるのに対して、水道の広域化事業は3分の1となっています。上下水道一体の効率化を図る上では、水道の広域化事業に係る補助率の引上げが必要です。

【県担当課】 水資源課・経営課

#### ○簡易水道事業等への支援制度の充実

- ・ 本県には、地理的条件などから、特定簡易水道事業や特定飲料水供給施設として継続せざるを得ない水道が多く存在しています。これらの施設整備が国庫補助事業や国庫交付金の対象でないため、老朽化施設の更新や耐震化対応が必要であるにもかかわらず、水道事業体の財政基盤が脆弱で資金確保に苦慮しており、整備が進んでいない状況です。

## 2 本県の取組

#### ○水道施設耐震化、水道事業基盤強化のための支援制度の充実

- ・ 県内の水道事業者等では、これまでも、「防災・安全交付金」等の国の交付金制度を活用し、水道管路の緊急改善や重要給水施設としての配水管の整備等を行ってきました。
- ・ 静岡県水道広域化推進プランに基づき、県内の5つの圏域ごとの広域化に取り組んでいます。
- ・ 県企業局の榛南水道と大井川広域水道企業団の大井川広域水道では、協定を締結し、令和11年の事業統合に向けて、両水道を連結する管路の設計、工事等を進めています。

#### ○簡易水道事業等への支援制度の充実

- ・ 国の政策に合わせて小規模な水道の統合を進め、県内の簡易水道事業が、令和6年度末に104事業体となっています。

## 22 南アルプス国立公園の環境保全対策及び利用の推進

[要望・提案先：環境省]

### 【要望・提案事項】

#### ○ 南アルプス国立公園の自然環境保全対策と利用に向けた取組の推進

- ・高山植物やライチョウ等の生態系を一体的に保全するための広域的かつ抜本的な対策の実施
- ・公園区域の拡張等公園計画の早期見直し及び国によるビジターセンターの整備と職員が常駐する保護官事務所の設置
- ・中央新幹線事業者が行う南アルプスの自然環境保全のための的確な調査と実効性のある保全措置への助言及び確認

### 1 現状・課題

- ・近年、南アルプス国立公園内において、高山植物に対するニホンジカの食害が顕著となり、ほぼ全域でお花畑の消失や衰退が進行しているため、お花畑を生息地、エサ場としているライチョウや高山蝶等の絶滅につながる恐れがあります。
- ・これらの生物を保全するためには、防鹿柵の整備や、登山者の増加に伴う踏み荒らし防止策など、先手を打った高山植物保護対策等が求められています。
- ・自然環境の変化への対応や、多様な自然環境の保全と生物多様性の確保を図るため、公園区域の拡張などの公園計画の早期見直し及び国によるビジターセンターの整備と職員が常駐する保護官事務所の設置が必要です。
- ・中央新幹線建設工事により、地下水位が低下し、希少な生態系に影響を及ぼす可能性が懸念されています。将来にわたり、国民の貴重な財産である南アルプスの自然環境に影響を与えることがないように、南アルプスユネスコエコパークの理念と整合を図りながら中央新幹線事業者が行う南アルプスの自然環境保全のための的確な調査と実効性ある環境保全措置が実施されるよう、国が助言していく必要があります。

### 2 本県の取組

- ・応急的に、防鹿柵の整備などの保護対策をボランティアと連携して実施しています。また、希少野生動植物を絶滅の危機から守り、生物多様性が保全された自然環境を後世に継承するため、希少野生動植物保護条例を制定し、条例に基づく種の指定を行いました。
- ・南アルプス国立公園に配置されている自然公園指導員の活動を補完するため、ボランティアの方々を高山植物保護指導員に委嘱し、保護活動を実施しています。

【県担当課】自然保護課・生活環境課

- 中央新幹線建設工事が南アルプスの自然環境に及ぼす影響の回避・低減を図るため、静岡県中央新幹線環境保全連絡会議を開催し、中央新幹線事業者と保全対策等について対話を重ねています。
- 国内外の多くの方に南アルプスを守る取組に御賛同いただき、豊かな自然環境を次世代につないでいくために、南アルプス環境保全基金を活用し、生態系の保全と魅力発信等に取り組んでいます。

## 23 鳥獣対策の推進

[要望・提案先：農林水産省・環境省・防衛省]

### 【要望・提案事項】

#### ○ 鳥獣被害防止対策への支援

- ・ 鳥獣捕獲等被害防止対策に係る予算の確保と捕獲活動に係る支援単価の引上げ及び年度をまたいで集中捕獲できる補助制度の運用[農林水産省・環境省]
- ・ 自衛隊による組織的な支援をはじめとした演習場内でのニホンジカの捕獲対策の推進[防衛省]

#### ○ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策への支援[環境省]

- ・ 調査機材の購入や、監視業務・簡易検査業務の委託等、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対策に係る財政的支援制度の創設

### 1 現状・課題

- ・ 野生鳥獣による自然生態系への影響や農林業被害は深刻化している一方で、狩猟者の約5割が60歳以上となっており、高齢化に伴う狩猟者の減少により、捕獲対策の推進に支障を来す恐れがあります。
- ・ このような中で、計画的捕獲や被害防止目的の捕獲及び予防対策を着実に実施するためには、指定管理鳥獣対策事業や鳥獣被害防止総合対策交付金による継続的な支援と捕獲活動に係る支援単価の引上げが必要不可欠です。
- ・ ニホンジカの被害を抑えるためには一層の捕獲の強化が必要であり、妊娠時期に当たり、個体数調整の効果が高い3月～5月にかけての集中捕獲ができるよう、年度をまたいだ補助制度の運用が必要です。
- ・ 陸上自衛隊東富士演習場内及びその周辺は、ニホンジカの生息密度が高く、東富士演習場使用協定の更新協議の際に、地元から演習場内外の山林・農地への被害対策を強く要望されていることから、自衛隊による組織的な支援などにより演習場内及びその周辺での捕獲対策を進める必要があります。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生は、家畜産業への影響に加え、我が国の生物多様性保全にも大きな影響を及ぼします。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第3条に基づく「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、野生鳥獣の感染症に対する都道府県の役割と

【県担当課】自然保護課・食と農の振興課

して、「野生鳥獣の感染状況に関する情報収集や調査を始め、関係部局と連携したサーベイランス等の対策を実施する」と規定されています。しかしながら、高病原性鳥インフルエンザの発生抑制と被害の最小化を図るための調査機材の購入や獣医師等による簡易検査などの費用負担は大きく、財政的支援制度の創設が必要です。

## 2 本県の取組

- ・ 狩猟者の確保・育成を図るため、安全な狩猟や事故の適切な対応に関する研修会を実施するとともに、静岡県猟友会が取り組む、狩猟者の確保・育成や狩猟事故防止の取組を支援しています。また、地域において総合的な被害防止対策を組み立て、指導できる人材育成を目的に、野生鳥獣の生態や被害防止対策等の知識・技術を習得する研修会を実施しています。
- ・ 鳥獣保護管理法に基づく第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）を策定し、指定管理鳥獣対策事業や鳥獣被害防止総合対策交付金を活用してニホンジカの個体数の削減に取り組んでおり、年間約2万頭を捕獲し、推定生息頭数は着実に減少していますが、捕獲者の不足により生息頭数の目標達成に向けては捕獲を強化する必要があり、捕獲者の確保・育成とともに、演習場内での自衛隊による捕獲の実施に向けた継続的な働き掛けなどに取り組んでいます。

伊豆・富士地域におけるニホンジカ捕獲頭数と推定生息数推移 (単位：頭)

地域		R元	R2	R3	R4	R5	R6
伊豆	捕獲頭数	12,489	15,913	15,100	13,213	13,141	12,187
	生息頭数	40,100	35,900	30,700	26,700	21,900	20,600
富士	捕獲頭数	5,557	7,607	7,739	6,974	6,335	7,145
	生息頭数	20,200	18,700	16,900	15,300	14,700	12,100

- ・ 県内又は近隣都県において、家きん又は野鳥、飼育鳥で高病原性又は低病原性鳥インフルエンザが発生した際には、交差感染を防止するため、野鳥における簡易検査業務を、(公社)静岡県獣医師会が実施しています。

## 24 環境影響評価制度における更なる住民意見の反映

[要望・提案先：環境省]

### 【要望・提案事項】

○ 計画段階環境配慮書の手続における地域住民意見を一層反映する仕組みの整備

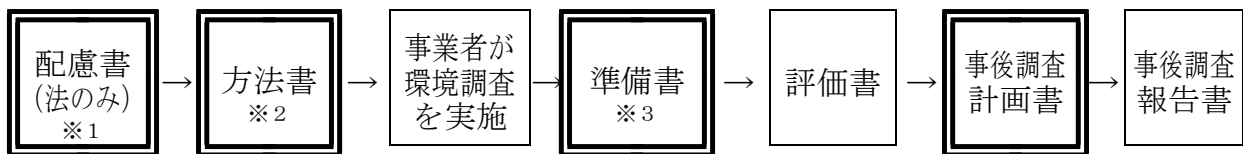
#### 1 現状・課題

- ・環境影響評価法の配慮書手続には、住民説明会の開催が義務付けられておらず、事業計画の早期の段階で、住民が事業者から事業内容の説明を受け、直接意見を述べる機会がありません。このため、環境影響評価手続が進む中で、住民とのトラブルが生じる事例があります。
- ・より早期に事業者と住民がコミュニケーションを深めることにより環境影響評価手続が円滑に進むよう、配慮書の手続においても住民説明会等の開催を求める必要があります。

#### 2 本県の取組

- ・地元の強い反対がある事業については、環境影響評価手続での住民説明会のほか、環境影響評価の手続開始前においても、事業者に住民への丁寧な説明を求めています。

【参考：環境影響評価手続の流れ】（□は知事意見を述べる手続）



- ※1 配慮書 計画段階において配慮事項の検討結果を記載したもの（法対象事業のみ）
- ※2 方法書 環境影響評価を行う方法を記載したもの
- ※3 準備書 環境影響評価の結果について意見を聴くための準備として作成したもの

【県担当課】生活環境課

観 光 ・  
交 流 ・  
インフラ

## 25 インバウンド超富裕層の受入空港・港湾への支援

[要望・提案先：国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 超富裕層が利用するビジネスジェットやスーパーヨットの受入拠点とするため、
  - ・ 空港施設等の整備に係る補助制度の拡充、事業支援
  - ・ 港湾施設の整備に係る補助制度の創設、事業支援

### 1 現状・課題

- ・ ビジネスジェット・スーパーヨットを利用する超富裕層を積極的に受け入れ、観光振興、地域産業の振興につなげていくため、県では、静岡空港をビジネスジェットの拠点とする戦略と、伊豆半島を中心とするクルーズ船やスーパーヨットを誘致する構想を立てています。
- ・ 静岡空港のビジネスジェット拠点化に向けて、ビジネスジェット専用の保安検査、C I Q（税関、出入国管理、検疫）、ラウンジ整備や、航空需要増を見据えたレーダー管制配備などが不可欠です。

また、下田港をはじめとする伊豆半島の港へのクルーズ船やスーパーヨットの誘致に向けては、港における受入施設の整備、受入環境の強化が必要です。

### 2 本県の取組

- ・ 令和8年度から静岡空港をビジネスジェットの拠点とする戦略に基づき、富裕層向けエージェント等を対象としたプロモーションや空港を起点としたモデル旅行商品の造成などの需要開拓に取り組みます。
- ・ 伊豆半島の港へのクルーズ船やスーパーヨットの誘致・受入を強化するため、賀茂地域の1市5町や県等による協議会を令和8年3月に設立するとともに、令和8年度は、ファミトリップの実施や、展示会への出展、寄港地観光のコンテンツ造成等の誘致活動に取り組みます。

## 26 道路整備の推進

[要望・提案先：国土交通省]

### 【要望・提案事項】

#### ○ 高規格道路網等の整備推進

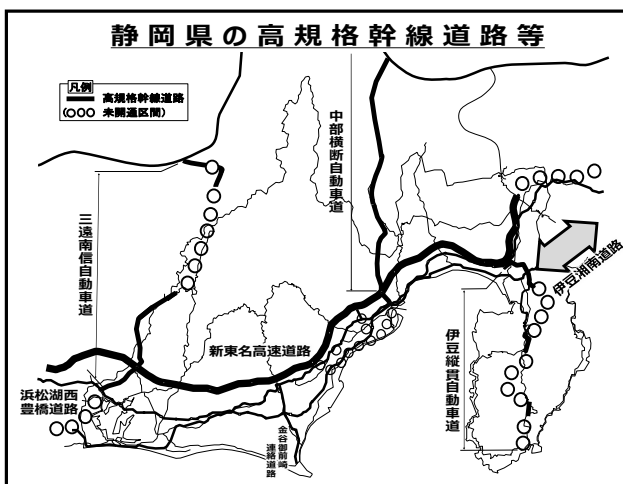
- ・ 新東名高速道路（新御殿場 I Cより東側）の早期開通
- ・ 伊豆縦貫自動車道等の整備推進及び早期事業化
- ・ 三遠南信自動車道の整備推進
- ・ 主要幹線道路（国道 1 号、国道 138 号、国道 139 号等）の整備推進
- ・ 県境を越える浜松湖西豊橋道路及び伊豆湘南道路の早期実現

#### ○ 地方における道路整備の推進

- ・ 金谷御前崎連絡道路などの幹線道路や県民生活に直結する生活道路の整備、交通安全対策等、地方が真に必要な道路整備を着実に実施するための財政支援

### 1 現状・課題

- ・ 高規格道路や一般国道等から成る基幹的な道路ネットワークの構築は、社会経済活動の基盤であり、広域的な交流を促進するために必要不可欠です。
- ・ 本県の東西軸となる新東名高速道路は、令和 3 年 4 月までに新御殿場 I C以西が開通し、様々なストック効果が発現しており、この効果を県全域に波及するために、新御殿場 I Cより東側の開通が重要となります。
- ・ 一方、南北軸となる伊豆縦貫自動車道や三遠南信自動車道は、並行する国道 414 号、国道 152 号において、大雨・土砂災害により頻繁に通行止めが発生し、住民生活に多大な影響が生じていることから、未開通区間の早期開通が必要です。
- ・ 国道 1 号や国道 138 号、国道 139 号などの主要幹線道路の整備は、物流の効率化を図り、交通混雑を緩和するとともに、県土の均衡ある発展や県民生活の安全確保の観点からも重点的に取り組む必要があります。
- ・ 県境を越える浜松湖西豊橋道路や伊豆湘南道路は、広域幹線道路網を形成し、観光交流の拡大や物流の効率化による産業振興などに寄与するため、早期実現が必要です。



【県担当課】 道路企画課

- また、県内の道路事情は、全国でワースト 1 位の人口 10 万人当たりの人身交通事故発生件数、慢性的な都市部の交通渋滞、6 割程度に留まる道路改良率、災害等による通行止めの多発など、質・量ともに不十分な状況です。

#### 静岡県の道路状況

人身交通事故発生件数（率）	495件/人口10万人・年（R6）	ワースト1位
道路法上の道路の改良率	61.6%（R6.3）	全国29位
高規格幹線道路の整備率	84.8%（R7.3）	全国平均87%
災害等による通行止め回数	56回（R7.2末時点）	

- 急速に進む道路施設の老朽化対策と合わせ、地域活性化や安全・安心な暮らしに不可欠な地域の道路整備を着実に進めるため、国庫補助や交付金等の財政支援措置による道路予算の確保が必要です。
- 南海トラフ巨大地震等の発生が危惧される本県において、道路法対策や道路施設の老朽化対策など、国土強靱化地域計画に基づく防災・減災対策の推進が重要であり、「第1次国土強靱化実施中期計画」により、これまでのペースを緩めることのない例年以上の予算・財源の確保が必要です。

## 2 本県の取組

- 他県や沿線市町等と連携し、高規格道路等の早期開通、早期事業化を国及び日本高速道路株式会社に働き掛けています。
- 幹線道路を中心とした道路ネットワークの充実や生活を支える地域道路の整備、道路施設の耐震対策を推進するとともに、予防保全管理による橋梁、トンネル、舗装等の長寿命化に取り組んでいます。
- 国土強靱化地域計画に基づく道路ネットワークの機能強化、道路法対策、道路施設の老朽化対策などに重点的に取り組んでいます。

## 27 鉄道の安全性と利便性の向上への支援

[要望・提案先：国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 地域鉄道の安全運行を確保するための、鉄道軌道安全輸送設備等整備や車両検査にかかる補助事業の確実な予算の確保
- 鉄道施設災害復旧事業の国庫補助率の引上げ、災害認定要件の緩和及び支援対象事業の充実など、災害復旧制度の見直し
- 利便性の向上のため、交通系 I C カードが広域的に利用できる環境が早期に整備されるよう、次の取組に対する国の支援拡大や補助制度の拡充
  - ・ 交通系 I C カードの利用エリアをまたいで乗車した場合、容易に精算を行える I C カード対応自動精算機の増設
  - ・ 地域鉄道における、交通系 I C カードの利用エリアの拡大・年間維持費の低減

### 1 現状・課題

- ・ 本県の地域鉄道 7 社 8 路線は、地域住民の日常生活等に不可欠な交通手段として重要な役割を果たしていますが、旅客収入は、リモートワークなどの普及による人々の行動変容等により新型コロナ前の水準まで回復せず、鉄道の安全運行を確保するための施設の安全対策等を、十分に進めることができない状況となっています。
- ・ 地域鉄道の自然災害からの復旧に関しては、全国的な課題となっておりますが、本県においても、大井川鐵道本線が令和 4 年 9 月の台風第 15 号により被災し、39.5 k m の運行区間のうち 20.0 k m が運行再開されたものの、経営環境が厳しいことから残りの 19.5 k m については事業者が費用を捻出できない状況となっています。
- ・ 鉄道軌道整備法では、鉄道事業者がその資力のみによっては当該災害復旧事業を施行することが著しく困難であると認められるときは、国は予算の範囲内で当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助するとされていますが、その補助率が 4 分の 1 以内であることから、事業者負担が大きくなっています。
- ・ また、非常災害等がかつ復旧された鉄道施設を公的主体が保有するなどの条件が整えば、国の補助率が 2 分の 1 以内の特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業の活用が可能となり、残りを地方が負担する場合には、さらに地方負担額の 95% に普通交

【県担当課】 交通政策課

付税措置がされますが、採択条件が厳しいことから、これまでに同事業が適用されたのは三陸鉄道、南阿蘇鉄道、上田電鉄、くま川鉄道のみとなっています。

- ・この特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業の前提となる非常災害等の指定は、これまで東日本大震災、平成 28 年熊本地震、令和元年台風第 19 号、令和 2 年 7 月豪雨など 8 件の災害のみであり、激甚災害になっただけでは、鉄道に甚大な被害があっても事業の活用ができません。
- ・自然災害に伴う鉄道施設の復旧については、経営環境の厳しい地域鉄道にとっては大きな負担となっています。鉄道は地域の基幹的公共交通機関として、重要な役割を果たしていることから、早期復旧を実現することが必要です。
- ・本県内の交通系 I C カードサービスについては、T O I C A エリアと S u i c a エリアにおいて提供されていますが、函南駅と熱海駅間に J R 東海と J R 東日本の管轄区域の境界があることから、県内で交通系 I C カードを利用した場合、東海道本線で完結する移動であっても入場駅と出場駅でエリアをまたがる移動は、窓口での精算が必要であるなど、広域的に利用できる環境が整備されていません。
- ・ J R 東海では、令和 3 年 3 月に T O I C A エリアを熱海駅・国府津駅まで拡大し、一部利便性の向上が図られましたが、エリアをまたがる移動についてはこれまでどおり精算が必要であり、利便性が損なわれています。
- ・県内 J R 駅には、またぎ利用の精算が容易に行える I C カード対応精算機が 14 駅に設置されていますが、その他の駅への増設が求められています。
- ・また、広域における利便性向上のために、利用エリアの拡大と併せて地域鉄道においても J R 各社の交通系 I C カードを利用可能とする機能の拡大や導入費及び年間維持費の低減に向けた取組などが求められています。

## 2 本県の取組

- ・鉄道事業者が実施する安全対策等に対し、国と協調して支援しています。
- ・大井川鐵道の災害復旧に対しては、県・沿線市町にて鉄道事業者が負担すべき部分について支援する方針を令和 7 年 3 月 28 日に関係者間で合意し、令和 7 年度から支援を行っています。
- ・定期的に J R 東海に対し、交通系 I C カードのまたぎ利用を可能とするよう要望するとともに、当面の対応として、I C カードでのまたぎ利用に対応可能な自動精算機の導入拡大を要望しています。

## 28 交通空白の解消に向けた支援

[要望・提案先：国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 地方自治体の公共ライドシェア導入が進むよう、配車アプリや管理システムの導入及び利活用や、利用者及びドライバーの安全安心対策、異業種連携など、地方自治体が実施する取組に対する補助について、国の「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの継続及び導入後の運行費用への補助メニューの拡大
- 公共ライドシェアを含む地域交通が抱える課題に取り組む地方自治体に対し、国による広域的な自治体連携や民間活力導入取組の支援及び課題解決に向けた法令等の弾力的運用

### 1 現状・課題

- ・人口減少・少子高齢化が全国的に進行する中、運転免許を返納した高齢者をはじめ、住民の移動手段の確保に対する不安が高まっています。
- ・また、乗合バスや鉄軌道路線の減便・廃止、バスやタクシードライバーの減少が進み、公共交通の確保は危機的な状況となっています。
- ・その結果、日常生活や観光の足が確保できない「交通空白」が生じ、特に、過疎地や中山間地では、移動手段の確保が課題となっています。
- ・こうした交通空白の解消に向け、国では、道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送制度、いわゆる「公共ライドシェア」制度の要件緩和や、同条第3号に基づく自家用車活用事業、いわゆる「日本版ライドシェア」の創設を行いました。さらに「交通空白」解消本部や交通空白解消・官民連携プラットフォームを設置し、地方自治体や交通事業者、民間事業者等とともに交通空白の解消に向けた取組を始めました。
- ・また、国は令和7～9年度を「交通空白解消・集中対策期間」とし、集中的に財政支援を行っています。
- ・実証運行から社会実装に向けては、幹線バスの確保維持費補助のような、実装後の運行費の支援が必要不可欠です。
- ・今後、地方自治体の取組を更に加速するためには、国による、地方自治体への財政

【県担当課】 交通政策課

支援や人材派遣の継続に加え、広域的な自治体連携を促す支援も必要です。

- ・さらに、地域住民等による共助型交通の持続的な実施には、新たな収入を得る仕組みづくりなど、法令等の弾力的運用が必要です。

## 2 本県の取組

- ・交通空白の解消に向けて、有効な対策の一つとして考えられる公共ライドシェアを県内全域に積極的に展開するため、令和6年9月に、県地域公共交通活性化協議会の下に、国・県・市町・交通事業者団体を構成員とするライドシェア専門部会を立ち上げ、先進事例の共有やアドバイザーを派遣するなどして、地域の実情に応じた伴走支援を行っています。
- ・また、令和7年8月には、県内や全国の様々な先進的取組を共有し、地域交通の活性化を推進するため、全国で初めて（一社）全国自治体ライドシェア連絡協議会と連携協定を締結しました。
- ・こうした取組の結果、令和7年度には、公共ライドシェアが新たに2市町で導入され、3市町で実証運行が行われるなど、取組が着実に広がりつつあります。
- ・さらに、令和8年1月には、有志の知事10名で研究会を立ち上げ、データを活用した交通空白解消の研究や地域交通の課題解決に向けた情報共有を行っています。
- ・加えて、国が創設した「交通空白」解消緊急対策事業を活用し、地域の人材や車両等の多様な地域資源の活用可能性の調査を行いました。
- ・調査の結果等を有効に活用しながら、引き続き、地域の実情に応じて、共助型交通をはじめとする公共ライドシェアなどを市町や団体が円滑に導入できるよう、伴走支援を行っていきます。

## 29 港湾機能（物流・人流）強化に向けた支援

[要望・提案先：国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 貨物増加や船舶大型化に対応した国際物流ターミナルの岸壁延伸（清水港）
- 安定的な港湾活動を支える防波堤整備推進及び航路・泊地の水深確保支援（清水港・御前崎港・下田港・田子の浦港・松崎港）
- 船舶の大型化やクルーズ船、海洋研究船等の寄港に対応した岸壁等の港湾施設の予防保全事業等の推進及び支援（清水港・御前崎港・田子の浦港等）
- 沿岸漂砂による航路埋没を防ぐため、国直轄予防保全事業にて実施されてきた流入土砂対策を県が継続するための支援（田子の浦港）
- 魅力ある水辺空間・国際クルーズ旅客に対応した施設・緑地等の整備推進のための支援（清水港・田子の浦港）
- 港湾物流における自動運転推進に向けた支援（清水港）
- クルーズ船等の寄港のための浮棧橋等の受入施設への支援（下田港・松崎港等）

### 1 現状・課題

- ・ 清水港新興津コンテナターミナルでは、貨物増加や船舶大型化による混雑や滞船が発生しており、基幹産業の競争力強化のために岸壁を延伸する必要があります。
- ・ 防波堤の整備・粘り強い構造化や航路泊地の水深確保、老朽化が進む施設の予防保全のほか、大型船や海洋研究船に対応した岸壁改良を推進する必要があります。
- ・ 田子の浦港では、沿岸漂砂等の堆積によって船舶の入港に支障が生じないように、港口の予防保全事業等により、港湾機能を持続的に確保する必要があります。
- ・ 清水港では、開発により失われた海浜や緑地、田子の浦港では、賑わい創出に向けた緑地・歩行空間の整備をする必要があります。
- ・ 港湾労働者やトラックドライバーの人材不足を補うため、コンテナトレーラーにおける自動運転を推進していく必要があります。
- ・ 小規模な港に寄港を希望するクルーズ船等のニーズに対応するため、通船による上陸を可能とする浮棧橋（ポンツーン）を整備する必要があります。

### 2 本県の取組

- ・ 清水港国際物流ターミナルでは、岸壁延伸と用地整備を国県一体で進めています。
- 【県担当課】 港湾企画課・港湾振興課・港湾整備課

- ・ 港湾施設の予防保全によって維持管理コストの縮減と機能維持に努めています。
- ・ セミナーや視察会、利用者説明会などのポートマーケティング活動を通して、港湾の利用促進に努めています。
- ・ 港湾物流における自動運転が導入できるよう、国、県、港湾関連事業者との実証実験の適地調整に努めています。
- ・ 伊豆半島の市や町と協力し、県内の港湾において、クルーズ船の誘致活動を積極的に進めています。

## 30 地方空港存続に向けた支援

[要望・提案先：国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 地方都市間（リージョナル）航空路線への独占禁止法適用除外の拡大
- 訪日誘客支援空港に対する国支援制度の再開、拡充
- 地方空港、リージョナル航空支援のための国際観光旅客税財源の活用範囲拡大

### 1 現状・課題

- ・ 静岡空港をはじめとする地方都市間を結ぶリージョナル航空路線は、地域間交流による地域経済活性化に不可欠であるものの、需要が小さく、収益性が低いため、路線運航を担う航空会社や空港関係業務（グランドハンドリング等）事業者等の経営は大変厳しく、大都市間を結ぶ一般路線とは異なる支援が必要です。
- ・ 特に、複数社が運航している路線は、コロナ後のビジネス需要縮小等により、需給が悪化しているため、航空会社間で便数調整、共同運航などが行えるよう、現在離島路線に認められている独占禁止法の適用除外の範囲拡大が求められています。
- ・ また、国の訪日誘客支援空港に対する支援制度は、令和5年度に終了していますが、訪日外国人客を地方に誘客するため、制度の早期再開に加え、補助率の引き上げや1空港当たりの支援上限額の撤廃、グランドハンドリング等の運航経費支援等、支援内容の拡充が必要です。
- ・ こうした地方空港、リージョナル航空路線の抱える課題解決のため、令和8年度から国際観光旅客税を国内線の取組に対する支援財源として活用することとなりましたが、地方空港のインフラ整備促進やリージョナル航空のコスト軽減のためには、保安検査機器の購入・賃借費用や航空会社の販売促進費用等の支援など、活用範囲の拡大が求められます。

### 2 本県の取組

- ・ リージョナル航空路線の拡大・安定化のため、ビジネス旅客への航空運賃補助などを行っています。
- ・ 本県及び運営権者は、国の訪日誘客支援空港に対する支援制度がなくなった後も、従前と同様に、航空会社のグランドハンドリング経費への支援等を行うことで、グランドハンドリング事業者の受注金額の増額、ひいては社員の処遇改善等につなげています。

【県担当課】 空港管理課・空港振興課

こども・  
教育

## 31 少子化対策の推進

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省・文部科学省]

### 【要望・提案事項】

- 少子化対策の総合的な推進[内閣府]
  - ・ 地方が創意工夫し、地域の実情に応じた独自の少子化対策を推進できるよう、地域少子化対策重点推進交付金の事業要件の更なる緩和、補助率の現状維持及び恒久化
- 地域における子育ての支援[内閣府・厚生労働省・文部科学省]
  - ・ 保育の現場に即して、1歳児や特別な配慮が必要な子への対応等含めた保育士配置基準の改善及び全産業の民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善の早期実施
  - ・ 保育所等整備の支援や質の高い保育の提供、保育人材の確保等のための十分な財源の確保
  - ・ 放課後児童クラブの待機児童の解消や児童の安全確保を図るため、職員の処遇改善に係る補助の拡充や補助要件の緩和など対策の強化
  - ・ 保育所等運営における物価高騰の影響を十分に反映した公定価格の設定
  - ・ 子育て家庭の経済的負担の軽減（物価高騰の影響緩和策、保育料の完全無償化、子育て家庭に対する税制上の優遇措置並びに健康保険料及び年金保険料の減免）
  - ・ こども誰でも通園制度における地域の実情に応じた柔軟な運用
  - ・ こどもの貧困の解消に向けた対策として、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援等、様々な世帯の状況に応じたきめ細かい支援を充実するための、地方自治体が行う施策への十分な財政措置
  - ・ 児童福祉法による児童入所施設措置費における学習塾費用の単価引上げ
  - ・ ひとり親家庭を支援するための各家庭に応じた総合的かつ利用しやすい支援制度の創設
- 保護や支援を必要とする子どもと家庭への取組[内閣府]
  - ・ 児童養護施設等の被虐待児受入加算費の適用期間の延長及び発達障害児を受け入れた場合の加算制度の創設
  - ・ 児童養護施設等の入所児童や里親へ委託されている児童の進学や就職に係る自動車運転免許費用の助成の実施
- 仕事と家庭との両立の推進[厚生労働省]
  - ・ 短時間勤務制度や在宅勤務など多様な働き方の推進及びパート、派遣労働者等の働きに見合った適正な処遇についての企業に対する指導・徹底
  - ・ 仕事と生活の調和を図るための職場優先意識の改革、労働時間法制の厳格な運用、フレックスタイム制度等の柔軟な働き方を支える労働時間制度の普及促進
  - ・ 一般事業主行動計画策定促進に向けた中小企業のインセンティブの拡大
  - ・ 男性育児休業の長期取得に関する支援制度創設

【県担当課】 こども政策課・こども未来課・こども家庭課・私学振興課・産業人材課

## 1 現状・課題

- ・人口動態統計（概数）によれば、令和6年の合計特殊出生率は前年から0.05ポイント減少（静岡県は前年から0.06ポイント減少）し1.15（静岡県1.19）となり、依然として人口置換水準を大きく下回っています。
- ・本県では、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、国がこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が同年12月に閣議決定されたことを受け、新たにこども・若者及び子育て当事者に関する施策の新たな指針となる「しずおかこども幸せプラン」を策定し、施策を一元的に推進していくことで、ライフステージを通じた切れ目ない支援を行っています。
- ・「しずおかこども幸せプラン」で目指す、結婚や出産、子育ての選択ができ、結婚やこどもを産み育てたいと望むすべての人の希望がかなえられる社会を実現するためには、より一層の施策の充実が必要です。
- ・子ども・子育て支援新制度において、保育士の職員配置の改善に伴う加算は、平成27年度に3歳児について創設され、令和6年度からは4歳以上児についても職員の配置基準が改善されました。1歳児については令和7年度より加算措置がされたところですが、配置基準そのものの改善が求められています。また、特別な配慮が必要な子への対応等、保育現場において必要な人員が確保されるための配置基準の改善が求められています。
- ・国の補助金を活用し、多様化する保育ニーズへの対応や保育士人材の確保等に取り組んでいますが、令和7年度の交付決定の際に、交付申請額に対して減額調整が行われるなど、十分な財源が確保されていない状況にあります。
- ・令和6年賃金構造基本統計調査を元にこども家庭庁が作成した資料によると、保育士の平均月収は、全職種平均月収より、約6万円低い状況にあり、保育士の勤務実態に合った適正な給与水準となるよう、処遇改善が不可欠です。
- ・電力・ガス等の価格高騰が保育所等の経営や子育て家庭の家計を圧迫していることから、物価高騰時においても安定した施設運営ができる制度や安心して子育てができる施策が求められています。
- ・こども誰でも通園制度については、令和8年度からの本格実施に向けた法改正が行われましたが、利用可能時間の拡大等、地域の実情に応じた柔軟な運用が求められています。
- ・こどもたちの現在及び未来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖しないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進にあたっては、地域の実情に応じたきめ細かな施策が必要です。
- ・文部科学省の「令和5年度子供の学習費調査」によると、一般の高校生の学習塾費用の平均支出額は月額約31,540円です。措置費は、月額20,000円（高校3年生のみ月額25,000円）を上限として支弁されていますが、平均支出額を下回っている状況であり、措置費の単価引上げが必要です。
- ・ひとり親家庭は依然として厳しい経済状況に置かれており、実効性のある支援施策が必要です。
- ・被虐待児や発達障害児は処遇が難しいことが多く、受け入れる施設側の負担も大きいことから、加算制度の拡充が求められています。
- ・児童養護施設等の入所児童等については、経済的状況や社会的自立を支援する観点【県担当課】こども政策課・こども未来課・こども家庭課・私学振興課・産業人材課

から、自動車運転免許費用の助成が求められています。

- ・静岡県雇用管理状況調査によれば、令和6年度の県内の男性育児休業取得率は44.1%となり、前年の27.8%と比較して大幅に増加しているものの、女性の取得率85.9%と比較すると低い水準にとどまっています。また、取得期間についても、女性の94.9%が6か月以上取得しているのに対し、男性は6か月未満が91.1%となっています。男性の育児休業の長期化は家事・育児参画につながり、少子化対策、女性活躍推進に寄与するものであります。令和7年度から、国の出生後育児休業給付金制度が開始し、収入減少分が補填されることとなり、育児休業取得に関する支援は充実してきましたが、29日以上の長期取得に対する更なる経済的な支援が求められています。

## 2 本県の取組

- ・令和7年度からこども若者施策に関して、静岡県の全庁をたばねる司令塔として「こども若者政策部長」を新設しました。こども若者政策部長は、教育委員会事務局の理事を併任し、福祉と教育の橋渡し役も担っています。加えて、新たにこども政策課を新設するなど、こども若者施策の推進体制を強化しました。
- ・本県においては、長期的な人口減少は避けられないとの認識の下、少子化の「抑制対策」に加え、「適応対策」にも取り組んでいく必要があります。
- ・令和7～8年度にかけ「しずおか・地域こども未来羅針盤」を作成し、これまでの少子化要因の客観分析に加え、地域の居心地の良さや子育ての満足感などの主観分析を実施し、市町がそれらを併せて評価することで、効果的な子育て環境の整備や街づくりを進めることとしています。
- ・また、主体的に取り組む意欲のある市町と協働して、分析結果を基に少子化対策や、少子化に適応した具体的な取組を進めるための戦略を策定します。
- ・少子化対策を図りつつ、適応対策を効果的に実施することで、安心して子育てができ、こどもが健やかに育つ活力ある地域づくりを進めています。

本県予算額の推移

(単位：千円)

年度	事業名	予算額
令和7年度	ふじのくに少子化突破戦略の新羅針盤改訂事業費	7,000
令和8年度	しずおかみんなで子育て応援推進事業	84,000

- ・男性の育児休業の長期化を促進するため、令和7年度、国の出生後育児休業給付金制度における支援対象期間を上回る29日以上の育児休業取得を対象とした「男性育児休業長期取得応援手当」を創設しました。申請者からは、本制度が長期取得のきっかけになったとの声が多数寄せられており、効果的な施策となっています。

【県担当課】 こども政策課・こども未来課・こども家庭課・私学振興課・産業人材課

## 32 学級編制基準の見直しと公立学校教職員定数の改善及び弾力的活用の推進

[要望・提案先：総務省・文部科学省]

### 【要望・提案事項】

- (全校種) 教職員定数改善計画の策定・実施及び加配定数の弾力的な活用の実施
- (義務) 特別支援学級の編制基準を6人へ引下げ
- (義務・高校) 日本語指導のための定数充実
- (義務) 免許外教科担任解消のための定数措置
- (全校種) 養護教諭、事務職員、学校栄養職員の配置基準の見直し及び養護教諭、事務職員の複数配置基準の引下げ
- (義務) 不登校児童生徒への対応に向けた定数充実
- (高校) 遠隔配信センターのための定数充実

### 1 現状・課題

- ・ 国では、新たな「定数改善計画」の策定(令和8年度～令和10年度)がされたものの、長期的な計画に基づく安定的な採用等、本県が目指すきめ細かな指導を行うための教職員の計画的な配置を行うことはまだ困難な状況となっています。
- ・ 多文化共生社会や少子化の進展に加え、いじめや不登校、暴力行為、貧困などの課題、特別支援教育対象児童生徒の増加、インクルーシブ教育システムの構築、学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築など、時代の変化に伴う新しい教育環境に対応するためには、事務職員、学校栄養職員の配置基準の見直しなどが必要です。また、養護教諭の配置基準については、令和8年度から3年かけて50人引き下げられますが、児童生徒数が減少しているため、この基準では配置数を維持することができません。
- ・ これらの課題への対応には、適正な人員配置が不可欠ですが、現在、現場の人事配置には、以下のような課題があります。
  - ① 中学校の段階的な35人学級編制の実施に伴い、指導方法工夫改善加配が年々減少しており、少人数による指導等のきめ細かな指導を行うための人員配置が年々難しくなっています。
  - ② 小学校専科指導(教科担任制)は、令和7年度、国により4年生への拡大が図られたものの、小学校専科指導(発展的見直し分)の移行による対応であるため、加配教員が不足しており、専科指導の推進において学校間格差が生じていくことが懸念されます。
  - ③ 小学校専科指導(英語)は、英語教育の充実及び教員の持ち時間数の減につながっていますが、担当教員は、週24時間の授業に加え、成績処理等で多忙を極

【県担当課】義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教育施設課

めています。

- ④ 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級においては、インクルーシブ教育の方針を受けて特別な支援が必要な児童生徒が急増しており、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導を行うためには、現行の学級編制基準では十分とはいえない状況にあります。
  - ⑤ 日本語指導を必要とする外国人児童生徒が急増しており、標準法における配置基準（18：1）による基礎定数化の対応では十分とはいえない状況にあります。
  - ⑥ 免許外教科担任解消のため、定数活用による非常勤講師を配置していますが、そのために、本来学校に配置すべき教員が減少しています。
  - ⑦ 全国的な傾向と同様、本県においても不登校児童生徒は年々増加し、子供たちの多様化・複雑化する課題にきめ細かく対応することが困難な状況にあり、教員の負担も増大しています。また、いじめや不登校への対応、心理的に支援を必要とする児童生徒の増加等、養護教諭の役割は大きくなっていますが、養護教諭は、比較的規模の大きい学校でも一人配置であるため、十分に力を発揮できない状況にあります。
  - ⑧ 小中学校では、全ての市町において共同学校事務室を設置し、事務職員の学校経営への参画を促進することで、教員の多忙化の解消及び教育の質の向上に努めておりますが、事務職員の負担は大きくなっています。令和8年度から、共同学校事務室を複数設置する市町に統括する事務職員を配置する定数が新設されましたが、この配置数では十分ではありません。また、特別支援学校では、幼児児童生徒の増加に伴い、教育環境の整備や幼児児童生徒の就学奨励費等の業務量が増加の一途にあります。
  - ⑨ 学校栄養職員は、児童生徒数の減少に伴い定数が年々減少しており、学級数の減少よりも定数減となった学校栄養職員の対応学級数の方が多いため、1人の学校栄養職員が受け持つ学級数は増加傾向にあり、児童生徒が食育指導を受ける機会が少なくなっています。
  - ⑩ 小規模校では開講が難しい専門性の高い教科指導等の配信を行う遠隔配信センターの役割が高まっています。しかし、遠隔配信センターに配置できる教員数が少ないため、必要な科目の配信ができない状況が続いています。
  - ⑪ 児童生徒数の減少や市町の施策により、学校統合や義務教育学校への移行が、複数の市町及び学校において同時期に実施される状況にあります。令和8年度には学校統合のための支援としての定数改善が図られましたが、本県の対象校を十分に支援できる状況にはありません。
- ・ このような現状に対応するためには、定数改善や国加配の弾力的な活用、基礎定数化の配置基準（日本語指導・通級指導・初任者研修）など定数及び施設整備費補助において、実態に見合った見直しが必要です。

【県担当課】 義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教育施設課

- ・ その他、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置により、教員の負担軽減が図られていますが、補助対象経費に費用弁償（通勤手当）が含まれていないため、地域によっては、人材確保に非常に苦慮している現状があります。

## 2 本県の取組

- ・ 令和元年度から義務教育課程全学年において 35 人以下学級編制を実施  
⇒指導方法工夫改善加配の活用と県単独加配（令和 7 年度 3 人）の措置
- ・ スクール・サポート・スタッフの活用  
⇒令和 6 年度、全小中学校 464 校へ、1 校平均週約 20 時間配置し、教員 1 人当たり週約 18 分（令和 5 年度約 21 分）の総勤務時期間減少の実績  
⇒令和 7 年度、全小中学校 460 校へ、1 校平均週約 20 時間配置  
⇒障害者雇用促進に向け、令和 8 年度に障害者枠として、25 人配置（予定）
- ・ 小学校 1 年生 1 学級 31 人以上の学級を有する学校への支援員配置  
⇒令和 7 年度、1 学級 31 人以上の学級を有する学校 55 校へ、1 校平均約 15 時間 80 人を配置
- ・ 特別支援学級への非常勤講師の配置  
⇒令和元年度まで、自閉症・情緒障害学級に 7 又は 8 人の児童生徒が在籍する学校に非常勤講師を配置してきたが、令和 2 年度から、上記に加え、知的障害学級に 8 人の児童生徒が在籍する学校にも非常勤講師を配置
- ・ 日本語指導非常勤講師の配置  
⇒令和元年度から、特別の教育課程を編成している児童生徒が在籍し、加配等が配置されていない学校へ配置
- ・ 高等学校における通級指導  
⇒高等学校において特別な支援が必要な生徒に対応するため、通級指導の加配を有効活用
- ・ センター配信型遠隔教育推進事業の実施  
⇒令和 6 年度に遠隔配信センターの機器及び配信体制を整備し、令和 7 年度から単位認定を伴う遠隔授業を 4 校（稲取高校、松崎高校、伊豆総合高校土肥分校、浜松湖北高校佐久間分校）実施
- ・ 学校統合のための支援  
⇒統廃合によって生じる児童生徒に関する課題に対応するため、児童生徒支援の加配を有効活用

【県担当課】義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教育施設課

## 33 高等学校等就学支援金制度等の着実な推進

[要望・提案先：文部科学省]

### 【要望・提案事項】

#### ○ 就学支援制度等の着実な推進に向けた安定財源の確保

#### 1 現状・課題

- ・いわゆる高校無償化により、令和8年度から、就学支援金の所得制限の撤廃や支給上限額の引上げが導入されることとなりましたが、三党合意に基づき国主導で制度改正が行われたにもかかわらず、これまで全額国庫補助金で財源措置されていた就学支援金に対し、4分の1の都道府県負担が生じています。
- ・また、奨学給付金についても、三党合意に基づき、中所得層まで対象世帯が拡大されたところですが、「地方に負担が生じることのないよう令和8年度から国の負担割合を10分の10とする」との見直し方針につきましては、国の支援割合が3分の1から2分の1までの拡充に留まっています。
- ・都道府県負担に対しては地方財政措置が行われたところではありますが、今後の地方負担の拡大が危惧されます。
- ・国主導により進められた、いわゆる高校無償化による就学支援金制度等の着実な推進にあっては、国において、令和9年度予算編成・税制改正に先送りされた安定財源の確保を早急に実現していただき、地方負担を拡大することなく推進していただく必要があります。

#### 2 本県の取組

- ・年収270万円未満の世帯においては、全日制高等学校にあっては、就学支援金（年額457,200円）に加えて年額55,800円までの授業料減免額を助成することで、年額513,000円を支援しています。
- ・また、令和8年度からの制度改正に伴い、年額457,200円までを上限とする新たな就学支援金制度の対象外となる、令和7年度までの年額396,000円を上限とする外国籍生徒や外国人学校の生徒に対し、私立高等学校の授業料減免を、従前と同様に、世帯の年収区分に応じて、独自に助成します。
- ・公立高校においては、公立の支給上限額の118,800円を支援しています。

【県担当課】健康福祉部私学振興課、教育委員会高校教育課

## 34 高校教育改革の推進に向けた支援の充実

[要望・提案先：文部科学省]

### 【要望・提案事項】

- 高校教育改革の実現に必要な継続的な自治体支援
- 令和9年度以降の交付金等の新たな財政支援の仕組みの構築

### 1 現状・課題

- ・本県においては、少子化の急速な進行と学校の小規模化に伴い、教員数の減少や将来に向けた教育投資の困難さなどの教育課題に直面しており、少子化の中でも教育の質を確保するための取組等を通じて、県立高校の役割の再定義と機能強化が求められています。
- ・これは、国の2040年に向けた「N-E. X. T. ハイスクール構想」と課題や取組の方向性を同じくするものであり、国と各都道府県が連携した高校から大学・大学院に至るまでの一貫した改革により実現されるものであります。
- ・国の「N-E. X. T. ハイスクール構想」に示される、地域の経済や社会の発展を支える人材の育成等に向けた高校改革を実現するためには、各都道府県の実行計画策定に係る伴走支援や高大接続を見据えた大学改革、自治体の財政力による教育格差が生じないための財政的支援について、国からの継続的な支援が必要不可欠です。
- ・また、国の令和7年度補正予算にて措置された産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業による改革先導拠点での継続的な取組や改革先導拠点での成果等を踏まえた域内の高校における改革に関する取組には、持続的で膨大な財政負担が生じることが懸念されます。
- ・「N-E. X. T. ハイスクール構想」にある教育改革に関する取組が各都道府県で継続され、大きな成果を上げていくためには、令和9年度以降の交付金等の新たな財政支援の仕組み構築が不可欠です。

### 2 本県の取組

- ・産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業に基づき、改革先導拠点での高校教育改革に関する取組を進めています。
- ・改革先導拠点での成果や課題等を踏まえ、令和8年度中の完成に向けて、他校への成果普及までを見通した高校教育改革に関する都道府県実行計画の策定作業を進めています。

【県担当課】 高校教育課

## 35 私立学校経常費助成費補助金等の拡充

[要望・提案先：文部科学省]

### 【要望・提案事項】

- 私立高等学校等経常費助成費補助金等の財源措置の充実
- 私立高等学校等経常費助成費補助金の高等専修学校への対象拡大

### 1 現状・課題

- ・私立学校の教育条件の維持向上等を図るための私立学校振興助成法に基づく経常費助成については、国の標準単価に本県独自の上乗せ加算による助成を行い、生徒一人当たりの補助単価の改善を図っています。
- ・しかしながら、少子化の進行による生徒等の減少や、長引く物価高騰などから、私立学校の経営は極めて厳しい状況にあり、私立高等学校等経常費助成費補助金及び地方交付税による国の財源措置についても更なる充実が求められます。
- ・また、高等専修学校は、高校生と同年代において専門的、実践的な職業人の育成に寄与する教育機関であり、生産年齢人口が減少する中で、その振興が求められておりますが、高等学校と異なり経常費に対する国庫補助の対象となっておらず、県単独事業による助成によっても支援に格差が生じています。

### 2 本県の取組

- ・県単独事業により、学校法人立の全日制高等学校に対し、生徒一人当たり年額 41,220 円（国庫補助、地方交付税措置を合わせ 410,598 円）を助成し、学校法人立の高等専修学校に対し、生徒一人当たり年額 102,530 円を助成しています。

## 36 夜間中学の運営に対する支援の拡大

[要望・提案先：文部科学省]

### 【要望・提案事項】

- 夜間中学の複数教場への、配置弾力化等による養護教諭・事務職員の完全配置
- 在籍生徒の多言語化、日本語指導等に関する対応
- 夜間中学在籍生徒に対する全国一律の就学支援制度の創設

### 1 現状・課題

- ・令和3年度から、都道府県立の夜間中学における教職員人件費や学校の建設経費、運営費に係る都道府県負担分について、市区町村負担分と同様に地方交付税措置の対象となりました。
- ・初期運営を支援する教育支援体制整備事業費補助金（夜間中学の設置促進・充実事業）における地方公共団体負担分についても、令和5年度から、市区町村負担分と同様に都道府県の場合も地方交付税措置の対象となりました。
- ・しかし、夜間中学の運営のためには、依然として多額の経費が必要であり、以下の課題が認められます。
  - ① 1校の夜間中学に分校等により複数教場を設置する場合、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「学校教育法」に基づく養護教諭及び事務職員の配置数は、最大でそれぞれ1人ずつであり、養護教諭・事務職員を全ての教場に配置できない状況です。このため、生徒の安全の確保や、予算執行、教職員のサービス管理等、学校運営を行う上での課題が生じます。
  - ② 開校から3年が経過し、生徒数増加に伴い、多言語化が進むとともに、日本語指導に対するニーズも高まっていますが、個々に対するきめ細やかな支援をするための人員の確保が課題です。
  - ③ 現行の就学支援制度には夜間中学在籍者が対象に含まれておらず、夜間中学を設置する市町村等ごとに制度創設の判断が委ねられている状況です。このため、就学支援制度を設けない市町村等では、入学希望者等が経済的事情により学習の機会が失われる可能性があり、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の基本理念に照らして改善が求められます。

【県担当課】義務教育課

## 2 本県の取組

- ・外国人県民や不登校の児童生徒の増加等により夜間中学設置の必要性が高まったことから、令和5年4月に県立夜間中学として磐田市、三島市の2教場に静岡県立ふじのくに中学校を開設しました。
- ・本県は東西に広い県土を有するため、全国初の2教場同時設置を行い、遠隔教育をはじめICTを活用した教育の充実に取り組んでいます。
- ・生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援をするため、ティーム・ティーチングや日本語能力や学習の定着度に対応したコースを設定しています。
- ・今後、生徒が増加していくことを考えると、教員数の確保が課題です。国の加配措置により養護教諭・事務職員を全ての教場に配置できていますが、生徒の安全の確保や、予算執行、教職員のサービス管理等について、基礎定数化による、一層の円滑な学校運営を目指しています。

### ○静岡県立ふじのくに中学校の概要

開 校 時 期	令和5年4月	
設 置 目 標	静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置方針に基づき、全ての県内在住者に義務教育の機会を保障することで、誰一人取り残さない学びの提供を目指す。	
設 置 者	静岡県	
学 校 教 育 目 標	「学ぶ喜び」の実感	
対 象 生 徒	静岡県在住の15歳以上で、日本人は①、外国人は①・②の両方を満たす人 ①日本や海外において9年間の義務教育を修了していない人又は実質的に受けられないまま卒業した人 ②在留カード所持者で在留資格が留学ではない人	
設 置 規 模 ・ 手 法	教 場 数 及 び 設 置 場 所	2教場 ・磐田本校：天平のまち3階内(磐田市中泉1丁目) ・三島教室（分校）：静岡県立三島長陵高等学校6階内（三島市文教町1丁目）
	開 校 手 法	年次進行で開設（令和7年度から全学年）
	学 級 編 制	静岡式35人学級編制による
	学 区	全県1区
教 育 課 程	実 施 教 科	全教科
	学 習 の 特 徴	・両教場間で遠隔教育を実施し、ICTを活用した学びを展開 ・生徒一人ひとりの背景や状況に応じたきめ細かな支援体制の構築

【県担当課】義務教育課

## 37 国際バカロレア認定に向けた取組の推進

[要望・提案先：外務省・文部科学省・厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- 高い専門性と指導力のある外国人教員を確保できる任用制度等の構築  
[外務省・文部科学省・厚生労働省]
- 国際バカロレア認定に必要となる人材育成及び施設整備等に係る支援の充実  
[文部科学省]

### 1 現状・課題

- ・成長戦略2020（2020年7月閣議決定）において、国際バカロレア認定校等を令和4年度までに200校以上にすることを具体的な数値目標として掲げています。（令和4年度末で認定校は207校となり目標は達成）。
- ・本県でも、グローバル化の進展に伴い、真に国際社会で活躍できる人材を育成するため、こうした国の取組に呼応して、探究的学習を特色とする国際バカロレア教育の導入実現に向けた準備を進めていますが、円滑で安定的な事業実施に当たり、以下の課題があります。
  - ① 国際バカロレア教育の導入には、英語で教科指導ができる高い専門性と指導力のある人材を確保する必要があるため、外国人教員の活用が不可欠ですが、教育職員免許法に規定された要件を有する外国人教員には限りがあり、人材の確保が困難な状況です。
  - ② 国際バカロレア認定のためには、英語で教科指導ができる人材を教員として確保する必要があるほか、教員養成のワークショップへの継続的な参加など人材育成にかかる経費や新たな施設整備にかかる経費が必要になるなど負担が大きくなっています。
- ・このような状況に対応するためには、外国人教員を容易に確保できるような新たな任用制度等の構築や、人材育成や施設整備等について、国による支援が必要です。

### 2 本県の取組

- ・本県は、令和6年4月に開校したふじのくに国際高等学校を国際バカロレア機構による認定候補校として、教員研修や施設整備などの国際バカロレア認定の準備を進めてきました。
- ・同校は、令和7年8月に国際バカロレア認定を受け、令和8年度から国際バカロレアプログラムに基づく授業を本格導入します。
- ・ふじのくに国際高等学校では、国際バカロレアプログラムを活用して、多様性や自由を尊重する新しい教育の象徴となる県立高校を実現していきます。

【県担当課】義務教育課・高校教育課・教育施設課

## 38 不登校支援のための制度充実

[要望・提案先：内閣府・文部科学省]

### 【要望・提案事項】

- 校内教育支援センターの設置拡大及び持続可能な運営に向けた財政支援の拡大  
[文部科学省]
- 学びの多様化学校設置促進に向けた財政支援の拡大 [文部科学省]
- 広域自治体における福祉・教育部門等の「こどもデータ連携」実現に向けた財政支援の実施[内閣府]
- 「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」の複数年度にわたる継続的实施[内閣府]

### 1 現状・課題

- ・不登校児童生徒が増加を続ける中、不登校対策は喫緊の課題であり、一人ひとりの状況に応じた多様な支援が必要です。
- ・当該支援の一つとして、「校内教育支援センター（以下、「センター）」は、不登校の未然防止や登校復帰の支援を通じて不登校児童生徒の増加を抑制する効果があり、文部科学省は、令和7年度から「校内教育支援センター支援員配置事業」を新たに創設しました。
- ・この事業は、新たにセンターを設置する公立小・中学校の「校内教育支援センター支援員（以下、「支援員）」配置に要する経費等を補助するもので、本県市町においては、これまで、必要性を認識しているものの財源が課題となり、センターの設置や支援員の配置が進んでいなかったため、期待が非常に大きい事業でしたが、本県の令和7年度における補助申請に対する国庫内示率は49.1%、令和8年度は57.5%であり、計画どおりの支援員配置は実現できませんでした。また、補助対象はセンター設置から3年以内とされており、市町が継続的・安定的に支援員を配置するための財源確保が課題となっています。
- ・また、「学びの多様化学校」について、本県では政令市である静岡市が令和8年度から設置、浜松市でも設置に向けた動きはあるものの、その他の市町には具体的な設置計画はありません。
- ・「学びの多様化学校」は、不登校児童生徒に寄り添った柔軟なカリキュラムを設定しつつ学びを保障し、卒業後の進路選択の幅も広がることから、不登校児童生徒の

【県担当課】教育委員会教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康福祉部こども政策課

選択肢の一つとして、県内で設置を促進する必要がありますが、市町にとって、「財源確保」「設置場所」「ノウハウの不足」等が大きな課題です。

- ・不登校を含め困難に直面する児童生徒は、家庭や発達等に関し多様かつ複雑な課題を抱えているケースがあり、早期に状況に応じた支援につなげ、困難を解消する必要があります。そのためには、福祉や教育部門等における「こどもデータ連携」により、支援が必要な児童生徒や家庭を把握できる体制の構築が有効です。
- ・「こどもデータ連携」については、こども家庭庁が基礎自治体において実証事業を行ってきましたが、広域自治体内でデータ連携を実現し、小学生から高校生までを切れ目なく見守り、支援していくためには、実証事業において蓄積した豊富な知見の提供や助言等が重要であるとともに、財源確保が大きな課題です。
- ・不登校の要因が複雑化する中で、教育現場では、家庭環境に問題があるこどもや保護者へのサポートに苦慮しており、福祉的支援が必要であっても、教育現場の専門的知識が十分でないことや、福祉部局との連携の難しさから、継続的かつ適切な支援につなぐことが困難なケースが見られます。このため、福祉部局においても、長期的な視点でこどもや保護者との信頼関係を築き、継続的で適切な支援に繋げていくアウトリーチ型支援の実施が必要となっています。

## 2 本県の取組

- ・本県の公立小・中学校におけるセンターの設置率は42.5%（令和7年度時点）であり、更なる設置促進に向けて、令和8年度も引き続き、文部科学省の補助制度に基づき、市町に対し、センター支援員配置に係る補助事業を実施します。令和7年度は、11市町約34,000千円の国庫補助申請に対し、文部科学省からの内示は約17,000千円（内示率約50%）と、当初計画どおりの支援員の配置は難しい状況となったことから、県内市町から財政支援の拡大を強く希望する声が上がっています。
- ・「学びの多様化学校」について、本県では、令和8年度より協議会開催等を通じた市町への情報提供と設置検討市町への伴走支援を通じ、設置促進に取り組めます。
- ・なお、本県では、こども・若者施策の推進に向け、部局横断的に施策や取組を検討しており、「こどもデータ連携」についても、福祉部門と教育部門の協働により、導入に向けた検討を進めています。
- ・加えて、本県では、令和8年度にこども家庭庁から「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」の委託を受け、福祉部局の支援チームによるアウトリー

【県担当課】教育委員会教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康福祉部こども政策課

チ型支援と体制整備等の実証を進めています。こうした支援は子どもや保護者との信頼関係構築に時間を要し、長期的な効果検証が必要となっています。実効性のある支援モデル確立のため、本事業の複数年度にわたる継続的な実施を要望します。

## 39 教育環境の改善

[要望・文部科学省]

### 【要望・提案事項】

- 義務教育学校施設整備に係る財政支援の充実
- 学校体育館空調設備整備に係る財政支援の充実
- 水産高校実習船に係る財政支援の充実
- 自治体間格差のない、ICTを活用した教育の推進に必要な環境の整備

### 1 現状・課題

- ・ 本県の教育環境は、県立・市町立ともに学校施設の老朽化が進行するとともに、近年の猛暑による空調の整備やICTの活用など新しい機能の拡充も求められています。教育環境の改善のためには、これらの施設の改修や設備更新、ICT等の整備を着実に進めていく必要があります。
- ・ 小中学校においては、小中学校等の再編の際に安全・安心を担保するため、津波浸水区域外とするとともに、通学の負担や地域との連携の視点から、市街地の近接地に必要な面積を満たした新しい学校用地の取得及び造成が必要となります。さらに、新しい時代の学びを実現するためには、より多くの学校スペースが必要となるとともに、再編による学区の拡大でスクールバスの継続的な運行が必要となります。これらについては、建築基準単価の引上げや補助制度の拡充が必要です。
- ・ 学校体育館については、近年の猛暑により、熱中症対策の重要性が増しており、学校の体育や部活動では、こまめな水分補給の時間を設け、暑さ指数であるWBGTを把握して、適宜クールダウンを行いながら活動せざるを得ない状況であります。更に災害発生時に地域住民や帰宅困難者の避難所の役割を果たすことから、学校体育館に空調設備の整備が必要です。現在の補助制度「空調設備整備臨時特例交付金」では、特別支援学校や小中学校は補助対象となっているものの、高等学校は補助対象となっておらず、補助対象の拡大が必要です。
- ・ 水産高校の実習船については、老朽化のため更新が必要となりますが、昨今の物価高騰等の影響により建造費が上昇しており、交付金単価に、実際の建造単価を反映する等、更なる充実が必要です。
- ・ ICT教育の環境整備については、国のGIGAスクール構想を着実に進めていくために、自治体の財政力による教育格差が生じないように、既に整備された1人1台端末の継続的な更新やネットワーク環境の整備に加え、次世代校務DX環境の整備、ICT活用指導力の向上に係る教員の支援体制の拡充など、物価上昇を加味した上で、自治体の整備状況に応じた支援が必要不可欠です。

【県担当課】 教育施設課

## 2 本県の取組

- ・小中学校の再編については、先進的な事例を見学しながら再編事業や補助事務の説明を行うなど、県主催の市町職員向け勉強会を継続的に実施しています。
- ・学校体育館については、スポットクーラーを各学校へ配布し、学校の体育や部活動で体調不良を訴えた生徒に対して一時的にクールダウンできる環境を整備しています。
- ・水産高校実習船については、県外水産高校の先進事例を確認し、仕様や設備などの知見を収集して、本県の設計に反映させています。
- ・ICT教育の環境整備については、地域全体として格差を生まない整備に取り組むとともに、県内自治体の学校・行政運営の高度化・簡素化・効率化に資するため、県内全市町とICT教育に関する連絡会を設置し、端末の利活用促進やICT活用に係る好事例等の横展開を図っています。

## 40 学校給食費の負担軽減事業の円滑な実施

[要望・提案先：文部科学省]

### 【要望・提案事項】

#### ○ 学校給食費の負担軽減に係る必要な財源の確保

#### 1 現状・課題

- ・国は、令和8年4月からの小学校段階における学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）を行うことを決定し、財源は国と都道府県が1/2ずつ負担、都道府県の負担分は地方財政措置によるとされています。
- ・学校給食費の負担軽減は、子育て世帯の経済的負担の軽減及び教育の機会均等の確保の観点から、国の責任において全国一律の制度として確実に実施されるべきものと考えます。
- ・本事業の実施に当たっては、安定的、恒久的かつ明確な財源措置が不可欠であり、必要な財源は全額国費により確保することを基本に、地方公共団体に新たな財政負担を生じさせないよう万全の措置を講じる必要があります。

#### 2 本県の取組

- ・静岡県の令和8年度当初予算において、小学校、特別支援学校（小学部）における学校給食の食材費を支援するための必要な経費を計上し、令和8年4月から支援を開始しています。

【県担当課】健康体育課

# 41 県立図書館整備のための国庫補助制度の創設

[要望・提案先：文部科学省]

## 【要望・提案事項】

### ○ 県立図書館整備への国庫補助制度の創設

#### 1 現状・課題

- ・生涯学習の拠点である都道府県立図書館においては、書庫狭隘化や老朽化に対応した施設整備が喫緊の課題になっています。
- ・文部科学省は「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を示していますが、この基準を達成するためには、現状の図書購入費や維持管理費等における地方交付税措置のみならず、図書館の施設整備にも踏み込んだ、より一層の財政措置が必要です。
- ・図書館整備を対象とした補助制度は国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金がありますが、当該補助制度は市のまちづくりと連携した中心拠点区域での整備に限定され、施設規模の大きい都道府県立図書館では補助要件を満たすことが難しく、財源の確保が課題となっています。
- ・また、近年の物価高騰により建設費用が膨れ上がり、都道府県の財政負担が増加していることも大きな課題であり、施設の新築及び改修等に係る補助制度を創設することが必要です。

#### 2 本県の取組

- ・静岡県立中央図書館は県内唯一の県立図書館として、専門書収集や高度なレファレンス、市町立図書館支援、県全域の読書推進などの重要な役割を担っています。
- ・現施設の老朽化や狭隘化といった問題を受け、平成 29 年度に東静岡駅南口の県有地へ全館移転整備を決定し、令和 10 年度の完成を目指し、令和 7 年 3 月まで設計を進めてきました。
- ・しかし物価高騰による事業費の大幅な増加や、当初想定していた交付金の内示額が大幅に下回る結果となったことを受け、「経済性」や「機能性」の観点を重視して整備計画を見直し、令和 10 年代中頃から後半の完成を目指して事業を進めています。

【県担当課】教育委員会社会教育課

# 健康福祉

## 42 医師・看護職員確保対策の推進

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

#### ○ 医師確保対策の推進

- ・国による抜本的な医師偏在是正策の導入
- ・臨床研修医の募集上限枠について、人口当たり医学部定員数が少ない県にも配慮した算定方法への変更
- ・専門研修プログラムにおけるシーリングの厳格な運用
- ・医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージについて、即効性と実効性のある運用

#### ○ 看護職員確保対策の推進

- ・「看護師等の人材確保の促進に関する法律」等に基づく看護職員確保対策の更なる推進
- ・夜間勤務や在宅医療等、人材確保が急務となっている部門に対する対策の強化
- ・看護職員が離職等をした場合の届出制度の適切な運用に対する支援
- ・看護師の特定行為修了者の就業者数の増加を図るための施策の充実
- ・新たな看護提供方式の導入等による業務効率化への支援

### 1 現状・課題

- ・現在「医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」で、「必要な地域枠等を設置する場合は、原則として恒久定員枠内で設置することについて検討を進める」方針が議論されています。
- ・全国調査では、医学部卒業生の約50%が出身大学の都道府県内で勤務していることなどから、人口当たり医学部定員数の差を考慮しないまま、恒久定員内への地域枠設置の方針となる場合、都道府県間の不均衡が更に拡大し、偏在の助長につながりかねません。
- ・現在の臨床研修の募集定員上限の算定の一部において、医学部の入学定員を用いた上限枠設定が行われています。医学部定員は、人口当たりの定員数で換算すると各都道府県間で格差があり、これを上限枠設定の算定基礎に用いると、更なる格差が生じ、結果的に医師の偏在解消につながりません。
- ・専門研修プログラムにおけるシーリングについては、現在のシーリング数が専門研

【県担当課】医療人材課

修開始者と比べ過大であり、地域及び診療科の偏在解消に資する内容とは言えません。また、令和8年度のシーリングで新たに加わった「加算数」は、偏在指標上位の大都市圏において、令和7年度の採用実績に近づいており、シーリングを緩和するものとなっています。加算数は指導医を派遣した分、専攻医を多く採用できるため、その結果、さらに多くの指導医の派遣につながり、偏在を助長することから、専門研修指導医の派遣実績による加算数の導入には課題があります。

- ・さらに、医師少数県である本県においても、日本専門医機構によるシーリングとは別に学会の独自運用により、小児科の研修プログラムの増員が認められておらず、医師法に基づく意見提出を厚生労働省に対して行いましたが、依然として改善されず、偏在の解消につながりません。
- ・また、令和6年12月に国が公表した医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージにおいて、経済的インセンティブ等の様々な手法が示され、医師の勤務・生活環境改善のための設備整備や土日の代替医師確保を行う医療機関への支援策等のみが令和8年度に予算化されています。今後、医師手当事業等の実施が予定されていますが、これらの事業について即効性と実効性ある偏在対策となるよう、医療現場や医療関係団体から十分に意見を聞きながら進める必要があります。
- ・看護職員は、育児・介護を背景に多様な働き方をする職員が増えたことなどにより、夜間の勤務が可能な職員の確保が次第に難しくなってきたことや、在宅医療需要の高まりなどに伴い人材の確保が急務となっている分野に従事する看護職員へのインセンティブの付与など人材確保に取り組む医療機関等への支援が必要です。
- ・看護職員が離職等をした場合の届出制度では、職員が離職する段階で登録を行う意思を持つ必要があり、そのための啓発活動の充実等が必要です。また、本人に代わって届け出る就業先への啓発など届出数を増やすさらなる取組が必要です。
- ・看護師の特定行為の普及促進には指定研修機関・協力施設の充実が必要であるとともに、特定行為について引き続き診療報酬加算を拡充・見直しするなど、より実効性のある制度とすることが必要です。
- ・国は、「医療機関の業務効率化・職場環境改善の推進に関する方向性について」において、医療機関の業務のDX化の推進として、令和7年度補正予算により財政支援などを実施するとしています。また、「医療機関の業務効率化・勤務環境改善への支援」において、所要の法改正により地域医療介護総合確保基金に業務効率化・勤務環境改善の取組を支援する新たな事業を設け、業務のDX化を進めることとしていますが、業務効率化には多額の経費がかかるため、十分な予算を確保し支援を【県担当課】医療人材課

継続することが必要です。

- ・医療機関の業務効率化に向けては、看護DXにとどまらず、セル方式など新たな看護提供方式の導入も効果的であると考えますが、導入に当たっては、設備や勤務表作成システムなどの整備を支援する必要があります。

## 2 本県の取組

- ・本県の医学修学研修資金の貸与実績は年々増加しており、令和8年3月末現在、1,806人と全国一の水準となっています。
- ・平成26年度から仮想大学である「バーチャルメディカルカレッジ」を創立・運営して医学修学研修資金貸与者を大学1校の医学部入学定員に相当する120人に拡大し、県内外からの医師確保、地域の偏在解消に努めています。
- ・また、県内外10大学に計59枠の地域枠を設置し、各大学と連携して在学中から本県の地域医療を学ぶ機会を提供するなど、将来の定着に向けた取組を進めています。
- ・医師数が不足する地域に対しては、大学と連携し、指導医等の派遣調整を行うとともに、病院総合診療医、産婦人科医及び小児科医専門研修プログラムの整備を進めています。
- ・医師、看護師等の働き方改革についても、「静岡県医療勤務環境改善支援センター」を設置し、法令改正や医療機関が取り組むべき具体的な内容について説明会を開催するなど、医療機関への周知を図るとともに、医師の長時間労働の改善及び地域医療提供体制の確保を目的として、労働時間短縮や勤務環境改善に取り組む医療機関に対し補助金を交付し支援しています。
- ・看護師養成所への支援、看護教員や実習指導者の養成、特定行為研修協力施設への運営費補助や各種研修の受講支援などにより、看護職員の養成的強化及び看護の質の向上に取り組んでいます。
- ・また、働きやすい職場環境づくりの支援や、新人看護職員等への研修の充実により離職防止や定着促進に取り組むとともに再就業準備講習会などにより、潜在看護師の復職を支援しています。
- ・令和7年度2月補正予算において、新たに、業務効率化に資する機器導入等を行う病院に助成する予算を計上し、看護職員の勤務環境改善への支援を強化しています。また、令和8年度に県内病院の看護提供方式等に関する調査を行い、新たな看護提供方式の成果や課題等を把握するとともに、先進事例を研修会等で情報提供し、好事例の横展開を図ります。

【県担当課】医療人材課

## 43 地域医療の確保

[要望・提案先：総務省・厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- 医療施設を新たに開設又は移転する場合における、災害時においても確実にその機能が発揮されるための立地基準や、地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針の策定[厚生労働省]
- 医療機関の経営や地域医療の確保に悪影響を与えないよう、人件費の増加や物価高騰による影響を適切に捉え、診療報酬の補てん状況等の継続的な検証と、必要に応じた改定の実施[厚生労働省]
- 公立病院に係る地方交付税措置について、普通交付税の病床割の単価引上げ等による、公立病院への制度的・財政的支援の充実[総務省]
- 全国医療情報プラットフォームの早急な構築と、設備の導入及びサイバーセキュリティ対策に係る医療機関への支援の実施[厚生労働省]
- 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、新興感染症等の発生及びまん延に備えて幅広い医療機関における患者の受入体制を強化するため、院内感染を防ぐための施設改修、医療機器の整備、医療物資の確保などの支援の実施[厚生労働省]

### 1 現状・課題

- ・南海トラフ地震による静岡県津波被害想定では、県内沿岸部のほとんどの地域で10m以上の津波が予測されていることから、患者、医療従事者、県民の皆様の安全・安心のため、病院を新たに開設する場所は、想定津波浸水区域外であることなど、立地基準や地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針を国が策定する必要があります。
- ・国は令和8年度の診療報酬改定について、令和8年度にプラス2.41%、令和9年度にプラス3.77と2段階での引上げを決定しましたが、医療現場からは十分な経営改善が見込めないという声も伺っております。予断を許さない中東情勢等により、今後想定を超える物価の上昇が発生した場合には、更なる増額改定についても検討していく必要があります。
- ・特に、公立病院では、救急医療や周産期医療などの高度急性期機能を持つ病床を多く有しており、地域医療の中核的役割を担っています。本県では、全病院に占める

【県担当課】 医務課・感染症対策課・県立静岡がんセンター経営努力室

公立病院の割合は、病院数及び病床数ともに全国平均よりも大きく上回っていることから、公立病院の経営が破綻した場合、地域医療の崩壊につながるものが懸念されるため、普通交付税の病床割の単価引上げ等が求められます。

- ・令和5年6月に公表された「医療DXの推進に関する工程表」では、保健・医療・介護の情報が共有可能な「全国医療情報プラットフォーム」を構築し、令和7年度中の本格稼働が予定されています。
- ・医療機関における効率的な医療サービスの提供や医師の働き方改革にもつながるため、早急な運用開始が求められると同時に、設備整備やサイバーセキュリティ対策に係る医療機関における多額の費用負担が懸念されます。
- ・新興感染症等の発生及びまん延時に、迅速かつ適確に医療提供体制を確保するために、改正感染症法において新型コロナ対応のない医療機関も含めた幅広い医療機関と医療措置協定を締結することが規定されたことから、多くの医療機関が次の新興感染症等に対応できるよう、設備整備補助を拡充する必要があります。

## 2 本県の取組

- ・サイバーセキュリティに関しては、静岡県警と静岡県病院協会、静岡県医師会が協定を締結し、サイバーセキュリティ対策に係る情報提供などを実施しています。
- ・県内医療機関の勤務環境改善等に資するよう、病院職員を対象とした、医療DXに精通した人材を養成するための寄附講座を国立大学法人浜松医科大学に設置しています。
- ・「地域医療構想調整会議」において、非稼働病棟を有する医療機関に対して、病棟を稼働していない理由や今後の運用見通しを確認しています。
- ・新興感染症等の発生及びまん延時に備え、平時から病床等の確保などの取組を確実に推進するため、「県感染症予防計画」に基づき、医療機関と医療措置協定を締結するなどの取組を進め、有事に対応可能な体制の構築を図っているところです。

## 44 地域医療提供体制の整備に対する支援

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- 医療提供体制推進事業費補助金に係る各都道府県の事業計画を踏まえた予算の確保・配分
- 地域の実態に即したドクターヘリ運航経費の格差の更なる是正のため、補助基準額の引き上げ
- へき地医療確保のためのオンライン診療に係る支援策の拡充
- へき地を含む市町村にある病院等への看護師、薬剤師等の派遣の見直し
- へき地の診療所に継続的に医師を派遣するへき地医療拠点病院を運営する社会医療法人に対する国による支援策の拡充
- リモートによる助言等をした病院に対する支援策の創設
- こども救急電話相談（#8000）の24時間体制の継続及び広報の強化
- 急速な少子化に対応した周産期医療体制確保のための国による支援策の拡充

### 1 現状・課題

- ・働き方改革関連法、改正医療法等に基づく、医師の時間外労働の上限規制が令和6年4月から開始されるなど、地域医療は様々な課題に直面しています。
- ・「医療提供体制推進事業費補助金」は、危機的な状況にある救急医療・周産期医療等の地域医療の提供体制を維持する上で不可欠な役割を担っています。
- ・「医療提供体制推進事業費補助金」について、令和7年度の国庫補助内示率は、本県が提出した事業計画額に対し全体で、55.9%と、昨年度の66.1%から更に低い内示率となり、各都道府県の事業の執行に支障を来たすのみならず、医療機関等の運営にも影響を及ぼしています。
- ・救急医療の一端を担うドクターヘリについては、人件費や燃料費の高騰や、他地域においては整備士不足より運休する事態が生じており、救命率の向上に高い効果を上げているドクターヘリの安定的な運航を維持するためには、補助基準額の更なる引き上げが必要です。
- ・現在、へき地にある病院等において看護師、薬剤師等についての労働者派遣が可能となりましたが、派遣先は、へき地保健医療対策等事業の対象区域を含む市町村全域とされています。

【県担当課】 医務課・地域医療課

- ・令和6年度は、看護師、薬剤師等の派遣があった29件のうち、へき地保健医療対策等事業の対象区域への派遣は1件に留まっており、へき地保健医療対策等事業の対象区域を含まない市町村との間で、不合理な較差が生じています。
- ・へき地では民間の診療所も地域医療の重要な支え手となっていますが、高齢の医師も多く、今後、地域における医療提供体制を維持することができなくなる事が見込まれます。
- ・こうしたへき地の診療所に、へき地医療拠点病院を運営する社会医療法人が新たな医師派遣を行うためには、現行の法人税非課税以上の支援策が必要です。
- ・へき地医療において、患者が看護師等という場合のオンライン診療（D to P with N）が有効であることから、令和6年度診療報酬改定において「看護師等遠隔診療補助加算」が新設されました。しかし、都市部と異なり対象患者数が少なく、移動距離も長いへき地の実情を踏まえた補助制度創設などの支援策が必要です。
- ・小児科医の不足など、小児医療を取り巻く環境が変化する中、適切な小児医療の提供体制の構築や、小児救急医療機関の医師の負担軽減を図ることが重要であることから、インターネットを活用した、ベテラン医師の助言を受けられる体制整備等、地方が独自に進める取組への補助制度創設などの支援策が必要です。
- ・こども救急電話相談（#8000）については、年間利用件数が令和5年度は53,578件、令和6年度は54,843件と、小児科医の負担軽減と子育て世代の不安の解消に大きな役割を果たしています。こども救急電話相談の相談件数は例年増加傾向にあり、今後も多くの需要が見込まれることから、引き続き十分な体制での対応を行っていく必要があります。制度の周知に当たっては、国は「それいけ！アンパンマン」による広報を展開していますが、夜間をイメージした広報デザインのみであり、WEB動画にも対応しておらず、県民に広く周知するため、広報材料の充実が必要です。
- ・急速な少子化による分娩件数の減少により、分娩を休止する医療機関が生じており、医師の働き方改革などにより、特に医師少数区域においては、地域で重要な役割を果たしている病院や診療所に大きな影響が出ています。令和7年度の国補正予算において、産科・小児科医療確保事業などの単年度の支援措置が講じられましたが、支援対象となる要件が昨年度より厳しいものであり、支援の拡充を図る必要があります。

## 2 本県の取組

- ・地域における実情を踏まえた取組を進めるため、県内の市町及び関係団体から、地域医療介護総合確保基金の事業提案を毎年度募集しています。
- ・また、各構想区域に設置した「地域医療構想調整会議」で、地域医療介護総合確保基金の活用状況等について情報共有するとともに、事業採択に当たっては関係者との協議を踏まえて決定しています。
- ・現在、全都道府県で57機のドクターヘリが運航されていますが、本県は全国に先駆けて2機体制の運航を実現し、令和6年度までの累計出動回数は28,000回を超え、県内の救急医療、へき地医療に大きな効果を発揮しています。令和2年度までに、各基地病院のドクターヘリ格納庫整備を支援し、天候等の影響を受けない環境下での日常点検整備の実施により、安全性の確保や効率的な運用を行っています。
- ・へき地医療拠点病院への運営費助成や、へき地の医療施設に必要な医療機器整備等への助成により、へき地の医療提供体制の確保を図っています。
- ・また、山間地域における医療従事者及び地域住民双方の負担軽減を図り、地域の医療提供体制を維持するため、令和3年度から3年間のオンライン健康医療相談を実施するとともに、県内のオンライン診療の取組を関係機関が共有するなど、地域のニーズに沿った医療提供体制の確保に向けた取組を行っています。
- ・県中部を中心に、遠隔で小児のベテラン医師（リモート指導医）の助言等を受けられる小児救急リモート指導医相談支援事業を実施しており、今後、全県への事業拡大を図っていきます。
- ・こども救急電話相談（#8000）については、応答率を向上させるため、専用回線の確保や回線数の弾力的な運用を実施するとともに、「それいけ！アンパンマン」のキャラクターを使用し積極的に広報に取り組んでいます。
- ・県内の分娩取扱医療機関がない地域における妊産婦及び乳幼児に対する医療・健診体制を確保するため、庁内にプロジェクトチームを設置し、市町と連携して妊婦健診や分娩時の交通費支援等の対策を講じています。

## 45 地域医療介護総合確保基金の充実

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- 地域医療介護総合確保基金について、都道府県が必要とする事業を実施できるよう十分な財源を確保
- 基金の活用にあたり、事業区分間の流用を弾力的に認めるなど、地域の実情や状況変化に柔軟に対応できる制度への見直し
- 介護保険関連施設等の大規模修繕に係る補助条件の緩和
- 年度当初から事業実施するための内示時期の早期化

### 1 現状・課題

- ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税率引上げによる増収分を活用した「地域医療介護総合確保基金」について、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、介護施設等の整備、医療・介護従事者の確保・養成等が必要なことから、予算の十分な確保が必要です。
- ・景気の拡大に伴い、消費税による税収は増加しているため、国の予算も増額されるべきですが、令和8年度の国の予算において、医療分については令和6年度と比較して69億円の減額、介護分については令和7年度と比較して94億円の減額となっているため、令和9年度の事業実施に向け、基金の十分な財源が確保される必要があります。
- ・また、基金の事業区分間の流用は認められておりませんが、地域が抱える課題はそれぞれ異なることから、地域の実情に応じて、流用を認める仕組みが必要です。
- ・基金を充てて実施する事業は、地域における様々な課題解決のため、それぞれの地域の実情に応じた創意工夫に対応しやすい面があるにも関わらず、平成29年度からは標準事業例や標準単価が設定されるなど、さらに柔軟性を失う方向性が示されています。
- ・令和2年度からメニュー追加された大規模修繕に係る補助については、介護施設等の創設等を条件としない、より利用しやすい補助制度への見直しが必要です。
- ・さらに、基金事業の国からの内示時期が遅く、現在は基金残高で対応しています。しかし、基金残高が減少しているため、確実に年度当初から事業を実施するには、内示時期を早めることが必要です。

### 2 本県の取組

- ・地域の実情を踏まえた取組を進めるため、県内の市町及び関係団体から、地域医療介護総合確保基金の事業提案を毎年度募集しています。
- ・また、各構想区域に設置した「地域医療構想調整会議」や「社会福祉審議会老人福祉専門分科会」で、地域医療介護総合確保基金の活用状況等について情報共有するとともに、事業採択に当たっては関係者との協議を踏まえて決定しています。

【県担当課】 地域医療課・介護保険課

## 46 がん対策の推進

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- がん検診受診率向上のための国民及び検診受診機関等に対する更なる普及啓発
- 早期発見・早期治療により、がんによる死亡率を下げるための未受診者対策の強化など、がん検診受診率向上に効果がある取組に係る補助事業の継続実施
- 職域のがん検診の実施状況を把握するシステムの構築
- がん患者が病気を乗り越え、自分らしく生きるためのアピアランスケア（外見の変化を補完）に係る助成制度の創設
- 妊孕性温存に係る助成制度の支援内容の拡充
- 介護保険制度が適用されない40歳未満の若年がん患者の居宅サービス等に要する経費に係る支援制度の創設

### 1 現状・課題

- ・本県の令和4年のがん検診受診率は、胃がん43.2%、肺がん54.4%、大腸がん48.3%、乳がん45.9%、子宮頸がん44.0%（国民生活基礎調査）で、第4期がん対策推進基本計画及び第4次県がん対策推進計画に定める目標（60%以上）に及んでいません。
- ・がん検診実施のための指針が改定され、職域におけるがん検診の実施状況の把握や受診勧奨等が市町の努力義務とされましたが、発送や受診勧奨を行う市町の負担増加や、自己回答式であることによる正確性の問題等が指摘されています。
- ・抗がん剤の投与などのがん治療により、抜け毛等の外見の変化に伴う悩みががんを克服して人生を取り戻す妨げになっているため、治療に伴って生じる身体的・精神的な負担を軽減することが重要です。その対応策として、ウィッグや人工乳房などの医療用補整具の購入がありますが、がん患者にとって重い費用負担であり、また、住んでいる地域で差異が生じないよう全国一律の助成制度の創設が必要です。
- ・国では、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」を実施していますが、がん患者の利便性と負担の軽減を図るため、支援内容の拡充が必要です。

【県担当課】 疾病対策課

- ・40歳未満の終末期のがん患者が居宅サービスを利用した際、介護保険制度が適用されず、家族に重い負担を掛けることになるため、生活支援を行うための全国一律の支援制度の創設が必要です。

## 2 本県の取組

- ・静岡県がん対策推進協議会で、市町や検診実施機関及び関係団体等に対して、がん検診受診率の向上を要請しています。
- ・市町等に対し指導、助言等行う静岡県がん検診精度管理委員会を設置するとともに、市町の取組に関するヒアリングを行い、さらに市町担当者を集めて全国及び県内の取組について研修する機会を設けています。
- ・また、がん検診の受診率が特に低い「被用者保険の被扶養者」と「国民健康保険加入者」には女性が多いことから、「乳がん検診受診促進キャンペーン」を令和7年度に実施して、受診率向上に取り組んでいます。
- ・妊孕性温存治療、医療用補整具購入費用、在宅療養生活に係る助成制度を実施する県内市町を対象とした補助制度を導入し、県と市町の協働で、がん患者の支援に取り組んでいます。

## 47 難病対策の充実

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- 医療費助成制度の運用経費について、各都道府県の受給者数等に応じた予算の確保
- 医療費助成の対象となる指定難病の拡大
- 軽症高額該当基準制度の見直し
- 特定医療費の支給認定有効期間の見直し
- 難病患者に対する就職支援・職場定着支援施策の更なる拡充
- 事前避難入院を含めた在宅難病患者一時入院等事業に係る助成単価の引上げ

### 1 現状・課題

- ・ 医療費助成の運用経費については、対象疾病の拡大に伴う関係者への周知や対象患者の増加に伴う受給者証交付事務に係る経費が補助対象となっておらず、都道府県の大きな負担となっています。
- ・ 難病は極めて種類が多いことから、疾病によっては研究を行う研究班が存在しないものもあり、その場合には指定難病の検討の俎上に載らないことから、医療費の負担が大きく困っている患者も多くいます。
- ・ 軽症者は医療費助成の対象外ですが、軽症高額該当基準（指定難病に係る医療費総額が33,330円を超えた月数が、申請日の属する月以前の一年以内に3月以上ある場合）に該当する者は医療費助成の対象となります。現行制度では、月毎の医療費総額は小額ですが、年額では軽症高額該当基準以上の医療費を支払っている者が対象外になるという不平等が生じています。
- ・ 難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続きをすることが負担となっています。また、各都道府県では審査を手作業で行っており負担となっています。
- ・ 障害者手帳を持たない難病患者は障害者雇用率の対象外であり、就職に結びつかないことがあるため、難病患者に対する就職支援・職場定着支援施策の更なる拡充が必要です。

【県担当課】 疾病対策課

- ・近年、台風等によって甚大な風水害がもたらされ、その結果として、停電浸水などにより、在宅人工呼吸器装着者が緊急避難をせざるを得ない状況が発生しています。患者の安全を確保するためには、居住地域の非常用電源を有する医療機関への事前を含めた避難入院が的確な対処法です。本県では、国で実施する在宅難病患者一時入院等事業を活用し事前避難入院の制度を構築しましたが、国の助成単価では高額な患者負担が生じることから、助成単価の引き上げが必要です。

## 2 本県の取組

- ・指定難病の患者数の増加に伴い、本県においても、受給者証交付等に係る経費が大きな負担となっています。

### 特定医療費（指定難病）受給者証 交付件数の推移（新規及び更新）（単位：件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者証交付件数	17,685	18,099	18,554

- ・国が定める指定難病として未指定の、橋本病及び突発性難聴について、独自に医療費助成を行っています。

### 特定疾患治療研究事業（県指定）予算額の推移（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定疾患治療研究事業（県指定）	26,000	26,000	25,000

- ・本県では、静岡県難病相談支援センターにおいて、難病患者からの就労に関する相談に応じています。

### 静岡県難病相談支援センターにおける就労に関する相談実績（単位：件、人）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
就労に関する相談件数	延べ件数	124	90	32
	実人数	37	44	8

- ・令和7年2月及び令和7年6月、制度の検証を目的として、試行的に事前避難入院を実施しました。患者の自己負担が大きいことが課題であるため、補助制度を拡充し患者負担の軽減を図るなど、使いやすい制度への見直しを県独自に進めています。

## 48 移植医療対策の推進

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

#### ○ 骨髄ドナー支援制度の創設

##### 1 現状・課題

- ・令和6年度の実績では、全国で「骨髄移植」を待つ患者1,869人に対して、移植を受けられた患者は1,021人であり、約2人に1人しか移植を受けることができず、ドナー登録者及び提供者が不足しています。
- ・「骨髄移植」は、提供者のボランティア精神・自己犠牲に委ねられており、ドナー登録者の中には提供したいという思いがありながらも、経済的な理由のため仕事を休むことができず、提供を断念するケースがあります。
- ・現在、全ての都道府県が、提供者や提供者が勤務する事業所を経済的に支援する制度を設けています。
- ・ドナー登録者及び提供者の不足は支援制度を設けている自治体に限らず全国共通の課題であることから、不足を解消するため、提供者の経済的な負担を軽減する全国一律の支援制度の創設が必要です。

##### 2 本県の取組

- ・提供者及びその勤務先に助成を実施する市町に対し、その費用の1/2を支援する制度を令和4年度に創設しました。令和7年4月1日から、全35市町が提供者に対する支援事業を実施しています。
- ・令和6年度には、本県から市町を通じて提供者23人及び6事業所に対して補助金を交付しました。

【県担当課】 疾病対策課

## 49 健康寿命の延伸に向けた取組の充実

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- 健康経営に取り組む企業に対するインセンティブ（税制、入札資格、金利の優遇等）制度の創設

#### 1 現状・課題

- ・健康経営は、日本再興戦略、未来投資戦略に位置付けられた「国民の健康寿命の延伸」に関する取組の一つです。
- ・従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組む企業や事業所が増えることは、特に働き盛り世代の健康の維持、増進を図る上で、効果があります。
- ・「健康経営」を実践する企業は増えつつありますが、中小企業を含めたより多くの企業を後押しするためには、健康経営に取り組む企業に対するインセンティブ（税制、入札資格、金利の優遇等）制度の創設など、環境整備が必要です。

#### 2 本県の取組

- ・健康寿命が全国トップクラスである本県では、企業と連携した健康づくりを推進しています。
- ・企業の経営手法である「健康経営」の視点を取り入れ、健康無関心層、特に働き盛り世代への働き掛けを強化した健康づくりを推進しています。
- ・全国健康保険協会静岡支部の健康保険組合等と連携し、健康づくりに取り組む企業・事業に対する表彰制度や健康づくり事業所宣言認定制度の運用をはじめ、統計上、脳血管疾患が多いなどの働き盛り世代の健康課題に応じた生活習慣改善ツールの提供により、健康経営に取り組む企業の増加を図っています。
- ・また、こうしたエビデンスを踏まえた取組は、厚生労働省の地域保健と職域保健のさらなる連携の充実・強化を目的とした「地域・職域連携のポータルサイト」に取り上げられ、先進事例として全国へ発信されています。

【県担当課】健康増進課

## 50 健康データの更なる利活用

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

#### ○ KDBデータの匿名化に関する基準の明確化

### 1 現状・課題

- ・レセプトや健診等の情報は、新たな健康産業の振興に有用ですが、病歴等を含む要配慮情報であるため、個人情報保護法等の規定により、その利用が強く制限されています。
- ・この解決策の1つとして、国において、レセプトや健診等の情報を全国規模で統合したNDBデータを運営していますが、活用に当たっては、申請手続が煩雑であることや、申請から実際に使用できるまでの期間を要する等の課題があります。
- ・NDBデータを利用しない場合、各市町の健診・保健指導情報、医療情報、介護情報の集合体であるKDBデータを活用することが考えられますが、産業利用する場合においては、被保険者による個別の同意を要し、対応には限界があります。
- ・データの利用方法として、次世代医療基盤法に基づく認定匿名加工業者による匿名化を行えば、同意を簡略化することができるものの、加工費用などが課題となります。
- ・一方で、KDBデータを氏名等の情報の削除により匿名化し、個人情報に該当しない状態を実現できれば、産業利用を目的とした第三者提供について、本人の同意を要さず市町の判断で提供が可能となりますが、現在の個人情報保護法や関連ガイドラインの規定では、匿名化の基準があいまいであるため、市町間で判断に差が生じることや、必要以上に提供を躊躇するという課題が生じています。

### 2 本県の取組

- ・特定健診データや人口動態統計データ等の健康関連データを活用した健康課題の見える化に、継続的に取り組み、県内市町や医療保険者が実施する健康づくりを支援しています。
- ・静岡社会健康医学大学院大学との連携により、特定健診・医療レセプト・介護レセプトの集合体であるKDBデータを活用し、地域保健の充実や医療水準の向上に資する社会健康医学研究を推進しています。
- ・県民の健康寿命の延伸及びフーズ・ヘルスケア分野の産業振興を目指す「静岡ウェルネスプロジェクト」を推進しています。

【県担当課】健康政策課

# 51 持続可能な国民健康保険制度の構築

[要望・提案先：厚生労働省]

## 【要望・提案事項】

### ○ 国の責任による、持続可能な国民健康保険制度に必要な財源の確保

#### 1 現状・課題

- ・国民健康保険を将来にわたって持続可能で、安定的な制度としていくため、国では平成30年度に、都道府県が財政運営の責任主体となって運営に参画することを柱とする制度改革が行われました。
- ・制度改革に当たっては、国による財政支援の拡充が決定されましたが、一人当たり医療費は年々増加しており、これに伴い、被保険者の保険料負担も増加しています。
- ・今後も一人当たり医療費は増加が見込まれることから、医療費の増加に耐え、安定的な制度としていくための財源の確保と、増加する医療費の適正化が課題です。
- ・制度改革に際して決定された国の財政支援は、今後も国の責任において確実に実施するとともに、国定率負担の引上げ等、制度設計を担う国による新たな財政支援が必要です。

#### 2 本県の取組

- ・長年にわたり、県民の健康づくりや介護予防活動などの取組により、医療費適正化に努めてきた結果、一人当たり医療費の低水準を確保してきました。
- ・全国比較において相対的には低水準を確保していますが、一方で、高齢化の進展や医療の高度化等に伴う医療費の増加と、少子高齢化等に伴う被保険者数の減少により、一人当たり医療費は全国的に年々増加しています。
- ・今後も一人当たり医療費は増加が見込まれ、医療費適正化の努力だけでは、医療費負担の増加に対応することは困難な状況です。

#### < 一人当たり医療費と被保険者数の推移（市町村国保） >

年度	一人当たり医療費（円）			被保険者数（人）	
	本 県	順位(低額順)	全国	本 県	全 国
R3	386,992	13	394,729	747,438	25,368,672
R4	396,629	13	403,817	705,218	24,134,252
R5	413,502	14	418,253	672,488	23,092,322

※国民健康保険事業年報

【県担当課】国民健康保険課

## 52 福祉医療費助成制度の創設及び国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- こども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度障害者（児）医療費の助成に係る全国共通の統一制度の創設
- 規制改革実施計画に基づく福祉医療費の現物給付化の取組と矛盾する、ひとり親家庭等医療費及び重度障害者（児）医療費の現物給付に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止

### 1 現状・課題

- ・各地方自治体の福祉医療費助成の制度は、対象や受給者負担金、所得制限等その内容は様々ですが、医療は、国民の生命、健康を保障するものであり、国が社会保障政策全体の中に位置付け、全国統一の制度とすることが必要です。
- ・また、現在、地方自治体がこども医療費以外の福祉医療費助成を現物給付方式で実施する場合、国は医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を科しています。
- ・これは、地方自治体の子育て環境づくりや障害者等を支援する取組を阻害するとともに、令和5年6月の規制改革実施計画に基づき、福祉医療費助成の対象者が地方公共団体の区域の内外を問わず一時的な窓口負担なく円滑に受診できるようにすべく国が進めている、福祉医療費助成の現物給付化の取組に明確に矛盾しています。
- ・この減額調整措置が、県内市町でこども医療費以外の福祉医療費助成の現物給付化が進まない大きな要因となっています。

### 2 本県の取組

- ・全ての市町において、こども、ひとり親家庭等、重度障害者（児）の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、医療費の自己負担を補助する福祉医療費助成を実施しており、県が独自に財政支援を行っています。
- ・現在、助成対象者の利便性向上や医療機関・市町等の事務負担軽減のため、福祉医療費助成の現物給付化及び併用レセプト請求方式導入の検討を行っています。

【県担当課】健康福祉部企画政策課・こども未来課・こども家庭課・障害福祉課・国民健康保険課

## 53 防疫対策等の推進

[要望・提案先：内閣官房・内閣府・厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- 医療圏ごとの感染症連携拠点病院整備に関する制度創設
- 都道府県の感染症対策を総括的に担う感染症専門施設への支援
- 都道府県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の柔軟な放出を可能とする制度の創設
- 海外からの感染症に対して効果的な対応を可能とする検疫体制の整備

### 1 現状・課題

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく医療措置協定締結医療機関と連携して、感染拡大時に各地域において、感染症患者の症状に応じた良質かつ適切な医療を提供することができるように、感染症医療に係る専門機能を有する感染症連携拠点病院を整備するため、都道府県が地域の実情を踏まえて医療圏ごとに感染症連携拠点病院を指定する制度を創設することが必要です。また、感染症対策の拠点となる感染症専門施設については、設置のみならず、運営や機能強化に対して財政的支援を行う必要があります。
- ・新型インフルエンザのみならず、毎年感染拡大を繰り返す季節性インフルエンザに対しても、医療現場における治療薬の不足を防ぐための取組が必要です。
- ・海外からの検疫感染症の持ち込みを水際で防ぐため、我が国で発生していない感染症の海外における拡大時には、検疫体制を迅速かつ適切に強化することが必要です。

### 2 本県の取組

- ・新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症対策の司令塔となる「感染症管理センター」を令和5年4月に開設し、施設改修や東部保健所細菌検査課の移転による検査機能の確保などを行い、令和6年4月から本格始動しています。引き続き、10年後を見据えて感染症への対応力を強化し、「防疫先進県」を目指していきます。
- ・改正感染症法に基づき、県感染症対策連携協議会を設け、新興感染症に備えるために令和5年度に改定した感染症予防計画を推進し、保健・医療提供体制の確保（病床、発熱外来、医療人材等の確保）に向けて、医療機関と医療措置協定締結などに取り組んでいます。
- ・また、ICTを活用した業務のデジタル化とデータ管理を一元化する情報プラットフォームを構築しており、デジタル化による業務の効率化や情報発信機能の充実を図りました。

【県担当課】 感染症対策課

## 54 肝炎治療特別促進事業の円滑な実施

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- 肝炎対策の充実を図るため、肝炎ウイルス検査を実施する企業等への国庫補助制度の創設
- 感染被害者への救済制度の更なる周知や公平な補償、救済の促進

### 1 現状・課題

- ・40代を中心とする現役世代の治療率が低く、職域を中心とした肝炎対策の取組が必要となっています。
- ・過去の集団予防接種の注射器使い回し（請求期限：令和9年3月31日）や、肝炎ウイルスが混入した血液凝固因子製剤等の投与による薬害肝炎の感染者（請求期限：令和10年1月17日）の救済については、因果関係の証明が困難等の理由により、提訴できない感染者や制度を知らない対象者も多く存在します。

### 2 本県の取組

- ・「静岡県肝疾患対策推進計画」に基づき、肝疾患死亡率を低減するため、インターフェロン治療等を必要とする肝炎患者の経済的負担を軽減するとともに、相談・検査から治療まで総合的な肝炎対策を推進しています。

#### 肝炎治療に対する医療費助成実績

(単位：件, 千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者証交付件数	2,517	2,309	2,448	2,309	1,780
助成件数	7,980	7,392	7,170	6,471	4,323
助成金額	137,985	114,466	110,704	101,485	71,600

※令和7年度は12月末時点

【県担当課】 疾病対策課

## 55 定期予防接種の見直し

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- おたふくかぜワクチン、RSウイルス抗体製剤（乳児向け）の、定期予防接種への速やかな位置付け
- 麻しん蔓延防止のため、十分な定期接種の機会がなかった年齢層に対する麻しんの定期予防接種の速やかな実施
- MRや日本脳炎をはじめとする予防接種ワクチンの安定的な供給を実現するためのワクチン生産体制の整備
- HPVワクチンの男子への定期予防接種化
- HPVワクチン普及啓発の更なる強化
- HPVワクチン接種後に副反応が生じた患者に対する健康被害救済制度の迅速な支給認定審査と補償内容の充実
- 新型コロナワクチン定期接種における財政措置
- 季節性インフルエンザワクチンの未就学児への定期予防接種化
- 骨髄移植等、造血幹細胞移植を受けた小児・AYA世代のがん患者へのワクチン再接種を予防接種法上の定期予防接種への位置付け

### 1 現状・課題

- ・国は、平成25年度から市町村の実施する定期接種費用の9割を地方交付税措置するとともに、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、高齢者用肺炎球菌を順次定期接種化し、平成28年10月からはB型肝炎ワクチン接種が、令和2年10月からはロタウイルスワクチン接種、令和7年4月から帯状疱疹ワクチン、令和8年4月からRSウイルスワクチン（妊婦向け）が定期接種化されました。
- ・広く接種を促進していくことが望ましいとされた乳幼児向けのおたふくかぜワクチンや、RSウイルス抗体製剤（乳児向け）についても速やかに予防接種法における定期接種に位置付ける必要があります。また、おたふくかぜワクチンについては、定期接種化前に就学期を迎える児等が不利益を受けないように、経過措置等を設ける必要があります。
- ・また、風しんに妊娠中の女性が罹患すると出生児に難聴・白内障等の障害が生じる先天性風しん症候群の発生が危惧されることから、各自治体が、必要な者に対する

【県担当課】感染症対策課

抗体検査とワクチン接種を実施しています。

- ・麻しん定期予防接種は、平成18年以降は2回接種とされましたが、それ以前に接種した世代は1回接種のため、十分な抗体価が確保できていない恐れがあります。
- ・予防接種ワクチンは通常の定期接種必要量を安定的に、かつ、対象疾病が流行した際には、任意接種分を含めた需要量に柔軟に対応できる供給体制が必要となります。
- ・HPVワクチン接種後の副反応については、因果関係の解明を行い、接種後に副反応が生じた患者に支援を行う必要があります。
- ・子宮頸がんを予防するためHPVワクチンの有効性の普及啓発を通じて理解の促進を図るとともに、学校や企業、経済団体等に対象者への情報提供を依頼する等、接種がさらに進むよう取り組む必要があります。
- ・ヒトパピローマウイルスは、男性の陰茎がんや中咽頭がん等の原因になることから、男子におけるHPVワクチンの定期予防接種化も急がれます。なお、北欧では、男女ともにHPVワクチンの接種率を高めることにより、ヒトパピローマウイルスの感染が激減し、HPVワクチン接種が出来ない方の子宮頸がん発症リスクも低下していることが報告されています。
- ・新型コロナワクチンの定期接種について、安定的な接種が推進できるよう、対象者の自己負担及び市町村の費用負担の軽減に資する確実な財政措置を講じる必要があります。
- ・コロナ禍以降、季節性インフルエンザの流行が大規模化・長期化しており、特に未就学児の感染者・入院者が多く、流行のピーク時期には、休日夜間輪番診療所や病院救急外来等のひっ迫が起こっています。基幹定点医療機関からの季節性インフルエンザによる入院患者数報告では、定期接種化されている65～69歳よりも、1～5歳の入院数が多くなっています。インフルエンザ脳症をはじめとするこの年代の小児の重症化を防ぐためにはインフルエンザワクチンの定期予防接種化が必要です。
- ・小児・AYA世代の若年がん患者が、がん治療として骨髄移植等を伴う化学療法を受けた場合、その影響で接種済みのワクチンによる抗体が失われ、予防接種の打ち直しが必要になることがあります。再接種の費用は全額自己負担となっています。
- ・小児がん治療における予防接種の打ち直しについては、一部の地方自治体において、独自の制度による再接種費用の助成を実施していますが、長期にわたり治療を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保と同様に、全国で統一した特例措置を創設する必要があります。

【県担当課】感染症対策課

## 2 本県の取組

- ・ 予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するために予防接種を実施し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図っています。

## 56 晩年における医療・ケアに関する希望を叶えるための環境づくり

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- 人生の晩年や末期<sup>まっご</sup>に関する本人の意思を表明した書面について、法的な効力を高める措置
- 身近な医療従事者であるかかりつけ医が、晩年の治療に関する本人の意思をカルテに記載する仕組みの構築

### 1 現状・課題

- ・医療従事者は、本人の意思を表明した書面がない場合、本人が望まない場合であっても人工的水分・栄養補給法や胃ろう等の延命治療をしなければならない場合があります。
- ・一方で、令和4年度に本県で実施した県民調査における、「終末期医療における家族や親族との話し合い状況」の回答では、書面に残している者は3.2%と非常に低い状況です。
- ・また、本人の意思を表明する書面がある場合でも、現状は法的有効性が不十分であることから、医療従事者は、患者の治療の中止を巡って本人以外の意思にさらされる可能性があります。
- ・法的有効性を高めるためには、かかりつけ医によるカルテへの記載も本人の意思を残す有効な手段と考えられますが、取組は進んでいません。
- ・同様に、本人の意思を表明する書面の公正証書化も考えられますが、一般に馴染みが薄いことから、行政が手続を支援するなど、公正証書化に取り組みやすくなる仕組みづくりが必要です。

### 2 本県の取組

- ・平成31年3月に医療・介護従事者、行政、NPO、ジャーナリズム、文化研究者等による「人生の最終段階における医療・ケアの在り方」に関する検討会を設置し、令和3年3月、3年にわたる議論を取りまとめた提言書「人生100年時代における自分らしい晩年そして末期のために」が県に提出されました。
- ・提言書を県ホームページで公開し、本人の意志を表明するために検討会が新たに提案した書式「生きかた死にかたー私のこだわり覚え」をダウンロードできるようにしています。

【県担当課】 地域医療課

- ・現在、ACP（Advance Care Planning いわゆる「人生会議」）やACPノートなどの意思表示書に関する普及啓発を図るため、医療・介護従事者、あるいは県民向けにセミナーを開催するなどしています。
- ・令和6年度には、市町職員を対象とした研修会の開催、住民へのACP普及・啓発のための地域懇談会等の実施など、市町と関係機関の連携のもとACPの普及に取り組んでいます。

## 57 認知症とともに暮らす地域づくりの推進

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- 認知症の人が起こした事故の損害賠償に対する支援制度の創設[内閣府・厚生労働省]
- 認知症疾患医療センターの設置・運営にかかる支援の充実[厚生労働省]

### 1 現状・課題

- ・高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の急速な増加が見込まれる中で、若年性認知症の人への支援も含めて、認知症施策の推進は重要です。
- ・単身世帯の増加に伴い、社会的孤立のリスクの高い独居高齢者の増加が予想され、認知症かつ独居であっても社会的支援が確実に行き届く体制づくりが急務です。
- ・また、認知症の人が起こした事故などにより、第三者に負わせた損害を家族等が損害賠償を求められる事態に備え、民間保険を活用した事故救済制度をはじめとした対策も求められています。
- ・さらに、在宅高齢者をはじめ、地域で援護を要する人を、家族だけでなく、地域で共に支え合う体制づくりや在宅で介護する人が介護しやすい環境整備が必要です。
- ・認知症の対応には早期発見、早期対応が重要ですが、認知症高齢者等の増加に伴い各認知症疾患医療センターにおける初診までの待機日数の長期化が課題となっています。このため、認知症疾患医療センターを追加指定し、待機日数の短縮を図っていく必要があります。神経画像検査（CT、MRI）、脳血流シンチグラフィ（SPECT）などの設備整備や患者数の増加に対応した専門医の配置など、運営体制強化の支援の充実が必要です。

### 2 本県の取組

- ・国が策定した「認知症施策推進大綱」（令和元年6月）及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和6年1月施行）に沿って、令和6年3月、「認知症とともに暮らす地域づくり」を柱の一つに掲げ、「第10次静岡県長寿社会保健福祉計画」を策定し、認知症の人を含めた県民一人ひとりが支え合い共生する社会を目指し、「認知症を正しく知る社会の実現（知る）」「認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる）」「地域で支えあいつながる社会の実現（「支え合う」）」「誰もが障壁なく暮らす地域づくり（暮らす）」の視点から施策に取り組んでいます。
- ・さらに、認知症の人が行方不明時に早期発見・保護できるよう、見守りが必要な人を全市町が事前登録し、所管警察署と共有する取組を推進しており、一部市町では、事前登録と併せて、認知症の人の事故を補償する民間保険加入を支援しています。
- ・また、令和7年4月1日に新たに1か所を認知症疾患医療センターに指定し、県12か所、静岡市3か所、浜松市1か所の合計16か所を指定しています。今後も、地域の実情を踏まえ、さらなる拡充を図ることとしています。

【県担当課】福祉長寿政策課

## 58 介護保険制度の円滑な推進

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- 介護職員の処遇改善や人件費及び物価の高騰に対応するための介護報酬の引上げ、地方に配慮した訪問介護事業所の介護報酬の見直し
- 介護支援専門員の国家資格化と処遇改善、離職防止対策
- 訪問看護の安全対策・ハラスメント対策の充実
- デジタル技術等を活用した要介護・要支援認定の迅速化
- 在宅で安心して生活できるよう、居宅サービスの支給限度額の引上げ
- 介護保険料の上昇を抑制するための公費負担の充実
- 財政調整交付金の調整事由に介護サービスの供給量を加味する等の見直し
- 低所得者が介護老人保健施設や介護医療院などの施設サービスや認知症対応型共同生活介護サービスや小規模多機能型居宅介護サービスの宿泊サービスを利用できるための負担軽減措置の一層の充実
- 地域包括支援センターへの人員配置増加や要支援者の介護予防サービス支援計画書作成費用の増額等、予算措置の充実
- 市町独自の高齢者福祉事業が円滑に展開できるよう、地域支援事業交付金の対象範囲の拡大及び市町が単独で事業を実施するための財政措置の充実
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所要件の見直し
- 介護人材の確保・育成を図るための財源の確保及び介護福祉士修学資金貸付事業の制度見直し
- 外国人介護職員に係る加算の創設、EPA（経済連携協定）による介護福祉士候補者及び外国人留学生への支援の充実

### 1 現状・課題

- ・令和8年6月の介護報酬臨時改定では処遇改善加算等において一定の措置が図られましたが、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、介護報酬の更なる引上げが必要です。
- ・また、中東情勢等による物価高騰の対策として、物価上昇局面において人件費・運営コスト増に機動的に対応できるよう、補助金による支援ではなく、介護報酬において物価スライド制を導入することが必要です。
- ・地方の訪問介護事業所は、都市部とは異なり人口密度が低く、移動時間やガソリン代など移動コストで不利な点が多い状況です。地方に配慮した介護報酬の見直しが必要です。

【県担当課】福祉長寿政策課・介護保険課・福祉指導課

- ・介護支援専門員は、一定の医療・介護の法定資格等を有する者が実務研修受講試験に合格し、実務研修を受講後に県の登録を受けることにより資格を取得しますが、受講試験や実務研修は国が指示する全国共通の内容であり、試験・研修は、国の責任において専門の養成機関等の設置により担われることが必要です。また、6月の臨時改定では居宅介護支援が新たに処遇改善加算の給付対象とされましたが、他業種・同業他職種に見劣りしない処遇の確保のため、令和9年度以降も継続していくことが必要です。
- ・県が行った実態調査では、多くの訪問看護事業所から、利用者からの暴力・ハラスメントに悩まされているとの報告がありますが、複数名による訪問対応で暴力・ハラスメントの防止に繋がります。
- ・現在、国においては、要介護認定の迅速化や事務負担の軽減の観点から、デジタル技術の活用や市町村の認定期間の見える化などが議論されていますが、期間の見える化に当たっては、デジタル技術などの活用により審査期間が確実に短縮できることを前提として実施することが必要です。
- ・平成26年の介護保険法改正から年数が経過し、介護老人福祉施設の入所待機者数にも減少が見られるなど、介護を取り巻く環境にも変化が生じていると考えられることから、実情に応じた入所要件の見直しが必要です。
- ・外国人介護職員の採用・育成にはコストがかかり、また、指導担当者の負担が大きいため、外国人介護職員の雇用に踏み切れない事業所もあることから、外国人介護職員の配置に係る加算の創設などの対応が必要です。
- ・介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の就労予定先の介護施設等が負担する奨学金等の費用の一部を助成する制度について、本県の日本語学校の中には、介護専門コース（2年間）を設ける学校もあることから、日本語学校生の補助対象期間を2年間とするなどの対応が必要です。

## 2 本県の取組

- ・必要なサービスの安定提供のため、人材の確保に加え、能力・資格・経験に応じた給与・処遇体系を定める「キャリアパス制度」の導入支援などにより、介護職員が将来展望をもち、長く働くことができる働きやすい職場環境を整備してきました。

### <県所管の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善加算届出等の実績>

	対象事業所	届出事業所	加算届出率	キャリアパス要件Ⅰの割合
R 4	2,183	2,045	93.7%	94.0%
R 5	2,214	2,054	92.8%	96.0%
R 6	2,209	2,054	92.9%	96.1%

\* キャリアパス要件Ⅰの割合…職位職責に応じた給料表等の整備をしている事業所の割合  
**【県担当課】** 福祉長寿政策課・介護保険課・福祉指導課

- ・将来的に必要とされる介護・福祉人材の確保のため、若年層を中心とした県民の介護・福祉の仕事に対する理解を深めるとともに、多様な人材の新規就労や、処遇改善、業務効率化による職員の負担軽減等を通じた職場定着を促進してきました。
- ・訪問看護に係る暴力・ハラスメント対策として、県訪問看護ステーション協議会に委託し、事業所等向けに暴力ハラスメントへの対応や防止方策の研修会を行っています。
- ・外国人介護職員の確保に対する支援を強化するため、静岡県国際介護人材サポートセンターを設置したほか、オンライン面接会や、外国人留学生に対し介護事業所が負担する奨学金の一部を県独自で支援するとともに、日本語研修の実施等により職場定着を促進しています。

## 59 障害のある人の自立生活を支える体制の充実

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- 障害のある人が地域で安心して暮らすことができる社会を目指して、当事者団体の意向を踏まえた以下の点に関する適切な対応
  - ・ 所得の少ない障害のある人に対するサービス利用料等の減免措置や障害年金制度などの所得保障の改善
  - ・ 地域の相談支援体制の充実及び相談支援事業者に対する経営基盤強化のための支援の拡充
  - ・ グループホームや就労継続支援B型などの事業所の運営実態に即した報酬単価の改善等による事業者の経営基盤の安定化
  - ・ 障害福祉人材の確保・育成・定着や生産性向上を図るための財源の確保
  - ・ 障害のある人の工賃向上を目的とした福産品(授産品)共同生産体制の構築に向けた財政支援の充実
  - ・ 触法行為者及び重症心身障害児(者)等支援が困難な利用者への支援制度の充実
  - ・ 障害のある人が制限なく必要な支援を受けられるシステムの導入及び支給決定基準の明確化
  - ・ 市町の障害者自立支援給付に係る超過負担の解消
  - ・ 就労選択支援の円滑な実施に必要な人員・体制の確保に向けた支援の充実
- 移動支援や日常生活用具等給付など地域生活支援事業を安定的に実施するため、市町の事業実績に見合った十分な財政的な裏付け
- 障害のある人が必要な情報を取得・利用して円滑な意思疎通を実現するための事業への十分な財源の確保
- 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金など障害福祉サービスの提供基盤の整備に対する財政支援の充実及び着実な実施に向けた早期内示
- 受講することが障害福祉サービス等報酬の加算要件とされている研修(高次脳機能障害支援研修、障害者ピアサポート研修等)を実施する都道府県への財政措置・技術的支援

## 1 現状・課題

- ・所得の少ない障害のある人に対しては、これまでも障害福祉サービスの利用者負担軽減措置が講じられてきましたが、他の制度も含めて負担のあり方や、障害基礎年金の公平な給付など、所得保障の検討が必要です。
- ・障害のある人の地域生活を支援するためには、相談支援体制の充実を図るとともに、必要なサービスを提供できる基盤の計画的な整備が必要です。
- ・障害福祉サービスを利用する全ての人にサービス等利用計画を作成していますが、基本相談に係る報酬が算定されていないなど、計画策定に当たっての相談支援事業所への負担が大きいため、相談支援事業所に対するより一層の支援が必要です。
- ・一方、障害福祉サービス提供事業者は、個別支援計画を作成し、均質なサービスの提供を行うこととなっていますが、それぞれの障害特性や個人の個性に合わせた必要な支援を行っているとは言えないのが現状であり、画一的でない、障害のある人が必要とする支援が受けられるきめ細かなシステムの構築が必要です。
- ・中東情勢等による急激な物価高騰の対策として、物価上昇局面において人件費・運営コスト増に機動的に対応できるよう、補助金による支援ではなく、障害福祉サービス等報酬において物価スライド制を導入することが必要です。
- ・若者が障害福祉サービスの担い手となるような魅力ある職場環境の改善が求められています。
- ・福祉分野におけるAIを活用したロボット・ICT化が急速に推進していることから、人材が不足する福祉現場に導入するにより、生産性が向上する環境を整備していく必要があります。
- ・工賃は上昇傾向にありますが、目標工賃月額（本県：30,000円）には届いていない状況であり、更なる工賃の向上に向けて、生産能力や品質の向上につながる共同生産体制を構築するため、障害福祉サービス事業所への設備整備や福産品(授産品)等共同生産の取組に対する財政支援が必要です。
- ・障害のある人が自ら受けたいサービスを選択できるよう、自己選択・自己決定ができるシステムづくりと、進路やサービスについての多様な選択肢の提供が必要です。特に障害支援区分や就労経験の有無などによって利用できるサービスが制限されない、自ら望むサービスが提供されるシステムづくりが不可欠です。
- ・障害のある人の移動支援や日常生活用具等給付は日常生活上不可欠であり、障害者総合支援法の地域生活支援事業に位置付けられていることから、地域格差を生じることなく適切な水準を確保し、安定的に事業実施するための財政支援が必要です。

- ・障害者総合支援法改正により、令和7年10月からサービスを開始する就労選択支援が円滑に導入されるためには、就労選択支援員の養成や新規事業所への適切な支援が必要です。
- ・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」では、障害のある人全てがあらゆる分野の活動に参加するために、情報の取得利用と円滑な意思疎通に係る施策を総合的に推進することとされていますが、地域格差を生じることなく安定的に事業を実施するには、国による地域生活支援事業を適切に実施するための十分な財政支援が必要です。
- ・社会福祉施設整備費国庫補助金は国の当初予算額が要望を大きく下回る年度もあるため、計画的に進められず、基盤整備の進捗に支障を来すことがあります。また、補助金の内示時期が例年6～7月であり、事業者は年間の事業見通しが立たない上、内示後の工事の発注手続や適正工期の確保などが大きな負担となっています。
- ・障害福祉サービス報酬において、都道府県が実施する研修受講を加算要件とする項目（高次脳機能障害支援体制加算、ピアサポート体制加算）が設けられていますが、都道府県には、研修の実施に係る補助はあるものの、企画運営等には支援がなく負担が大きくなっていることから、財政措置に加えて、研修の企画段階から助言するアドバイザーの派遣等、研修を円滑に実施するための支援が必要です。

## 2 本県の取組

- ・「静岡県障害者しあわせプラン」に基づき、日常生活の場である障害福祉サービス事業所や居住の場となるグループホームの整備を着実に進めています。
- ・急激な物価高騰に苦しむ障害福祉事業所に対して、「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金」や、重点支援地方交付金を活用した「障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金」等を交付することにより、賃金格差による他産業への人材流出を防ぐ取組を実施しています。
- ・障害福祉分野における人材不足に対応するため、令和6年度に「障害福祉人材サポートセンター」を設置し、事業所からの相談に対応するとともに、障害福祉サービス事業所に勤める若手職員を「障害福祉ナビゲーター」に任命し、大学等へ派遣するなど、人材確保のための取組を実施しています。
- ・工賃の更なる向上に向けて、複数の事業所で福産品(授産品)等共同生産体制を構築することにより、生産能力や品質の向上につなげるモデル事業を実施しています。
- ・平成30年3月に静岡県手話言語条例を制定し、県民の手話への理解の促進と手話を使いやすい環境の整備を進めています。
- ・自らの障害や疾病の経験を活かしながら障害者の地域移行や地域生活を支援するピアサポート活動を推進するため、障害者ピアサポート研修を実施しています。

【県担当課】 障害者政策課・障害福祉課

## 60 多様な障害に応じた支援施策の充実

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

#### ○ 発達障害児者への支援の充実

- ・ 必要な支援を効率的に行うために必要な実態調査の実施や（仮称）発達障害者手帳制度の創設[厚生労働省]
- ・ 発達障害の早期発見・早期支援に必要な乳幼児健診等におけるアセスメント手法の開発[厚生労働省]
- ・ 発達障害を診断できる専門医の早期養成[厚生労働省]
- ・ 児童発達支援センターにおける食事提供方法に係る施設内調理以外の方法への緩和[内閣府]
- ・ 発達障害に対応する就労移行支援事業所への支援など就労支援の充実[厚生労働省]

#### ○ 医療的ケア児者への支援の充実 [内閣府・厚生労働省]

- ・ 医療的ケア児等支援センターの設置など、医療的ケア児支援法で求められる措置に対応するために必要な情報提供及び十分な財政的な裏付けに加え、医療的ケア児等コーディネーターの活動に対する報酬制度の創設

#### ○ 精神障害のある方への支援の充実[厚生労働省]

- ・ 精神保健福祉手帳の交付を受けた人に対する有料道路通行料金等の他手帳と同等の割引の適用
- ・ 精神保健福祉法の改正に伴う、入院者訪問支援事業の新設や虐待通報の義務化への対応など、新たな事務負担に対する財政措置の充実
- ・ 精神障害者が安心して在宅で生活するための精神科救急医療体制を整備するため、都道府県の要望に即した国庫補助金の配分並びに体制維持に必要な精神保健指定医の確保対策の推進
- ・ 災害拠点精神科病院に係る診療報酬への加算等制度の創設
- ・ 専門的な医療機関の確保等、高次脳機能障害者支援法で求められる措置に対応するために十分な財政的な措置

## 1 現状・課題

- ・発達障害児者に必要な支援を効率的に行う体制を整備するためには、発達障害児者の実態把握を行う必要があります。また、支援が必要な発達障害児者の把握のためには、発達障害の特性を反映した手帳制度の創設が必要です。
- ・発達障害は早期発見、早期支援が重要であるため、診断が可能な医師の確保に加え、早期発見、早期支援のためのアセスメント手法の開発や人材の養成が必要です。
- ・本県内の児童発達支援センターの設置は、施設の設備基準が障壁となり進んでいません。障害のある子どもへの食事提供方法等の基準が緩和される必要があります。
- ・知的障害を伴わない発達障害者は、現在の障害者支援策では適切な支援が受けられず、職場に定着することが困難なため、成人期における就労支援体制の充実が必要です。
- ・都道府県には医療的ケア児支援センターの設置等が求められていますが、安定的に事業を実施するためには十分な財政的支援が必要です。
- ・医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児の生活支援計画を専門的に作成・調整する役割を担っているが、現行制度では支援計画作成に対する報酬がなく、その活動が制限されています。
- ・障害者手帳の交付を受けた人は様々な福祉サービスを受けられますが、精神保健福祉手帳に係るサービスは、他の手帳に係るサービスよりも対象が限られています。
- ・精神保健福祉法の改正に伴い、都道府県では、入院者に対する訪問支援事業の実施や精神科病院での虐待通報の義務化による通報受理後の対応など新たな事務負担が生じています。また、市町が行う精神保健に関する相談支援に関して必要な援助を行うこととなるため、組織体制の強化が必要になります。
- ・精神障害者が安心して在宅で生活するためには、精神科救急医療体制に対する十分な財政支援とともに、体制維持に必要な精神保健指定医の確保対策の推進が必要です。
- ・災害拠点精神科病院には、災害時における精神科病院からの患者の受入れや精神症状の安定化など災害精神医療の拠点としての機能が求められる一方で、災害拠点病院のように診療報酬への加算等のインセンティブがありません。今後、更に災害拠点精神科病院を整備し、維持していく上で、診療報酬への加算等は不可欠です。
- ・令和7年12月に制定された高次脳機能障害者支援法において、都道府県には専門的な医療機関の確保等が求められていますが、安定的に事業を実施するためには十分な財政支援が必要です。

## 2 本県の取組

- ・発達障害者支援センターを設置し、発達障害者への相談支援等を行っていますが、成人期からの相談割合が高く、相談内容は複雑化・多様化しています。
- ・医療的ケア児を含む重症心身障害児(者)に対する支援として、福祉・医療・当事者団体等の関係者で組織する協議会において施策を検討するとともに、日常生活の支援、相談体制の整備、専門人材の確保・養成に関する事業を実施しています。
- ・精神保健福祉手帳の交付者により多くの支援策が講じられるよう、各方面に協力を依頼するなど、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図っています。
- ・精神科救急医療体制において、圏域ごとに、救急受診や入院受入れが可能な精神科救急医療施設や夜間休日の相談窓口を確保してきました。
- ・精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉、行政等が連携し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めるための事業を実施しています。
- ・災害拠点精神科病院として4病院を指定しており、今後、更なる整備を目指します。
- ・高次脳機能障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当事者や家族等からの相談に応じる支援拠点機関の設置や支援者の養成等に関する事業を実施しています。

## 61 医療的ケア児等及びその保護者への支援の充実

[要望・提案先：内閣府・文部科学省]

### 【要望・提案事項】

- （特支・義務）医療的ケアを行う医療的ケア看護職員を適切に配置するための支援の充実[文部科学省]
- （特支）医療的ケア児等が保護者の付添いなしに通学するための支援の充実[文部科学省]
- （特支）医療的ケアを行う医療的ケア看護職員の確保など医療・福祉との連携強化[内閣府・文部科学省]

### 1 現状・課題

- ・医療的ケアが必要な児童生徒が増え、そうした児童生徒が特別支援学校へ通学を希望することが多くなっています。
- ・本県では、現在16校に82人の医療的ケア看護職員（以下、学校看護師と言う。）を配置し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアを実施していますが、障害の重度・重複化、多様化が進んでいるため、更なる学校看護師の配置が必要です。
- ・高度な医療的ケアとなる人工呼吸器管理については、学校体制下での安全面と対応できる学校看護師の確保に努めておりますが、半数近い学校看護師が人工呼吸器を扱った経験がないなど、課題が生じています。
- ・医療的ケア児の通学支援については、車両経費は就学奨励費を活用していますが、付添い看護師の委託経費は対象となっていません。
- ・また、学校設置者による福祉車両やスクールバスの用意も、地方では事業者の確保が難しく、車両の購入には高額な経費を要するため、国による支援が必要です。
- ・学校看護師不足や報酬の高額化、福祉車両の確保など適切な医療的ケア児の支援には、教育と医療・福祉の連携協力が必要不可欠となっています。
- ・小・中学校でも日常的に医療的ケアが必要な児童生徒が増加しており、学校看護師配置のため、学校を設置する市町の財政的負担が増加する中、切れ目ない支援体制整備充実事業（医療的ケア看護職員配置事業）での国庫補助の拡充が望まれます。

### 2 本県の取組

- ・令和5年度に開始した医療的ケア児の就学支援事業を継続しています。
- ・令和6年度から対象児童生徒が在籍する全ての県立特別支援学校で人工呼吸器管理を実施しています。
- ・学校看護師の確保に向けて、県看護協会や福祉関係機関等との協議を行っています。

【県担当課】特別支援教育課・義務教育課

## 62 聴覚障害児支援の充実

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

#### ○ 聴覚障害児の早期かつ適切な療育を実現するための支援

- ・医療や補聴機器等の進歩に対応した適切な療育方法（療育プログラム）の確立及び普及のための支援
- ・新生児聴覚検査の全額公費負担による検査実施
- ・乳幼児の聴力検査や聴覚障害児の療育に携わる専門的人材の確保及び資質の向上
- ・医師が補聴器の装用が必要と認めた軽度・中程度難聴児に対する補聴器の購入費用助成事業の創設

### 1 現状・課題

- ・先天性難聴になる人の割合は1,000人に1人から2人であるが、乳幼児期の難聴は、早期発見、早期治療（1歳までに人工内耳）及び適切な療育が行われた場合には、健聴児と同様の音声言語の獲得ができるといわれています。
- ・乳幼児期の難聴を早期発見するため、全ての新生児が新生児聴覚検査を受検できるよう、全額公費負担による検査の実施が必要です。
- ・乳幼児期からの早期療育を行うためには、受け皿となる体制の整備が必要であるが、エビデンスに基づいた人工内耳装用児に適切な療育プログラムがなく、療育を担う機関も明確になっていません。
- ・乳幼児の聴覚検査や評価、人工内耳装用児への適切な支援や療育に携わる言語聴覚士等の専門的人材が不足しています。
- ・身体障害者手帳の交付対象外の軽度・中等度難聴児には、補聴器が必要な場合でも購入費に対する公的助成制度がなく、保護者の経済的負担が大きくなっています。

### 2 本県の取組

- ・県内全市町が新生児聴覚検査費に対する一部助成を実施しています。
- ・令和3年4月に開学した静岡社会健康医学大学院大学において、聴覚障害児支援の専門科目を設け、人材の育成を進めています。
- ・国内では、人工内耳装用児向けの専門的な療育手法が確立されていないことが課題であったため、令和4年度から本県独自の療育プログラム構築のため、乳幼児

【県担当課】 こども未来課・障害福祉課

聴覚支援センター職員等を聴覚障害児支援の先進国であるオーストラリアへ派遣し、研修などを行うとともに、保健、医療、福祉及び教育など聴覚障害児支援関係者による療育の検討を行いました。

- ・ 令和5年度に、オーストラリアの中核的療育機関シェパードセンターの療育手法を取り入れ、音声言語の獲得を目指すパイロット的な療育の場の整備に向けた検討を行いました。
- ・ 令和6年度には、県、県立病院機構、シェパードセンターにより静岡県聴覚障害児の療育モデル事業にかかる三者協定を締結し、令和7年度から9年度までの3年間で静岡県型の療育モデルを構築するパイロット事業を開始しました。
- ・ 令和7年度は、来日するシェパードセンターのスタッフから、県立総合病院スタッフが直接指導を受けながら実際に児童を受入れ、療育を開始しました。
- ・ 令和8年度は、受入れする児童数を増やし、シェパードセンターのスタッフからの指導の下で療育を継続しながら、本県独自の療育プログラムの構築を進めています。
- ・ パイロット事業は国の地域未来交付金（地域未来推進型）を活用して実施していますが、本交付金は令和8年度で終了する予定であり、令和9年度からの財源確保が課題となっています。
- ・ また、県内分娩取扱医療機関における耐用年数を迎えた新生児スクリーニング検査機器A A B R（自動聴性脳幹反応）の更新等にかかる費用への助成を行い、より精度の高い検査体制を整備しています。

## 63 民生委員・児童委員の担い手確保

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

○ 民生委員・児童委員の担い手確保に向けた委員活動の負担軽減、活動環境の整備及び現行制度の抜本的見直しに向けた検討

#### 1 現状・課題

- ・ 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の選任に当たっては、市町や自治会等がそれぞれ選任者の人選に努めていますが、高齢者雇用安定法の改正等を背景に60歳以降も就労される方が増加したことなどにより、本県の令和8年2月時点の充足率は95.5%に留まっています。
- ・ 現場からは、活動費の充実や民生委員の活動範囲及び役割の明確化といった活動環境の整備に関するもののほか、担い手確保のため、年齢基準の撤廃や民生委員に対する報酬の支払い、任期の見直し、民生委員活動と就労の両立が可能な体制整備など、現行の民生委員制度の抜本的な見直しを求める声が上がっています。
- ・ 支援ニーズの多様化や業務量の増加により民生委員の負担が増大し、民生委員の担い手不在地区等が生じています。さらに、定年延長等による就労者の増加に伴い、ますます民生委員の担い手確保が困難になっていることから、民生委員・児童委員協力員の配置などにより民生委員活動の負担軽減と働きながら活動できる環境整備が必要です。
- ・ 民生委員の活動を知らない住民が増えていることから、現役民生委員による活動ややりがいを紹介する動画を活用するなど、わかりやすい広報が必要です。

#### 2 本県の取組

- ・ 地域住民の相談を受け、関係機関につなぐ民生委員の活動を推進するため、民生委員への研修や活動についての広報等を実施しています。
- ・ 静岡県民生委員児童委員連絡協議会と現場の課題や担い手確保策等について定期的に意見交換するとともに、研修や広報・啓発活動の充実に向けた取組を強化しています。

【県担当課】 地域福祉課

## 64 生活保護制度等の適正な運用

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- 生活保護制度の改善、生活困窮者自立支援制度における財源の確保[厚生労働省]
- 救護施設における職員の処遇改善[厚生労働省]
- 生活保護法に基づく調整会議等、支援に関する会議体の柔軟な運用  
[内閣府・厚生労働省]

### 1 現状・課題

- ・生活保護法の運用に当たっては、地方自治体の意見を取り入れ、適正になされる必要があります。
- ・特に、中東情勢等による物価高騰が生活に与える影響に鑑み、適時適切な基準額見直し（増額）が必要です。加えて、地球温暖化に起因する昨今の猛暑下で生活するにはエアコンの設置が必須な状況であることを踏まえ、家具什器費の支給要件の緩和や、関係団体等から非常に要望が多い夏季加算の導入について検討が必要です。
- ・コロナ禍からの持ち直しの傾向は見られるものの、物価高騰の影響等により生活保護受給世帯数が増加傾向にあることや、複雑かつ複合的な課題を抱える要保護者に対し、時間をかけてきめ細かく対応していくために、福祉事務所における具体的な負担軽減策を検討する必要があります。
- ・生活保護法及び生活困窮者自立支援法の一部改正により、居住支援等の強化、子どもの貧困への対応、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられることから、実施にあたっては国庫補助率の引上げ等による財源の確保が必要です。
- ・救護施設からは、入所者の高齢化が進み、介護支援の負担が増していることなどから、職員の配置基準や支弁基準の基準額の見直し、夜間介護職員加算等の新設の要望があります。
- ・生活保護法に基づく調整会議等、法令ごとに支援に関する会議体の設置がそれぞれに求められていることから、既存の会議体と構成員が重複するなど、自治体の負担が生じています。一部の会議体については他の会議体の議事と兼ねることができることと示され、効率化は一定程度進みましたが、より効果的・効率的なものとするためには、そのほかの会議体についても、開催方法を自治体の裁量に委ねるなど、更なる柔軟な運用が求められます。

### 2 本県の取組

- ・複雑かつ複合的な課題を抱える生活困窮者等からの相談を受ける相談支援員等を支援するため、ヘルプデスクの設置や複数分野の専門家による相談会の開催など助言する場を提供しています。

【県担当課】地域福祉課・健康福祉部企画政策課

## 65 国立療養所の将来構想の提示

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- ハンセン病療養所入所者の名誉の回復や偏見・差別の根絶に向けた取組の強化
- ハンセン病療養所入所者の医療と福祉の確保
- 国立駿河療養所の既存施設・機能を活用した将来構想の提示と実現
- 国立のハンセン病療養所に対する長期ビジョンの策定とその実現に向けた取組

### 1 現状・課題

- ・全国のハンセン病療養所に入所されている方は全国で 641 人、平均年齢 88.8 歳と、急速に高齢化が進行するとともに、入所者数も減少を続けています。
- ・また、国立駿河療養所の所在地である御殿場市が中心となって設置した「国立駿河療養所将来構想検討委員会」が平成 21 年度に、国に対して国立駿河療養所の将来について、人権啓発や地域との交流施設、または、福祉施設としての活用などを提言しています。
- ・療養所の外来・入院部門については、医療施設として一般に開放し、地域住民が利用しています。
- ・誤った政策が長く続いたことで生まれた偏見と差別は、今も回復者だけでなく、その家族も苦しめています。
- ・療養所の入所者からは、入所者の減少に伴い療養所の職員定数が削減され十分な医療・介護が受けられなくなるのではないかと、また、生活の場である療養所が将来どのように存続していくのか、不安の声が上がっています。
- ・平成 28 年以降、御殿場市が参加している「全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会」において、「入所者及び自治会の意向を尊重しつつ、地域の特性や実情に即した療養所の将来構想の策定及び療養所の永続化及び施設の地域開放の実現」を国に対して要望しています。

### 2 本県の取組

- ・ハンセン病療養所入所者里帰り等事業や、ハンセン病療養所等入所者家族生活支援などを通じ、本県出身入所者の福利厚生を高めています。

【県担当課】感染症対策課

暮らし・  
文化

## 66 多文化共生社会の実現に向けた施策の推進

[要望・提案先：内閣官房・内閣府・総務省・法務省・外務省・文部科学省  
・厚生労働省・経済産業省]

### 【要望・提案事項】

- 多文化共生施策実施の根拠となる体系的・総合的な基本法の制定と多文化共生施策の司令塔となる組織の設置[内閣官房・内閣府・法務省]
- 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」等に盛り込まれた施策の国の主体的な制度設計・運用と永続的で十分な財政措置[内閣官房・内閣府・総務省・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省]

### 1 現状・課題

- ・本県では、平成元年の「出入国管理及び難民認定法」の改正以降、主に製造業が盛んな市町において、在留資格「定住者」等の外国人県民が急増し、自治体が主導して日本語教育や生活支援、子どもの教育等の課題に対応してきましたが、こうした対応は受入れ自治体任せとなっているのが実情です。
- ・本県においては、外国人が定住する地域で、外国人の高齢化に伴う介護・年金、日本生まれ日本育ちの第2、第3世代の教育等が課題となっています。令和9年4月に、長期の就労や家族帯同を見据えた「育成就労制度」が施行されれば、こうした外国人の生活に係る課題は、今後は全国的な課題となることが明白です。
- ・国はまず、国及び地方公共団体の責任と役割を明確にし、多文化共生施策実施の根拠となる体系的・総合的な基本法を制定することが求められます。
- ・また、令和7年7月に一部の外国人の犯罪や迷惑行為等への対応を主眼とした「外国人との秩序ある共生社会推進室」が内閣官房に設置されました。秩序と共生の両立のためには、さらに、「外国人庁」「多文化共生庁」等の多文化共生施策実施の司令塔となる組織の設置が必要です。
- ・さらに、国は「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を新たにとりまとめましたが、秩序ある共生社会の実現のためには、これらの施策を確実に実施するとともに、多文化共生施策をさらに充実、推進していくことが必要です。
- ・加えて、地方自治体の多文化共生施策が確実に実施されるよう、国として責任をもって十分な予算を確保し、永続的な財政措置を行う必要があります。特に、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」については、令和6年度以降、地方公共団体が必要とする申請額に対して国庫補助内定額が大幅に不足しています。また、「外国人受入環境整備交付金」については、令和7年度以降、上限額が設定されたことにより、事業を縮小せざるを得ない状況となっています。これらの補助金・交付金は、必要人材の安定的な確保、継続的な事業の実施に多大なる影響を及ぼして

【県担当課】 多文化共生課

おり、国の新たな総合的対応策にも「地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援を拡充」及び「一元的相談窓口を設置する地方公共団体への国の財政支援」が明記されていることから、確実な財政措置と、より一層の拡充が必要です。

- ・また、在留外国人が日本語や日本の制度・ルール等を学習するプログラムの創設については、居住地域によって制度アクセスへの差が出ないように、交付金・補助金による自治体支援ではなく、国の責任において一元的に整備し実施することが適切であり、早期の実現に向けて検討を加速させる必要があります。

県内国籍別在留外国人数

(単位：人)

順位	1	2	3	4	5	6	その他	総数
国籍	ブラジル	ベトナム	フィリピン	中国	インドネシア	ネパール		
外国人数	31,489	21,671	21,503	10,982	9,513	7,524	29,418	132,100

(令和7年12月末現在 法務省「在留外国人統計」)

## 2 本県の取組

- ・外国人県民の増加に伴う社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、多文化共生審議会等において学識者や外国人県民等から意見を聴取するほか、庁内に多文化共生推進本部を設けて部局横断的な課題に全庁で取り組むとともに、市町間の連携を促進するため多文化共生の推進をテーマとした行政経営研究会を設置し、共通する行政課題の解決に向けた検討を行っています。
- ・また、地域に定住する外国人と日本人が相互に理解し、共に新しい価値を創り出す「インターカルチュラル」の理念を重視し、外国人県民は「共に地域をつくるパートナー」と捉え、多文化共生月間を通じた機運醸成を図る等、多文化共生の取組を推進しています。
- ・さらに、全国知事会に本県知事をリーダーとする「外国人の受入と多文化共生社会実現プロジェクトチーム」を立ち上げ、参加道府県とともに育成就労制度の適切な運用及び多文化共生社会の実現に向けた議論を行い、提言をとりまとめ、国へ要請活動を実施しています。

## 67 コンテンツを起点とした地方創生の推進

[要望・提案先：内閣府]

### 【要望・提案事項】

#### ○コンテンツ地方創生拠点に選定された取組への助成制度の創設

### 1 現状・課題

- ・静岡県内では、静岡市・浜松市・沼津市の3市がコンテンツ地方創生拠点に選定されましたが、現状では、拠点に対する直接的な支援制度はありません。
- ・今後、県が設置した官民連携コンソーシアム等を通じて、新しい商品やサービスの開発など各拠点の取組の深化・拡大が想定される中、財政的な支援が必要です。

### 2 本県の取組

- ・コンテンツ産業の振興、クリエイティブ人材の育成、推し活ツーリズムの推進を3本の矢とする、「しずおかオシノミクス」を推進することにより、コンテンツの力による地域経済の好循環の創出を目指しています。
- ・令和8年3月に、県内自治体や民間事業者、関係団体が一体となって、しずおかオシノミクスを推し進めるため、「しずおかオシノミクス官民連携コンソーシアム」を設立し、県内の連携体制の強化を図っており、令和8年度には、関係者間のマッチングや知的財産の活用支援などを行い、コンテンツ資源を活用した取組の創出や拡大に取り組めます。

## 68 地域スポーツコミッションの経営安定化に向けた支援

[要望・提案先：文部科学省]

### 【要望・提案事項】

#### ○ 法人化した地域スポーツコミッションに対する経営安定化に向けた支援

### 1 現状・課題

- ・ 地域スポーツコミッションについては、社会的信用度の向上や事業内容の自由度の広がりなどのメリットがあるため、スポーツ庁としても法人化を推奨している一方、財源や専門人材の確保が困難なため、事業基盤が不安定になっています。
- ・ 会員からの会費や国及び県からの委託事業のほか、自主事業を展開していくことで活動経費を確保していますが、事業基盤は不安定な状況です。

### 2 本県の取組

- ・ 県庁内組織であった「スポーツコミッションShizuoka」を、令和8年度に一般社団法人化し、大会・合宿誘致、サイクリングイベント、モータースポーツ体験、武道体験等と地域資源を組み合わせた旅行商品の企画、販売などの取組を強化します。
- ・ 法人化に当たり、県職員を派遣するとともに、大会・合宿誘致事業を推進するための経費を支援しています。

## 69 文化財の後世への確実な継承と活用への支援

[要望・提案先：文部科学省]

### 【要望・提案事項】

- 国指定文化財の修理・整備に係る国庫補助制度について、補助率加算対象を史跡・名勝等に拡大
- 国（文化財の匠プロジェクト）で養成した文化財保存修理に係る人材や用具・原材料を、県・市町で活用できる制度の創設

### 1 現状・課題

- ・近年、自然災害等の影響で計画的な修理がままならない中、物価・人件費高騰も加わり、所有者の文化財保存のための負担は膨らんでいます。建造物や美術工芸品は、事業規模に応じて最大35%の補助率加算がありますが、史跡や名勝等の記念物は、補助率加算の適用外であるため、資金不足から最適な時期での修理や整備に取りかかれない文化財所有者がおり、負担軽減が課題となっています。
- ・文化財の修理に係る技術者については、高齢化による離職や若手技術者の減少により、人材不足が続いています。また、修理や整備に必要な特殊な材料が入手できずに、着手の遅延や工期の延長も発生していることから、県域を越えた人材活用や材料の入手の仕組みが必要です。

### 2 本県の取組

- ・建造物等の国指定等文化財の定期的な修理のほか、耐震・防火対策や活用に資するための整備にかかる経費について助成を行っています。
- ・文化財建造物の基礎調査や修理に関わる人材として、建築士を対象に講習会を開催し、受講者を「静岡県文化財建造物監理士」として登録して育成を行っています。

【県担当課】文化財課

## 70 富士山における登山者の安全確保対策の充実

[要望・提案先：環境省]

### 【要望・提案事項】

#### ○富士山須走口山頂付近の落石対策に係る調査及び落石対策の実施

### 1 現状・課題

- ・富士山の須走口登山道は八合目で吉田口登山道と合流し、八合目以上の登山道は富士山登山者全体の約7割である約13.7万人（令和7年度実績）が利用しています。
- ・須走口八合目以上の登山道は、温暖化に伴う永久凍土の融解と豪雨等により、落石の恐れが高く、大勢の登山者が立ち並ぶ御来光時には、登山者が直下の登山道に落石を誘発する恐れもあります。
- ・特に、山頂付近の調査が必要であるものの、八合目以上は富士山本宮浅間大社の所有地であり、かつ行政界も定まっておらず、実施主体・財源が定まっていない状況にあります。
- ・このため、国立公園管理者である国（環境省）が主導して、富士山登山者の安全確保のため、落石対策に係る調査及び対策を進めていくことが必要です。

### 2 本県の取組

- ・山梨県と共同で、須走口登山道と吉田口登山道が合流する八合目～山頂の登下山道において、下山道間違い防止や落石からの安全対策として、毎年度、登山者の安全確保のための誘導員を配置しています。
- ・夜間における視野が悪い中での落石からの安全対策として、登山規制により、夜間の弾丸登山を防止していきます。
- ・落石に係る注意喚起も行うなど、県としての安全対策を引き続き実施します。

**防災・安全**

# 71 災害時の広域応援体制の確立及び大規模な広域防災拠点の機能向上等に対する支援

[要望・提案先：内閣府・総務省・国土交通省]

## 【要望・提案事項】

- 専門職員の広域応援の実施に対応する窓口の一本化[内閣府・総務省]
- 国の具体計画に基づく大規模な広域防災拠点の機能向上等に対する支援の拡充  
[内閣府・国土交通省]

## 1 現状・課題

- ・令和6年能登半島地震では、「応急対策職員派遣制度」に基づき、対口支援方式による応援が実施されましたが、専門職員については、各省庁が所管ごとに個別に応援団体と受援団体の組み合わせを決定・指示したことから、応援団体の事務が煩雑化するとともに、効率的・効果的な応援の支障となった場合もありました。
- ・被災地への広域応援の調整・指示の一元化を図るため、専門職員の応援を含む広域応援の実施に対応する窓口の一本化が必要です。
- ・富士山静岡空港は、国の中央防災会議幹事会で「救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点」に位置付けられました。
- ・南海トラフ地震発生後、速やかな災害応急対策活動を行うため、水道、電源、会議スペースの確保等、大規模な広域防災拠点の機能の一層の充実・強化が必要です。

## 2 本県の取組

- ・令和6年能登半島地震に係る被災地支援として、下記のとおり職員を派遣しました。

区分	名称	のべ人数(人)
健康 福祉	災害時健康危機管理支援チーム（静岡 DHEAT）	12(県 10、市町 2)
	災害派遣医療チーム（DMAT）	222
	日本赤十字社静岡県支部	55
	日本医師会災害医療チーム（JMAT）	45
	災害派遣精神医療チーム（DPAT）	12
	災害支援ナース	43
	薬剤師	12
	災害歯科支援チーム（JDAT）	27
	臨床検査技師	10
	保健師	113(県 79、市町 34)
	日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）	13
	日本災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）	43
	静岡県災害派遣福祉チーム（DWAT）	79

【県担当課】危機政策課・危機対策課

	全国老施協災害派遣福祉チーム（老施協 DWAT）	2
	介護職員	5
	福祉職員	3
	生活福祉資金貸付事務対応職員	2
	災害ボランティアセンター	38
	健康福祉 計	736
行政	災害マネジメント支援チーム	83(県 75、市町 8)
	住家被害認定調査等の支援	138(県 34、市町 104)
	り災証明の交付	28(県 4、市町 24)
	避難所運營業務	164(県 50、市町 114)
	林道施設の被害状況調査	4(県 4、市町 0)
	被災建築物の応急危険度判定支援	20(県 20、市町 0)
	応急仮設住宅の建設支援	10(県 10、市町 0)
	公費解体に係る事務処理の支援	37(県 0、市町 37)
	下水道管路被害の調査	30(県 11、市町 19)
	水道管路被害の調査	13(県 13、市町 0)
	漁港関係施設被害の調査	2(県 2、市町 0)
	集団避難者（生徒）への支援・指導	4(県 4、市町 0)
	行政 計	533(県 227、市町 306)
	合計	1,269

- ・これまで、大規模な広域防災拠点としての機能強化に向け、3億円余の整備事業を実施してきました。

航空燃料 タンク増設	航空燃料タンク 1 基(容量 200k1)を増設し、既存の備蓄等を含めて、県内で災害応急対策に従事する航空機の燃料(280k1)を確保
応援部隊の 受入基盤整備	砕石敷設・転圧を実施し、警察・消防・自衛隊等の応援部隊の活動拠点となる用地を整備(10ha)
空港現地運用班 活動環境整備	空港ターミナルビル内等に防災行政無線(地上系、衛星系)及び衛星携帯電話用アンテナ、活動資機材保管倉庫を設置

## 72 防災庁の設置を見据えた国の地域防災力の強化

[要望・提案先：内閣府]

### 【要望・提案事項】

- |  |
|--|
| ○ 地域防災力の強化に向けた「地域防災連携推進員（非在庁型研修員）」のあり方 |
|--|

#### 1 現状・課題

- ・内閣府では、令和8年中の防災庁設置を見据え、防災担当の組織体制を抜本的に強化するため、令和7年度に「地域防災力強化担当（ふるさと防災職員）」を設置し、各都道府県の窓口担当職員である「地域防災連携推進員（非在庁型研修員）」と連携して、地域の事前防災の推進に取り組んでいます。
- ・このうち、「地域防災連携推進員（非在庁型研修員）」については、国の業務を担う職員を都道府県に配置する必要性から、都道府県職員が、研修名目で内閣府の業務に従事することとなっていますが、本来、国の業務に専従する職員は、国の責任で雇用すべきであり、国が採用した職員を都道府県に派遣することが適当であるため、見直すことが必要です。

## 73 災害救助法の対象経費の拡大

[要望・提案先：内閣府]

### 【要望・提案事項】

- 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費の災害救助費への対象化及び研修・訓練等への財政支援措置
- 災害救助法における災害派遣福祉チーム等の派遣に係る傷害保険料への支援
- 災害救助法における災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る支援対象経費の拡充
- 災害救助法における被災自治体と被災者のコーディネーションに係る経費の支援
- 生活必需品の給与又は貸与の対象品目拡大

### 1 現状・課題

- ・罹災証明書の発行及びその根拠となる住家被害認定調査は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であることから、業務に要する経費を災害救助費の対象とするとともに、担当する職員等の研修や訓練等に係る経費への財政支援等が必要です。
- ・また、県と災害派遣に係る協定を締結している災害派遣福祉チーム隊員等が活動中の事故により、死亡し、負傷し、若しくは身体障害を有することとなった場合に備え、傷害保険に加入していますが、傷害保険料は災害救助法の支弁の対象となっておりません。隊員が被災地で安心して活動するためには、傷害保険への加入は必須であり、大規模災害では、広域派遣も想定されることから、国による支援が必要です。
- ・災害救助法における災害ボランティアセンターの設置・運営等に係る支援対象経費は、社会福祉協議会職員に係る経費は支援対象となっているものの、社会福祉協議会職員以外の、被災者支援に携わる方々に係る経費や、什器・資機材等、災害救助法適用対象外の経費が多く、社会福祉協議会の自己負担で賄っており、支援の拡充が必要です。
- ・大規模災害時には、被災者支援に関する関係者間を円滑につなぐ、コーディネーションが重要ですが、コーディネーターに係る経費は災害救助法の対象経費となっていないため、コーディネーションに係る経費への財政支援が必要です。
- ・災害救助法では、エアコンや冷蔵庫などの家電製品は、生活必需品の給与又は貸与の対象品目となっておりませんが、被災者の健康管理や衛生管理の観点から、エアコンや冷蔵庫などの家電製品についても、対象品目として拡大する必要があります。

【県担当課】 危機政策課・危機情報課・危機対策課・健康福祉部企画政策課・福祉長寿政策課・地域医療課・障害福祉課

## 2 本県の取組

- ・市町に対し、住家被害認定調査研修を実施し、また令和6年能登半島地震等の被災地へ職員を派遣することで、住家被害認定調査のスキルアップを図っています。
- ・令和7年台風第15号や令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害では、市からの派遣要請に基づき、静岡DWA Tを派遣し、要配慮者等への支援を行いました。
- ・令和7年台風第15号に伴う竜巻災害では、静岡県災害ボランティア本部・情報センターが立ち上がり、市町のボランティアセンターと連携して災害ボランティアの調整等を行いました。また、県の被災者支援連絡会のアドバイザーが、県の仲介により、被災者支援に関するコーディネーションを行いました。
- ・令和5年度から、被災者支援コーディネーター育成研修を実施し、令和7年度までに市町や社会福祉協議会から推薦を受けた70名が受講しています。

【県担当課】危機政策課・危機情報課・危機対策課・健康福祉部企画政策課・福祉長寿政策課・地域医療課・障害福祉課

## 74 災害時等の透析医療体制の確保

[要望・提案先：厚生労働省]

### 【要望・提案事項】

- 災害時における透析施設と行政機関との連携構築に関する地方の取組を円滑に進めるための指針等の策定
- 透析施設を県境をまたいで利用する患者への局地災害時における対応方針の策定
- 災害や計画停電に備えた透析施設への自家発電設備の整備に対する助成の創設

### 1 現状・課題

- ・血液透析の場合、1週間に2～3回程度、定期的に透析を行う施設に通う必要があります。
- ・県内では、令和4年9月に発生した台風15号の際に、複数の透析施設において停電や断水が発生しました。この際は、施設間の相互連携により、透析治療を行うことができましたが、平時における行政機関と透析施設との連携が不十分な地域では、災害時に行政機関の支援が迅速に行われずという課題が判明し、平時からの透析施設と行政機関との連携強化が必要です。
- ・令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害において、本県の透析施設への交通アクセスが遮断され、隣県から当該施設を利用する患者についても被災地の保健所が受入先の調整に関する対応を求められ、混乱をきたしました。局地災害発生に備えて、県境をまたいで透析施設を利用する患者が、安心して人工透析を受けられるよう、国において全国的な対応方針の策定が必要です。
- ・自家発電設備が未整備の透析施設の中には、費用が高額なため導入できていない施設もありますが、非常用電源が確保できないことにより、透析に必須である給水にも支障をきたす恐れもあることから、災害時や計画停電時の透析医療体制を確保するためにも、透析施設への自家発電設備整備に係る助成制度の創設が必要です。

### 2 本県の取組

- ・ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）へ県内の透析医療機関の情報を平常時から登録し、災害時に自施設の情報を入力することで、その情報を透析医療機関、保健所、市町、静岡県腎友会（患者会）で共有しています。
- ・災害時における透析施設間の透析支援体制の確立については、災害時の情報伝達等に関するマニュアルの作成及び訓練の実施、並びに二次保健医療圏毎に地域災害医療対策協議会等の活用により検討を進めています。

【県担当課】 疾病対策課

## 75 避難所運営体制の充実・強化

[要望・提案先：内閣府・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省・環境省]

### 【要望・提案事項】

- 感染症の流行や猛暑対策など、避難所の環境改善に係る財政上の支援措置  
[内閣府・文部科学省]
- 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材整備等に係る財政上の支援措置の継続・拡充[内閣府・厚生労働省]
- 外国人に対応するため、避難所等における多言語対応への支援措置[内閣府・法務省]
- 大規模災害時における避難所等の衛生環境の質の向上に資する、トイレトレーラー、仮設トイレ等を継続的に使用するための全国統一のスキームを創設  
[内閣府・国土交通省・環境省]

### 1 現状・課題

- ・感染症の流行に備え、避難所における感染防止対策を図るために有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に対し、財政上の支援措置が必要です。
- ・近年の猛暑や避難生活の長期化等から被災者の健康を守るため、学校体育館をはじめとした災害時に避難所として活用される施設への備え付け空調の設置や、簡易トイレ等、より良好な避難環境で生活を送るために有効な資機材の配備など、避難所や避難生活の環境改善を図るための財政上の支援措置が必要です。特に学校体育館への空調整備においては、既存の補助事業の補助限度額引上げや高等学校の体育館を補助対象に加えるなど、早急な支援措置の拡充が必要です。
- ・高齢者、障害者、乳幼児等を受け入れる福祉避難所の開設・運営に当たっては、要配慮者に対応する資機材等の備蓄不足などの課題があることから、福祉避難所の質・量ともに十分に確保していく必要があります。
- ・自治体のニーズに応じた、防災・減災対策に必要な資機材や備蓄品等の整備、保管場所の確保等に対し、「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」を継続するほか、自治体の負担割合の見直しや補助対象品目の拡大、補助対象範囲を工事が伴う設備等へ拡充するなど財政措置も含めた支援の充実・強化が必要です。

【県担当課】多文化共生課・危機政策課・危機対策課・危機情報課・健康福祉部企画政策課・教育委員会教育施設課

- ・日本語に不慣れな外国人に対応するため、「出入国在留管理庁通訳支援事業」の災害時対応等を通じた避難所等における通訳支援の確実な実施が必要です。また、災害時の情報発信における国の翻訳支援の確保が必要です。
- ・大規模災害時に避難所等の衛生環境の質の向上に資する、トイレトレーラー、仮設トイレ等を継続的に使用するために必要不可欠なトイレ用水の補水・給水、汲取りや、補水・汲取りの協力自治体等を確保する仕組みについて、災害発生後の迅速な派遣を行うため、派遣手順に係る全国的に統一したスキームを創設することが必要です。

## 2 本県の取組

- ・「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」（令和5年3月改訂）を活用し、各市町の実情に応じた体制やマニュアルの整備を働きかけています。
- ・外国人住民のための様々な防災対策を実施しています。あわせて、災害時に外国人住民も共助の担い手となれるよう、人材育成等も実施しています。
- ・令和6年能登半島地震では、石川県穴水町へ県内市町が所有するトイレトレーラー（移動型の水洗トイレ）、シャワートラックなどの派遣を行い、避難所に対する支援を行いました。
- ・市町に対し、地震・津波対策等減災交付金により、避難所の環境改善に資する資機材購入等の財政支援を継続しています。また、令和7年度から、同交付金による福祉避難所における非常用電源設置に係る財政支援を実施しています。

## 76 令和7年台風第15号等の被害を踏まえた被災者生活再建支援の推進

[要望・提案先：内閣府・総務省]

### 【要望・提案事項】

- 被災者生活再建支援制度の適用被災区域の不均衡の是正や県独自制度による被災者再建支援実施時の特別交付税措置の充実
- 短期間で複数回被災した世帯の負担を軽減するための支援制度創設
- 風害に係る住家被害認定調査の簡易判定基準の策定
- 非木造等に係る住家被害認定調査の研修環境の整備
- 賃貸型応急住宅における入居条件（応急修理併用者）の緩和

### 1 現状・課題

- ・被災者生活再建支援制度は、自然災害で生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する制度ですが、同一災害で被災しても、一定規模以上の住家被害が発生した市町（例：10世帯以上の全壊を受けた市町）に居住する被災者のみが対象となることから、被害規模が基準に満たない市町の被災者に対しては、本県独自の制度による支援を実施しています。例えば、令和7年台風第15号では、牧之原市には本制度が適用されましたが、隣接する吉田町には適用されず、本県独自の制度による支援を行っています。同じ災害で被災しても、被災世帯が一定数に達しない場合は、適用されない地域が存在するなどの不均衡の是正が必要です。
- ・また、いずれかの市町で本制度の適用となる災害の場合、同災害で適用とならない市町であっても、県が独自支援制度を実施すれば、1/2を特別交付税で措置されますが、本制度の適用とならない災害であっても、県が本制度と同一の独自制度による支援を実施していれば特別交付税を措置するなど、国による支援が必要です。
- ・令和5年6月2日からの大雨等による災害において、令和4年台風第15号の被災者が1年に満たない短い期間で再び被災したことを踏まえ、短期間で複数回被災した世帯の負担を軽減するための特段の支援が必要です。
- ・風害では、屋根等の大部分に被害が生じている場合でも、「全壊」等と判定するためには、内観調査をする必要があることから、調査業務に時間を要しています。水害や地震と同様に、外観の被害程度によって迅速に判定できるよう、簡易な調査方法を策定することが必要です。
- ・令和7年台風第15号に係る住家被害認定調査においては、非木造調査を実施できる職員の不足から十分な調査員を確保することができず、調査に時間を要しました。住家被害認定調査の迅速化を図るためには、自治体において平時から非木造調査員等を育成する必要がありますが、育成に当たっては、研修等に係る経費への財政支援や全国統一的な研修教材の提示など研修環境の整備が必要です。

【県担当課】危機政策課・健康福祉部企画政策課・住まいづくり課

- ・賃貸型応急住宅の供与については、原則、応急修理との併用はできないこととされており、修理期間が1か月を超える程度の工事になる場合に特例として併用が認められています。また併用に当たっては、応急修理を申し込んだ後に、賃貸型応急住宅に入居できるものとなっています。しかし令和7年台風第15号による竜巻災害では、被災者が修理にかかる時間や費用を把握した上で応急修理を実施するか判断するのに時間がかかり、その間賃貸型応急住宅への入居申込ができず、不安定な状態で過ごさざるを得ない事態となりました。被災者への住居確保が滞ることのないよう、賃貸型応急住宅に入居してから応急修理を申し込めるよう制度の見直しが必要です。

## 2 本県の取組

- ・被災者生活再建支援制度の対象外となった世帯に対し、本県独自の制度による支援を実施しています。

支援制度(県単制度)	適用又は対象	内 容
被災者自立生活再建支援事業費助成	「法の適用を受けない小規模災害」で国支援制度と同程度の被害を受けた世帯	国制度と同じ 費用負担：県(10/10)

- ・短期間に複数回被災した世帯の負担を軽減するため、被災世帯に対し、本県独自の制度を令和5年度に創設し、支援を実施しています。

支援制度(県単制度)	適用又は対象	内 容
災害特別見舞金	13月を経過する日までに複数回罹災※した世帯(罹災証明書で判断) ※床上浸水以上の被災	被災状況に応じて見舞金を支給 限度額10万円 費用負担：県(10/10)

- ・本県では、調査担当者の研修機会の拡充を図るため、住家被害認定調査研修を毎年度開催しており、令和7年度は県内市町職員139人、静岡県土地家屋調査士会100人の計239人が参加しています。

## 77 消防救急の連携・協力の推進等による消防力の充実・強化

[要望・提案先：総務省]

### 【要望・提案事項】

- 消防団員の活動環境の整備や確保のための取組への財政支援
- 救急安心センター事業（#7119）の全国展開の推進に向けた国の財政支援の拡充
- 平時及び大規模災害発生時における消防防災航空体制の安定的確保を図るため、消防防災ヘリコプターを所有している地方自治体が機体の運航休止時に救助活動等に活用できる代替機体を国が主体となって新たに確保

### 1 現状・課題

- ・地域防災の要である消防団は、若年層の新規入団者の減少や被雇用者割合の増加に伴う消防団活動への影響などが課題となっているため、大規模災害時に限定して出動する大規模災害団員制度の導入、女性団員や学生団員の確保対策、消防団活動に協力する事業所への減税措置など、消防団員の活動環境の整備や確保のための取組に対する財政支援が必要です。
- ・国が、かねてより全国展開を推進している救急安心センター事業（#7119）は、住民が急な病気やけがをした時において、全国均一の電話相談サービスを提供し、救急車の適正利用及び救急医療機関の受診の適正化を推進することが目的ですが、これらの早期実現に向けて、既に全国展開されている子ども医療電話相談（#8000）と同様に、国が相談窓口の設置・運営にかかる費用の全額を負担するなど財政支援を拡充するとともに、子ども医療電話相談（#8000）との連携、や救急及び医療に関する様々な取組について、各省庁が連携して進めることが必要です。
- ・能登半島地震の対応状況等を踏まえ、平時の消防防災航空体制を安定的に確保し、大規模災害の発生に備えるには、防災消防ヘリコプターの複数機の所有が必要ですが、新たな機体の購入及び維持管理には多額の費用がかかることから、地方自治体にとって大きな負担となっています。そのため、故障や検査等による機体の運航休止時において地方公共団体が共同で活用できる代替機体を国が主体となって新たに確保することが必要です。

### 2 本県の取組

- ・消防団員の確保と活動の充実を図るため、消防団活動に協力している事業所等の事業税を軽減する県税の特例制度（消防団応援条例）を推進しています。

【県担当課】 消防保安課

<消防団応援条例の適用状況> (制度創設からの控除件数・減税額の合計)

年度	個人		法人		計	
	控除件数	減税額	控除件数	減税額	控除件数	減税額
H24～R7	390	65,779 千円	2,075	1,123,576 千円	2,465	1,189,355 千円

※令和7年度実績は一部の課税期が未到来のため速報値

- また、消防団の活動環境を改善するため、従業員の消防団活動への積極的配慮を行っていること等を認定要件とした消防団協力事業所表示制度を推進しています。

<消防団協力事業所表示制度(市町認定)による認定事業所数(過去5年間分)>

年度	R3	R4	R5	R6	R7
認定事業所数(延べ認定数)	936	960	1,001	1,041	1,074
前年比(%)	106.1	102.6	104.3	104.0	103.2
所属団員数(延べ人数)	1,879	1,740	1,746	1,842	1,753

- 救急車の適正利用及び救急医療機関の受診の適正化を推進するため、令和6年10月より、医療の資格を有する相談員が助言を行う「救急安心電話相談窓口(#7119)」を設置しています。
- 令和7年4月からは開設時間を24時間(通年)に拡充したほか、相談員の配置を増員して、救急医療機関の受診の適正化及び救急車の適正利用の更なる推進に取り組んでいます。

(相談窓口の概要)

区分	内容
窓口名称	救急安心電話相談窓口(#7119)
設置時期	令和6年10月
対象区域	県内全域
開設時間	24時間(通年)
相談員	看護師、医師(オンコール体制)
相談窓口の機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関の受診に関する助言</li> <li>救急車の利用に関する助言</li> <li>医療機関案内</li> <li>その他の相談窓口の紹介 ほか</li> </ul>

## 78 山岳遭難等における救助のあり方及び遭難防止対策

[要望・提案先：総務省・文部科学省・国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 山岳救助における人的負担や財政的負担などに関する全国的な調査及び課題の整理[総務省・国土交通省]
- 山岳遭難等における救助のあり方及び遭難防止対策について、有識者などを含め議論を行い、全国統一的な指針を策定[総務省・文部科学省・国土交通省]

### 1 現状・課題

- ・インバウンド需要の増加等に伴い、軽装や弾丸登山などによる山岳遭難が増加傾向となっており、それらへの対応が大きな課題となっています。
- ・特に、閉山期の富士山は、遭難リスクが極めて高い危険な山となるため、救助活動は危険かつ困難であることに加え、多額の費用もかかるほか、本来実施すべき消火や救急などの活動への支障が懸念され、周辺自治体にとっては大きな負担となっています。このため、遭難者に対して費用負担を求める声が周辺自治体や県民からあがるなど、救助のあり方が問われています。
- ・一方、こうした課題は、富士山だけでなく、全国の高山等でも発生し得るものであることから、国が、山岳救助における人的負担や財政的負担などに関する全国的な調査を実施し、課題整理を行うこと、山岳遭難等における救助のあり方及び遭難防止対策について、有識者などを含め議論を行い、全国統一的な指針を示すことが必要です。

### 2 本県の取組

- ・年間約 100 件を超える山岳遭難事故のうち、全体の約半数は富士山で発生しています。
- ・119 番通報を受けて各消防本部が遭難者の救助活動を行うほか、消防本部からの要請に基づき、県消防防災ヘリコプターによる救助活動が無償で行っています。
- ・また、県消防防災ヘリコプターの不具合等による運航不能時や複数事案の同時発生に備え、静岡市及び浜松市のほか、近隣県等と「相互応援協定」を締結し、県内の消防航空体制を維持しています。

【県担当課】 消防保安課

＜山岳遭難事故の発生状況（県内）：A＞

（単位：件、人）

区 分	R元	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数	90	34	72	124	129	113
遭難者数	108	37	87	139	150	128
死者	5	9	5	10	8	17
行方不明者	1	1	1	—	2	3
負傷者	39	7	32	36	41	51
無事救助	63	20	49	93	99	57
（参考）全国発生件数	2,531	2,294	2,635	3,015	3,126	2,946

＜富士山における山岳遭難事故の発生状況（県内）：B＞

（単位：件、人）

区 分	R元	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数	53	2	22	56	75	59
遭難者数	61	2	23	59	85	70
死者	2	—	1	4	5	10
行方不明者	—	—	—	—	—	—
負傷者	27	—	12	10	24	28
無事救助	32	2	10	45	56	32

＜県全体に占める割合：B/A＞

（単位：%）

区 分	R元	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数	58.9	5.9	30.6	45.2	58.1	52.2
遭難者数	56.5	5.4	26.4	42.4	56.7	54.7

## 79 国土強靱化の推進

[要望・提案先：内閣官房・農林水産省・経済産業省・国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 基本計画等に基づく、道路・河川・港湾・砂防・治山・海岸事業等の防災・減災対策の重点的、計画的な実施など、強靱な国土づくりに向けた取組を円滑に進めるための財政支援等の措置[内閣官房・農林水産省・国土交通省]
- 国土強靱化の着実な推進のため、「第1次国土強靱化実施中期計画」による予算・財源の確保[農林水産省・国土交通省]
- 国家的見地から興津地区の防災・減災対策の実施[農林水産省・国土交通省]
- 無電柱化事業や支障木の予防伐採の推進及び非常用電源の確保など災害に強い電力供給体制の構築[経済産業省・国土交通省]
- 基幹的交通ネットワークの機能確保及び代替性確保[国土交通省]

### 1 現状・課題

- ・ 本県では、静岡県国土強靱化地域計画に基づき、従来の「防災」の範囲を超えた、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を進めてきました。近年の自然災害の教訓等を踏まえて、地震・津波対策に加え、大型化する台風や激しさを増す豪雨による水害や土砂災害等について、これまで以上の対策を行うことが必要です。
- ・ 今後も継続的・安定的に対策を進めるためには、「第1次国土強靱化実施中期計画」を踏まえ、予算編成過程で資材価格等の高騰等の影響を適切に反映し、通常予算とは別枠で必要な予算を満額確保することが必要です。
- ・ 静岡市清水区興津地区は、国土の大動脈となる国道1号、東海道本線といった東西の重要交通網が集中しており、大規模災害時に途絶すれば復旧復興に大きな支障となるばかりでなく、国の社会経済にも悪影響が懸念されることから、国家的見地から災害発生の可能性及び影響度を適切に把握し、リスク評価に応じた事前防災対策を早期に実施することが必要です。
- ・ 災害に強い電力供給体制の構築を図るため、小規模分散型のエネルギー供給体系の構築を図るとともに、電気事業者等に対し適切な指導の実施や無電柱化の推進、非常用電源の確保などの支援策の充実が必要です。
- ・ 本県は、市町等が行う支障木の予防伐採に要する経費に対して交付金等による財政支援を行っていますが、予防伐採の更なる推進のため、地方公共団体が行う予防伐採に対する国による財政支援を拡充するとともに、電力事業者等に対しても、国による働き掛けが必要です。

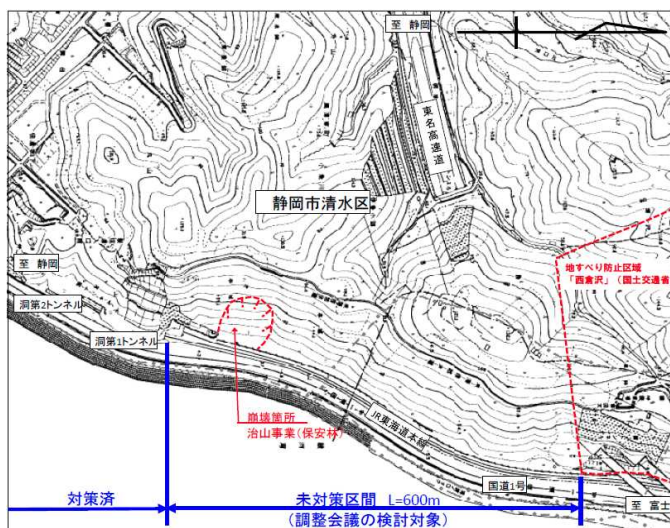
【県担当課】危機政策課・危機対策課・建設政策課・農地整備課・農地保全課・森林保全課

- ・大規模災害時に基幹的交通インフラが機能停止し復旧までに相当な期間を要する事態が予想されるため、救助・救急活動や支援物資の輸送等の機能を担う「命の道」となる高規格道路の未整備区間の整備推進、緊急輸送路等の整備・耐震対策及びその周辺対策（治水・治山・海岸・砂防等の対策）を推進する必要があります。特に伊豆半島においては、能登半島地震の教訓から、耐震強化岸壁の機能向上など、道路以外のアクセスルートの確保が重要です。

## 2 本県の取組

- ・平成 26 年の興津地区における斜面崩壊以降、施設管理者（J R 東海、静岡国道事務所）や受益者（J R 貨物、県、市）等の関係者による調整会議を設けて、国土強靱化の観点から興津地区の防災機能強化について、検討を進めてきました。
- ・当該崩壊による影響額は、県民の往来や全国的な物流の停止により約 230 億円にのぼることが明らかになり、当地区の交通の要衝としての重要性や防災事業の必要性を確認しました。
- ・平成 30 年 7 月に、J R 東海が実施した危険度を評価するための調査において、沢地形箇所では不安定化の可能性があります、更なる調査が必要との結果が示されました。

【検討対象区間】



【県担当課】危機政策課・危機対策課・建設政策課・農地整備課・農地保全課・森林保全課

- ・支障木の予防伐採を促進するため、県・市町・電線類管理事業者（電力事業者・N T T等）を構成員とする「予防伐採のための推進連絡会」を設置し、先進事例・財政支援制度の紹介や、伐採エリアに関する協議等を行うとともに、「地震・津波対策等減災交付金」などにより、市町等の取組を財政面でも支援しています。

**【予防伐採のための推進連絡会】※各地域局単位で設置**

構成員	県、市町、電線類管理者（電力事業者、N T T等）
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進事例の紹介</li> <li>・ 電力事業者から停電発生履歴や影響範囲を踏まえた予防伐採対象エリアの提示</li> <li>・ 市町の予防伐採実施希望、予定箇所</li> <li>・ 財政支援制度の説明 等</li> </ul>

**【財政支援事業】**

区 分	事業種別	実施主体
市町の取組支援	地震・津波対策等減災交付金（県 1/2）	市町
森林整備を通じた解消	特定森林再生事業（国 5/10～4/10）	市町等
	森林環境譲与税（国）	市町
	森の力再生事業（県 10/10 以内）	森林組合等

**【県担当課】** 危機政策課・危機対策課・建設政策課・農地整備課・農地保全課・森林保全課

## 80 建築物の耐震対策の強化

[要望・提案先：内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- ホテル・旅館などの宿泊施設の耐震化に係る補助制度の拡充[国土交通省]
- 半島地域における通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化に係る補助制度の拡充[内閣府・国土交通省]
- 学校施設及び病院の耐震対策の強化[文部科学省・厚生労働省]

### 1 現状・課題

- ・住宅や建築物の倒壊被害から県民の生命・財産を守るため、耐震化を進める必要があります。
- ・住宅の耐震化率は、平成30年の89.3%から令和5年には92.8%へ向上し、全国平均の約90%を上回るなど着実に進捗していますが、賀茂地域など高齢化率の高い地域では70%前後と遅れが見られます。
- ・ホテル・旅館などの宿泊施設は不特定多数の者が利用する施設ではありますが、宿泊業界は未だコロナ禍による経営悪化からの回復途上であり、またコロナ禍以上に人手が不足するなど厳しい経営環境に置かれ、耐震化が進みにくい状況にあります。耐震改修促進法に基づき、耐震診断結果の公表対象である階数3以上かつ延べ面積5千平方メートル以上の建築物については、耐震改修工事等に係る補助率の改善が図られましたが、一方、延べ面積5千平方メートル未満の建築物については、一般の建築物と同様な補助率となっているため、補助率の引上げなど制度の拡充が必要です。
- ・耐震改修促進法に基づく通行障害既存耐震不適格建築物については、「緊急輸送ルート等の沿道建築物」として、令和5年1月に耐震診断結果を公表したところですが、特に、伊豆半島地域においては、対象ルートの道路幅員が狭く、耐震性の無い建築物が多数存在しており、所有者の経済的負担等から耐震化が進みにくい状況にあります。このため耐震化に当たっては、令和6年能登半島地震における被害状況を踏まえ、道路閉塞により救助活動等に支障をきたす可能性が高い半島地域を重点対象とした補助限度額や補助率の引上げなど、制度の拡充が必要です。
- ・児童生徒の学習の場・生活の場であり、地震等災害時の避難所としての役割も果たす学校施設や、中等症患者の処置や重症者の処置を担う救護病院の耐震性の確保が重要ですが、多額の費用が掛かるため、国による財政支援の拡充が必要です。

【県担当課】危機政策課・建築安全推進課・地域医療課・教育施設課

## 2 本県の取組

- ・静岡県耐震改修促進計画（第4期：令和8～12年度）に基づき、市町等と連携し、住宅の耐震化及び減災化並びに建築物の耐震化を促進しています。
- ・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられていないホテル・旅館をはじめとする特定建築物については、ダイレクトメール等により耐震改修の必要性や支援制度を周知しています。
- ・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた大規模建築物及び沿道建築物については、対象棟数が限られているため、ダイレクトメールに加え、個別訪問等により支援制度の丁寧な説明や耐震化に係る阻害要因、要望等について所有者等と意見交換を行うことで耐震化へ誘導しています。

## 81 南海トラフ地震への対策の強化

[要望・提案先：内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・  
農林水産省・国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 南海トラフ地震想定震源域における観測・評価体制の整備・強化  
[内閣府・文部科学省・国土交通省]
- 南海トラフ地震に対応した津波対策施設の整備を重点的に進めるための財政支援などの措置[内閣府・農林水産省・国土交通省]
- 要配慮者等が利用する社会福祉施設や医療施設の高台移転等、津波対策に係る財政支援等の措置[内閣府・厚生労働省]
- 社会福祉施設における災害時情報共有システムの共通化[厚生労働省]
- 津波災害警戒区域や津波災害特別警戒区域の指定を要件とする、指定避難施設や要配慮者利用施設等の整備に係る財政支援制度の創設[内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省]
- 粘り強い構造の海岸堤防や砂丘等の自然・地域インフラの減災効果の評価基準策定と津波浸水想定への反映[国土交通省]
- 南海トラフ地震からの早期復興に必要な地籍整備の予算確保と、国が行う地籍整備の拡充[国土交通省]

### 1 現状・課題

- ・巨大地震の発生につながる何らかの異常現象が観測された場合には、南海トラフ地震臨時情報を活用して被害の軽減が可能であることから、南海トラフ地震想定震源域における観測・評価体制の整備・強化を図る必要があります。
- ・本県は、人命を守ることを最優先に、津波避難施設の整備や防災訓練などのソフト対策を中心に南海トラフ地震への対策を進めた結果、「静岡県第4次地震被害想定」で想定されていた犠牲者数105,000人を、約8割減少させるまでになりました。今後、想定される犠牲者を更に減少させるためには、防潮堤の嵩上げや水門の設置・改良等、海岸や河川、港湾等のハード対策の推進が不可欠であり、津波対策施設の整備を重点的に進める必要があります。
- ・社会福祉施設等を利用する要配慮者等は、自力での避難が困難であり、また、医療施設は、災害時においても確実に機能が発揮される必要があるため、社会福祉施設等の高台等への移転を含めた津波対策を進めていく必要があります。

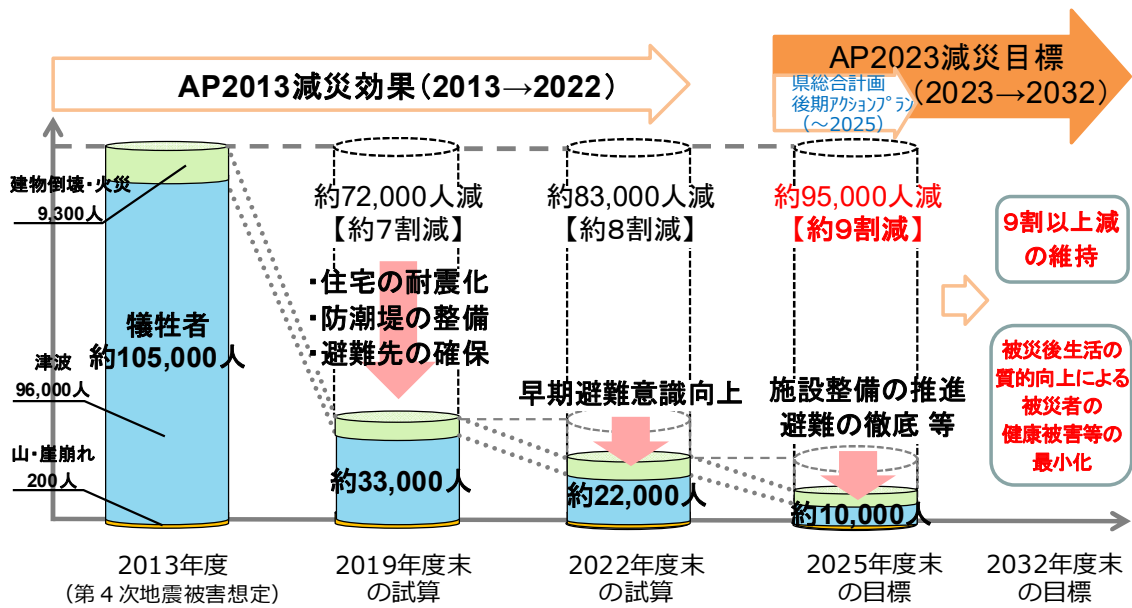
【県担当課】危機政策課・危機情報課・建設政策課・農地計画課・福祉長寿政策課・福祉指導課・こども家庭課・こども未来課・障害福祉課

- ・災害発生時における社会福祉施設等の被災状況等を把握する「災害時情報共有システム」が令和3年度から運用開始されましたが、児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設で仕様が異なっています。災害時に迅速に情報を把握し、市町と共有するためには、システムの共通化が必要です。
- ・本県では津波災害警戒区域等の指定を進めており、平成30年3月に全国初となる津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）の指定を伊豆市において行いました。今後も多くの市町村において区域指定を進めるためには、指定区域内における指定避難施設や要配慮者利用施設の整備費助成など新たな支援制度の創設が必要です。
- ・粘り強い構造の海岸堤防や砂丘等の自然・地域インフラは、浸水被害の軽減効果や避難のリードタイムが長くなるなどの効果が期待されており、これらの減災効果を適切に評価し、反映させる必要があります。
- ・被災後の早期復旧・復興に資する地籍整備を推進するため、県の第7次国土調査事業十箇年計画に基づく予算措置が必要です。また、半島振興地域では、自治体の職員不足や財政上の理由により、地籍整備が進みにくい状況にあることから、国土交通省による効率的な手法導入推進基本調査の対象範囲を拡大することが必要です。

## 2 本県の取組

- ・国が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を基に、本県の地域特性やこれまでの地震・津波対策、住民・関係者等の意見等を踏まえた県版のガイドラインを令和2年2月に策定しました。
- ・今後は事前避難対象者の避難先確保等について検討を進めるとともに、県だけでは解決することができない課題等については、国と連携しながら検討を進めるとしてしています。
- ・「地震・津波対策アクションプログラム2013」の後継として、令和14年度までの10年間の行動計画である「地震津波対策アクションプログラム2023」を策定し、「令和7年度までの3年間で想定犠牲者の9割減災を達成し、その後も減災を維持すること」、「令和14年度までの10年間で被災者の健康被害等の最小化を図る」ことを減災目標とし、ハード・ソフトを組み合わせた対策を推進しています。

【県担当課】危機政策課・危機情報課・建設政策課・農地計画課・福祉長寿政策課・福祉指導課・こども家庭課・こども未来課・障害福祉課



地震・津波対策アクションプログラムの減災目標イメージ図

【県担当課】 危機政策課・危機情報課・建設政策課・農地計画課・福祉長寿政策課・福祉指導課・こども家庭課・こども未来課・障害福祉課

## 82 港湾における地震・津波・高潮対策事業の推進

[要望・提案先：国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 切迫する大規模地震・津波被害、大型化する台風による高潮被害に対して、国土強靱化を推進するための大幅な予算の増額
- 耐津波性能を確保する防波堤の整備推進
- 緊急物資輸送岸壁の耐震改良整備の推進のための支援
- 津波対策施設の無堤区間解消、防潮堤嵩上げ整備推進のための支援（清水港・御前崎港・沼津港・松崎港・相良港等）
- 伊豆半島に点在する港湾の背後地を守る津波対策施設の整備促進のための支援

### 1 現状・課題

- ・東日本大震災における甚大な地震・津波被害や近年の大型台風による高潮被害を踏まえ、BCPの観点から国際コンテナターミナルを有する清水港及び御前崎港において、耐地震・耐津波性能を有する防波堤の整備（粘り強い構造化）や埠頭内に保管されたコンテナや木材、自動車などの貨物の流出防止対策が求められています。
- ・防災拠点港湾等に整備済みの耐震強化岸壁において、最新の技術基準に基づく地震動の見直しを進めており、一部では追加の耐震改良が必要です。
- ・「静岡県第4次地震被害想定」では、レベル1津波への対策が必要な港湾海岸の延長は約62kmに及びます。特に清水港では、人々が集まるJR清水駅周辺の江尻地区から大型商業施設や賑わいの広場がある日の出地区にかけて無堤区間であることから、早急な施設整備が不可欠です。
- ・伊豆半島の港湾及びその周辺地域は、豊かな自然環境や美しい景観を生かした観光業や漁業が主な産業であり、各地域の実情に応じた津波対策施設の整備が必要です。

### 2 本県の取組

- ・大規模地震・津波に対して、「静岡県みなと機能継続計画」や能登半島地震を踏まえた「静岡県広域港湾BCP」を策定し、被害の軽減と被災後の港湾機能の早期復旧に向けた対策を進めています。
- ・レベル1津波の対策が必要な港湾海岸の延長約62kmのうち、令和7年度末時点で約30kmの整備が完了しており、引き続き施設整備を進めていきます。
- ・防災拠点港湾等11港に、緊急物資又は物流継続対応の耐震強化岸壁22施設を確保するためのアクションプログラムを推進しており、うち9施設において地震動見直し後の耐震改良を完了しています。

【県担当課】港湾企画課・港湾整備課

## 83 漁港の機能強化と津波対策等に向けた支援

[要望・提案先：農林水産省]

### 【要望・提案事項】

- 産地の生産力強化と水産業の成長産業化のため、大型化が進展している海外まき網船に係留する岸壁及び泊地の増深改良への支援（焼津漁港）
- 南海トラフ等の大規模地震・津波や大型化・激甚化する台風等の被害を防止するため、防波堤の粘り強い構造化や、護岸等の嵩上げ改良への支援（焼津漁港）
- 漁港施設の機能の低下や老朽化対策に対する支援（焼津漁港、舞阪漁港、福田漁港他）
- 漁港背後地域の高潮や津波による海岸災害を防止するため海岸保全施設の整備や既存施設の老朽化対策への支援（焼津漁港、稲取漁港、戸田漁港、静浦漁港他）

### 1 現状・課題

- ・ 流通拠点である焼津漁港では、令和4年度から、10年間で事業費100億円を超える焼津地区特定漁港漁場整備事業計画に基づき、水産流通基盤整備事業を実施しています。本計画では、漁船の大型化に対応する岸壁等の増進改良や、防波堤の粘り強い構造化等を行う必要があります。
- ・ 老朽化する漁港施設を長寿命化するため、水産物供給基盤機能保全事業により予防保全的な施設の機能確保を進める必要があります。特に福田漁港では、沿岸漂砂等の堆積により漁船の入出港に支障が生じないように、サンドバイパスシステムを適切に運転する必要があります。
- ・ 海岸保全施設整備事業等による漁港背後地域の浸水被害等の防止や、海岸メンテナンス事業による予防保全的な施設の機能確保を進める必要があります。

### 2 本県の取組

- ・ 焼津漁港では、焼津漁協等と連携し陸揚から荷捌き、保管機能の一体的な整備を進めています。また、漁船の大型化に対応する外港北岸壁等の整備や災害リスクへの対応力を強化する焼津南防波堤等の粘り強い構造化等を進めています。
- ・ 漁港施設の老朽化・長寿命化対策では、機能保全計画に基づき維持管理コストを最小化し機能維持に努めています。特に福田漁港では、有識者による機能回復検討委員会の助言に基づくシステム運転に努めています。
- ・ 津波や高潮等による浸水被害を防止するため、焼津漁港等では、胸壁や陸閘等の海岸保全施設の整備や予防保全型のインフラメンテナンスを進めています。

【県担当課】 漁港整備課

## 84 富士山火山防災対策の強化

[要望・提案先：内閣府・総務省・文部科学省・国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 天候によらず噴火口位置の迅速な特定を行う等、観測体制の強化や新たな観測手法の研究、効果的な情報伝達方法の確立による火山情報提供の総合的な強化  
[内閣府・総務省・文部科学省・国土交通省]
- 活動火山対策特別措置法によって義務付けられた火山防災マップの作成、避難確保計画の作成、避難訓練への技術的・財政的な支援[内閣府]
- 降灰に関する現象のハザードマップの作成[内閣府・国土交通省]

### 1 現状・課題

- ・火山現象の発生・推移に応じた適切な避難を行うためには、火山の状況を適切に把握できるよう観測し、その観測の成果に基づいて発表される噴火警報等の火山情報を登山者や住民に迅速かつ的確に伝えることが必要です。特に、富士山火山防災対策においては、溶岩流等の火山噴出物の影響範囲が市街地を含めて広範囲に及ぶと想定されているため、噴火口の速やかな特定や噴火後の火山噴出物の観測情報が避難行動に必要不可欠であり、観測体制の強化や観測手法の研究、電波環境の改善を含めた効果的な情報伝達方法の確立が求められます。
- ・富士山噴火を経験した住民や自治体職員はおらず、効果的な訓練等により、富士山における火山災害について正しい理解の促進と、適切な避難体制の整備を行うことが必要です。
- ・富士山噴火の場合、降灰については富士山の火山災害警戒地域（静岡県、神奈川県、山梨県）のみならず首都圏にも影響をもたらすことから、降灰のハザードマップの作成に当たっては、国による作成が必要です。

### 2 本県の取組

- ・令和5年3月、富士山火山防災対策協議会において、新たな噴火リスクに応じた基本的な避難方針をとりまとめた「富士山火山避難基本計画」を公表しました。令和5年度は、地域の特性を考慮した具体的な避難計画を地域防災計画に反映しました。令和6年度は、訓練等を通じて避難計画の実効性を高めるとともに、住民等への周知啓発を行いました。様々な噴火パターンに対応するため、今後も避難計画の実効性を高めるとともに、住民等への周知啓発を推進します。

【県担当課】危機情報課

## 85 社会資本の整備・長寿命化の推進

[要望・提案先：内閣府・総務省・農林水産省・国土交通省]

### 【要望・提案事項】

#### ○ 社会資本整備の推進

- ・能登半島地震での被害を踏まえた自然災害に強い社会資本（道路・河川・海岸・港湾・都市・森林・農業用施設など）の整備推進[農林水産省・国土交通省]
- ・社会資本の計画的な整備に必要な財源の確保と社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び農山漁村地域整備交付金等の拡充[農林水産省・国土交通省]
- ・観光立国の実現に向け、富士山静岡空港の利便性向上に寄与する新幹線新駅の設置支援[内閣府・国土交通省]
- ・大井川の水資源や南アルプスの自然環境への影響を回避することを前提とするリニア中央新幹線事業の促進[国土交通省]
- ・インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション推進に向けた支援[国土交通省]
- ・2050年カーボンニュートラル実現のための、インフラ分野の各種取組の推進[国土交通省]

#### ○ 社会資本の長寿命化の推進

- ・「予防保全」への本格転換や計画的な更新などが着実に実施できるよう、十分な老朽化対策予算の確保 [農林水産省・国土交通省]
- ・「公共施設等適正管理事業債（長寿命化事業）」の更なる拡充（予算、対象施設、交付税措置率）[総務省]
- ・地方公共団体において、効率的なインフラメンテナンスを実施するための新技術等の導入支援 [農林水産省・国土交通省]
- ・社会情勢の変化や利用者ニーズを踏まえた、インフラの集約・再編等のインフラストックの適正化に向けた支援 [農林水産省・国土交通省]
- ・埼玉県八潮市での道路陥没事故を踏まえた、下水道施設の老朽化対策の制度拡充及び予算確保 [国土交通省]

### 1 現状・課題

- ・能登半島地震での被害を踏まえ震災時の復旧・復興活動に重要となる緊急輸送路の強化等の道路ネットワークの機能確保が必要です。

【県担当課】 建設政策課・農地計画課・農地整備課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・水産資源課・環境局・生活排水課

- ・ 遠州灘沿岸域では、平成 27 年度から農山漁村地域整備交付金（漁場保全の森づくり事業）を活用し、防災林造成事業を実施していますが、事業の実施期間が令和 9 年度までとされていることから、実施期間の延長による国からの支援が必要です。
- ・ 成長戦略の柱である観光立国の実現に向け、富士山静岡空港と高速鉄道が直結する新幹線新駅の設置は、国家プロジェクトとして推進する必要があります。
- ・ 中央新幹線の開通により旅客輸送が転移し、東海道新幹線の利便性向上や地域活性化等の効果が期待されますが、その整備は、大井川の水資源及び自然豊かな南アルプスの自然環境の保全との両立が図られることが、極めて重要です。
- ・ 社会資本整備の生産性向上のためには、インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（データの一元化、新技術による施工・維持管理、BIM/CIMの導入等）を進めていくことが重要であり、先行して取組を進めている国土交通省による技術基準の整備・各種データのオープンデータ化等の支援が必要です。
- ・ 県土の 3 次元点群データの取得は概ね完了しました。今後は、国や他の都道府県と連携しながら、データの更新について検討していく必要があります。
- ・ 2050 年のカーボンニュートラル実現に向け、令和 3 年 7 月に「国交省グリーンチャレンジ」が取りまとめられましたが、現在の技術の延長線上では達成が難しいと思われるため、民間事業者と連携した技術開発やその実用化、新たな制度の創設等、国が率先して取組を進めていく必要があります。特に港湾では、CNP（カーボンニュートラルポート）の形成に向けて、引き続き国からの支援が必要です。
- ・ 現在、本県は、補助・交付金等を活用しながら、予防保全型管理によりコストを削減しつつ、社会インフラの着実な点検・補修等を進めているところです。しかしながら、高度経済成長期を中心に建設された多くの社会インフラが更新期を迎えているため、今後、老朽化の進行による維持管理・更新費の増加は避けられず、更なる予算不足が懸念されます。必要な予算を確保するため、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げ、地方財政措置の拡充などさらなる財政的な支援が必要です。
- ・ 「公共施設等適正管理事業債（長寿命化）」については、事業期間が令和 8 年度まで延伸されましたが、さらなる事業促進のために、対象施設を県管理公園や漁港、表層以外の舗装に拡充する必要があります。
- ・ 地方自治体においてはインフラメンテナンスに携わる職員の高齢化や不足が進んでおり、これまで以上に効率的なインフラメンテナンスを実施する必要があることから、引き続き、“インフラメンテナンス新技術・体制等導入推進委員会”等に

【県担当課】 建設政策課・農地計画課・農地整備課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・水産資源課・環境局・生活排水課

よる国からの支援が必要です。

- 令和4年12月には、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会 技術部会により「地域インフラ群再生戦略マネジメント」が提言されましたが、提言に記載されている行政区域や分野を跨いだインフラの管理、更にはインフラの集約・再編等のインフラストックの適正化を進めていくためには、多くの事例や知見を有する国がその方向性を示す必要があります。
- 下水道施設の老朽化対策について、多発する道路陥没や下水処理の停止による県民生活への影響を未然に防ぐため、部分的な管路の改築更新も交付対象とする制度拡充、処理場等の改築更新に係る重点的な予算措置が必要です。

## 2 本県の取組

- ハード・ソフト対策が一体となった防災・減災対策、陸・海・空の交通ネットワークの形成・活用、持続可能で活力あるまちづくりの推進、世界水準の農産物の生産力強化などに向けた社会資本整備に取り組んでいます。
- 新幹線新駅の実現に向けた環境づくりを進めています。
- 誰もが安全・安心で利便性が高く快適に暮らせるスマートな社会の形成を目指して、県土のデジタルツインとなる「VIRTUAL SHIZUOKA」のオープンデータ化による利活用を促進しています。
- 既存の施設を効率的かつ効果的に維持管理・更新し、利用者に最大限のサービスを提供するため、平成25年3月に「社会資本長寿命化行動方針」を策定し、社会インフラ40施設の内、26施設の中長期管理計画を策定しました。さらに、令和6年3月には、本県のインフラメンテナンスの新たな行動方針として、「社会インフラ長寿命化行動方針」を策定し、「“持続可能なインフラメンテナンス”の実現」を目指しています。
- 予防保全管理を実施した場合、社会インフラ40施設の今後30年間の維持管理・更新費は、約121億円/年のコスト縮減が見込まれます。

事後保全管理を実施した場合の維持管理・更新費	約341億円/年	} 約121億円/年の縮減
予防保全管理を実施した場合の維持管理・更新費	約220億円/年	

- 流域下水道では、ストックマネジメント計画に基づく施設の計画的な管理・保全に取り組んでいます。

【県担当課】 建設政策課・農地計画課・農地整備課・農地保全課・森林整備課・森林保全課・水産資源課・環境局・生活排水課

## 86 治水関係事業の推進

[要望・提案先：国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 気候変動により激甚化・頻発化する水災害に対する治水対策や土砂災害対策等の流域治水の推進及び財政支援
- 長期的かつ広域的視点に立った総合的な土砂管理に基づく海岸保全対策やダム等の堆砂対策の推進
- ダム管理者による対応だけで解消することが困難なダム等の著しい堆砂に対する国の積極的な関与による対策の強力な推進

### 1 現状・課題

- ・近年、県内各地で大規模な浸水被害や土砂災害が発生しており、今後もさらに気候変動に伴う異常気象の激甚化・頻発化の影響を強く受けることが予想されています。
- ・気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害等に対しては、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の考え方を踏まえ、「第1次国土強靱化実施中期計画」等により中長期的な視点に立ち、取組の加速化・深化を図る必要があります。
- ・遠州灘や駿河湾沿岸では、沿岸漂砂量の減少が主たる原因と考えられる海岸侵食の進行により海岸保全施設の安定性の低下が懸念されています。
- ・ダム等の堆砂について、上流に大規模な崩壊地があり、貯水池に著しく堆砂し、ダム管理者だけでは解消が困難な場合、洪水等災害発生への恐れが生じています。

### 2 本県の取組

- ・自然災害に対しては、河川改修等の予防的なハード対策と社会全体で水害や土砂災害に備える「水災害意識社会の再構築」を図るソフト対策を一体的、計画的に実施するとともに、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」の考え方を取り入れ、あらゆる関係者が協働して効果的な対策に取り組んでいます。
- ・天竜川、大井川等の流砂系協議会に参加し、総合的な土砂管理計画に基づく対策の実施や、富士川の総合土砂管理計画の策定を国に働き掛けています。

【県担当課】河川企画課

## 87 令和7年台風第15号等を踏まえた災害対応

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省]

### 【要望・提案事項】

- 災害復旧事業における、早期復旧や再度災害防止のための査定制度のさらなる拡充、改良復旧の採択要件の柔軟な運用[国土交通省]
- 衛星写真や航空写真等を活用した被害の早期把握に関する技術的・財政的支援[国土交通省]
- 災害等廃棄物処理事業費補助金における公費解体の補助対象の拡大[環境省]
- 被災した全ての医療施設や社会福祉施設等（特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホーム含む）における施設・備品の復旧に係る費用の補助対象化[内閣府・厚生労働省]
- 災害に対する中小企業及び農林水産業者の経営再建への財政支援[農林水産省・経済産業省]
- 局地激甚災害指定基準（中小企業）の緩和[内閣府]
- 自衛隊の災害派遣に係る三要件の判断の考え方の明示[防衛省]
- わさび田における農地・農業用施設災害復旧事業の地元負担軽減に向けた支援[農林水産省]

### 1 現状・課題

- ・ 令和7年台風第15号による大雨及び国内最大級の竜巻等による突風の影響で、県内では中・西部地域を中心に甚大な被害が発生しました。また、同災害に加えて、令和5年6月の大雨、令和6年8月の大雨等でも災害救助法の適用を受けるなど、風水害の頻発化・激甚化が進んでいます。
  - ・ 災害復旧事業の加速を図るため、早期確認型査定制度の、さらなる拡充を図るとともに、越水など現在の河川施設の能力を上回る被災に対応した改良復旧の採択要件について、災害関連工事費の占める割合を増やすなどの柔軟な運用が必要です。
  - ・ 過去には、広域の災害、浸水や施設被害等による交通途絶などの影響で、被害の全容把握が困難となり、迅速な応急復旧や二次災害防止対策に課題が発生しました。
  - ・ このような状況を踏まえて、根幹的風水害対策の推進や流域治水の取組への支援に加えて、被害の早期把握、早期復旧に必要な衛星写真や航空写真、レーザー測量等をオープンデータで提供するなど、県と国土地理院が結ぶ「地理空間情報の活
- 【県担当課】危機対策課・建設政策課・道路企画課・道路保全課・河川企画課・河川海岸整備課・土木防災課・砂防課・港湾企画課・港湾整備課・漁港整備課・廃棄物リサイクル課・健康福祉部企画政策課・商工振興課・商工金融課・農地保全課・水産振興課

- 用のための協力に関する協定書」に基づき、新たな技術を活用した取組が必要です。
- ・国内最大級の竜巻等による甚大な被害への対応として、被災家屋の公費解体の対象を半壊家屋まで拡大するなど、被災者の迅速な生活再建のための支援が必要です。
  - ・社会福祉施設等においても施設の破損や浸水などの被害が発生しましたが、災害からの復旧を早期かつ着実に進めるため、施設の復旧に対する助成に加え、事業再開に必要な車両の購入費等を含めた設備の復旧に対する補助も必要です。また、以前の災害では、特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホームでも多大な被害がありましたが、特定施設入居者生活介護の指定を受ける介護付きホームについては、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金による助成の対象外施設であり、災害時に活用できる助成制度がないため、国による支援が必要です。
  - ・農業施設や農作物被害、森林の風倒被害、漁業共同利用施設、水産養殖施設や水産加工施設の風水被害も発生しました。被災農林水産業者が早期に再建できるよう追加支援が必要です。
  - ・加えて、地域経済の回復に向けて、店舗の屋根や壁の破損、機械設備や業務用車両の水没などの被害を受けた中小企業の早期復旧が重要であり、災害発生時に利用できる自治体連携型補助金等の補助上限額を増額するなど、手厚い支援が必要です。
  - ・激甚災害の指定において、公共土木施設や農地等の災害復旧事業が激甚災害指定基準に該当する場合でも、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例については、局地激甚災害にさえ指定されないことが多くあります。被災中小企業へ手厚い再建支援を実施するため、局地激甚災害の指定基準の緩和が必要です。
  - ・自衛隊法第83条第1項及び第2項では、知事等は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を要請することができ、防衛大臣等は、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を派遣できるとされています。事態やむを得ないと認める場合については、①緊急性（状況からみて差し迫った必要性があること）、②公共性（公共の秩序を維持する観点において妥当性があること）、③非代替性（自衛隊の部隊等が派遣される以外に適切な手段がないこと）の三要件を総合的に勘案して判断されるものとされていますが、どの程度の被害であれば災害派遣要請ができるのか曖昧であることから、災害派遣に係る三要件の判断の考え方を示すことが必要です。
  - ・わさびは、山林内の溪谷に沿って階段状に開墾されたわさび田において、豊富な湧水で栽培されており、近年激甚化する豪雨により、被災が頻発化しています。
  - ・わさび田は、特殊な構造（畳石式等）であり、豪雨災害の復旧時は一般的な農地より工事費が高く、限度額を超える場合が多くあり、農家負担が大きく、復旧されず耕作放棄される事例も多くみられるため、農地復旧限度額の見直しが必要です。

【県担当課】 危機対策課・建設政策課・道路企画課・道路保全課・河川企画課・河川海岸整備課・土木防災課・砂防課・港湾企画課・港湾整備課・漁港整備課・廃棄物リサイクル課・健康福祉部企画政策課・商工振興課・商工金融課・農地保全課・水産振興課

## 2 本県の取組

(交通インフラ等公共土木施設の復旧)

- ・土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するため災害関連緊急事業の実施や、災害関連緊急事業の採択基準に満たない急傾斜地の崩壊に対して、市町が事業主体となる災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を、市町と連携して実施しています。
- ・家屋浸水被害の軽減に向け、抜本的な浸水被害対策を推進するとともに、あらゆる関係者と協働して流域治水の取組を強化しています。
- ・船舶の航行など物流機能を確保するため、航路・泊地の埋そくに対する応急復旧を実施しています。

(公共土木施設の復旧に資する各種情報のオープンデータ化)

- ・県土全域をレーザー機器で計測した3次元点群データをオープンデータにすることで、あらゆる分野で活用を図っています。
- ・特に災害時において、被災前の県土全域の3次元点群データは、貴重な測量情報であり、既に早期の復旧・復興への効果を発揮しています。
- ・能登半島地震では、本県と東京都が管理する次世代プラットフォームに被災前の能登半島の3次元点群データを搭載し、オープンデータ化することで、迅速な支援を実現しています。

(市町による災害等廃棄物処理事業費補助金の申請支援)

- ・令和7年台風第15号による被害を受け、本県では、災害等廃棄物処理補助金の申請に向けて被災した市町を支援しています。

(社会福祉施設等の復旧支援)

- ・社会福祉施設等の災害からの復旧を早期かつ着実に進めるため、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金を活用し、施設の復旧に対する助成を行っています。
- ・令和5年6月の大雨等による被災においては、社会福祉施設等設備災害復旧費補助金(介護事業所・施設等復旧支援事業分)の国庫補助を活用し、備品設備等に被害を受けた介護事業所・施設等に対する助成を行いました。

(農林水産・商工業に係る復旧)

- ・台風による大雨及び突風の影響を受けて、被害状況の迅速な把握や、被災した中小企業者・農林水産業者の経営維持や経営再建を図る制度資金を発動し、早期に復旧するための緊急事業等を実施しています。

【県担当課】 危機対策課・建設政策課・道路企画課・道路保全課・河川企画課・河川海岸整備課・土木防災課・砂防課・港湾企画課・港湾整備課・漁港整備課・廃棄物リサイクル課・健康福祉部企画政策課・商工振興課・商工金融課・農地保全課・水産振興課

## 88 熱海市伊豆山地区の災害からの早期復興

[要望・提案先：国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 二級河川逢初川流域における河川事業及び復興まちづくりへの技術支援、財政支援

### 1 現状・課題

- ・令和3年7月3日、熱海市伊豆山地区において発生した土石流は、逢初川の源頭部の標高約390m地点（海岸から約2km上流）から逢初川を流下して伊豆山港へ流れ込み、死者28名、住宅被害98棟の被害が発生しました。
- ・被災地区の速やかな生活再建に資する道路・河川等の復旧や市の復興まちづくりを早期かつ着実に進めるため、国による技術支援や予算の確保が必要です。

### 2 本県の取組

- ・県は、「逢初川下流域復旧・復興チーム」を中心に、地域の理解と関係機関による連携のもと、復旧・復興に係る事業を早期かつ着実に進めています。
- ・熱海市は、被災者や地元住民の意見、要望を踏まえた「伊豆山復興まちづくり計画」の実現に向け、事業化を進めています。県は、熱海市の復興まちづくりを早期かつ着実に実現するため、国のアドバイスを受けながら、市への支援を進めていきます。
- ・災害対策基本法による警戒区域の解除に伴い、県は、熱海市と協調して自宅再建にかかる費用の借入金利子相当額を助成する「被災者住宅再建事業」により、被災者支援を進めています。また、県営住宅に入居している被災者について、市営住宅と同様に、入居後2年間の無償提供期間を延長し、恒久的な住まいを確保できるまで継続して入居できるように支援していきます。

【県担当課】河川企画課・砂防課・景観まちづくり課・住まいづくり課・公営住宅課

## 89 空き家対策における県の役割の拡充及び財政支援の強化

[要望・提案先：国土交通省]

### 【要望・提案事項】

- 広域的に悪影響を与える可能性のある空き家等に対する空き家特措法における県の役割の拡充
- 緊急的に措置を講じる必要がある廃ホテル・旅館など一定規模以上の空き家等に対する財政支援の強化
- 市場価値の低い空き家等の流通促進に対する財政支援

### 1 現状・課題

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空き家特措法」という。）においては、国は、空き家対策に関する施策の方向性を示し、市町村は、国の基本方針に則して「空家等対策計画」を策定し、主体的に空き家対策を行うことになっています。
- ・また、県は、市町村が空き家に対して講ずる措置に対し、情報の提供及び技術的な助言、市町村間の連絡調整等の支援を行う役割を担っています。
- ・過疎地の小規模自治体（市町村）においては、空き家の増加が著しい一方で、専門人材の不足、財政状況の厳しさが深刻化しており、空き家対策が十分に進まない現状であり、市町村で必要な措置を適切に実施することが困難なケースがあります。そのため、景観の保全や地域振興、防災面などで広域的に悪影響を与える可能性のある空家等については、空き家特措法における市町村の役割を県が代行する制度を創設するなど、県の役割を拡充し、県がより主体的に関与する必要があります。
- ・経営の継続が困難となった廃ホテル・旅館などの空き建築物は一定規模以上の建築物が多く、そのまま放置すれば倒壊等により周囲に著しく悪影響を及ぼすおそれがあります。しかし、市町村が特定空家等に認定した場合であっても除却に係る費用が巨額となり、国費等を活用しても、地方公共団体の負担が課題となり必要な措置を講ずることができない状況です。一定規模以上で緊急度の高い特定空家等の行政代執行等について、規模に応じて補助率を引き上げるなど国の財政支援を強化する必要があります。

【県担当課】 住まいづくり課

- ・市場価値の低い空き家等は、所有者自らの対応が難しく、そのまま放置される可能性が高いことから、空き家の流通促進のため、一部の市町村で流通可能性を検討するコンサルタント業務等を実施していますが、より推進するためには国の財政支援が必要です。

## 2 本県の取組

- ・空き家の発生抑制に向けて、市町村や関係団体と連携して空き家所有者に対する「ワンストップ相談会」や「我が家の終活セミナー」を開催するとともに、空き家を有効に活用するため、事業者向けに「ストック活用研修会」を開催しています。
- ・市町村における危険な空き家への代執行による除却については、市町村が国庫補助金を十分に受けられるよう、国との調整、工法検討に係る技術的助言など、市町村に寄り添った支援を行っています。
- ・市町村が対応に苦慮している危険な空き家等について、市町村の現地調査に県が同行し、技術助言を行っています。
- ・空き家対策に係る市町連絡会議を開催し、市町相互間の連絡調整等を実施しています。

## 90 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

[要望・提案先：内閣府・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省]

### 【要望・提案事項】

- 使用済燃料や廃止措置に伴い発生する比較的放射能濃度の高い放射性廃棄物の処分方法の確立[経済産業省・環境省]
- 国による放射性物質の拡散の予測的な手法を活用する仕組みの構築[内閣府・環境省]
- 安定ヨウ素剤を事前配布する区域や住民の範囲について、地方公共団体の判断を尊重した財政措置[内閣府・環境省]
- 原子力災害拠点病院への支援策の拡充[内閣府・厚生労働省]
- 運輸事業者や道路管理者など指定公共機関等との調整による具体的な避難手段の確保[内閣府]
- 避難退域時検査や避難経由所の用地確保[内閣府・国土交通省]

### 1 現状・課題

- ・高レベル放射性廃棄物や、廃止措置に伴い発生する比較的放射能濃度の高い炉内構造物等の放射性廃棄物に関しては、令和2年11月から北海道寿都町及び神恵内村で文献調査が開始され、令和6年6月からは佐賀県玄海町でも同様の調査が開始されるなどの動きはあるものの、未だ処分方法及び処分地が決まっていません。
- ・安定ヨウ素剤の事前配布の対象となる区域や住民の範囲について、地方公共団体の判断を尊重するとともに、配布に係る国からの財政措置が必要です。また、避難ルート等の検討や準備などには放射性物質の拡散を予測する情報も必要です。
- ・被災地域の原子力災害医療の中心となる原子力災害拠点病院の指定（現在、県内では静岡県立総合病院、浜松医科大学医学部付属病院の2か所を指定）に当たっては、原子力災害に対応した医療体制の確保、施設・設備の具備、原子力災害医療派遣チームの配置等が求められており、医療機関の財政的な負担となっています。災害拠点病院と同様にDPCの機能評価係数II地域医療係数に原子力災害拠点病院の指定等の項目を算定対象として含めることや、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の弾力的運用など、原子力災害拠点病院への支援策の拡充が必要です。
- ・県は、平成28年3月に浜岡地域原子力災害広域避難計画を策定・公表し、その後も避難の実効性の向上を目指し、運輸事業者や道路管理者等と協議を実施しておりますが、広域的

【県担当課】原子力安全対策課・地域医療課

なバスの調達や避難ルート確保等が困難です。

- ・避難計画の対象が90万人に及ぶことから、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する避難退域時検査場所や避難先を案内する避難経路所を展開するに当たり、大規模なスペースを県内外に確保する必要がありますが、それらの用地確保に難航しています。

## 2 本県の取組

- ・住民の避難先の確保に向け、県内及び県外（12都県）の自治体と協議を進め、原子力災害対策重点区域内11市町の避難計画の策定・修正に取り組んでいます。

（市町避難計画の策定状況）

（令和8年4月1日現在）

	市町名
令和8年度現在策定(11市町)	御前崎市、島田市、掛川市、磐田市、牧之原市、菊川市、袋井市、森町、吉田町、焼津市、藤枝市

- ・避難に係る手段等の実効性を高めるため、防災関係機関と協議を行い、原子力防災に係る協定締結を進めています。

（防災関係機関との協定締結状況）

（令和8年4月1日現在）

	協定名
(一社)静岡県バス協会	原子力災害時等における避難住民等の輸送の支援
中日本高速道(株)	高速道路休憩施設における避難退域時検査及び簡易除染の支援

# 行政經營

# 91 地方財政制度の再構築

[要望・提案先：総務省・財務省]

## 【要望・提案事項】

### ○ 将来にわたって安心な地方財政運営の確立

- ・ 地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とするため、国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組の構築
- ・ 行政サービスを安定的に提供するために必要な一般財源総額の確保
- ・ 臨時財政対策債の廃止及び償還財源の別枠での確保

## 1 現状・課題

- ・ 国と地方の財政状況については、ともに巨額な財源不足が生じ、長期債務残高は令和8年度末見込み（予算ベース）で、1,300兆円を超えています。今後、債務残高が更に増大すれば国も地方も共倒れとなり、住民生活に深刻な影響を与えかねない危機的な状況です。また、地方団体の財政運営については、依然として国の地方財政制度に大きく依存しており、社会保障関係費、人件費等の義務的経費の増加や物価高騰を背景とした歳出水準の全般的な上昇等により大変厳しい状況です。こうした中でも、人口減少社会の更なる進行や、デジタル技術の革新などに伴い、社会経済情勢が急激に変化する中、本県が直面する物価高騰や、米国相互関税導入への対応、激甚化する自然災害、少子化を中心とした人口減少対策、県内経済の力強い発展、脱炭素・循環型社会の構築、新たなデジタル技術の活用などの諸課題に的確に対応する必要があります。
- ・ 現時点では、地方が主役となる将来の国と地方のあるべき姿と、その際地方が果たすべき役割に応じた税財源の移譲等について、具体的な工程や内容が明示されていません。
- ・ 国の方針で実施したいいわゆる教育無償化については、その財源に地方負担が組み込まれる一方で、恒久的な財源措置は先送りされるなど、安定的な地方税財源の確保には課題が残っています。
- ・ ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率や自動車税環境性能割などの廃止、今後見込まれる消費税の見直しにより減少する地方税収に対しても、国で代替の恒久財源を措置する必要があります。

【県担当課】 財政課・税務課・市町行財政課

- ・また、法人事業税は、事業活動を行う際に受けた行政サービスへの応益原則により、工場などの企業立地に伴う財政需要に対応することから、特別法人事業譲与税についても、譲与基準に事業所数を加える等の見直しを行い、経済実態と合わせた配分とする必要があります。
- ・将来にわたって安心な財政運営を行うためには、地方が安定的に行政サービスを行うことができるよう地方税、地方交付税等の税財源の充実が必要です。また、地方の財源不足額を補うための特例的な措置である臨時財政対策債は、残高が約 39 兆円と依然として高く、その廃止と償還財源の別枠での確保が必要です。なお、本県では令和 7 年度末の臨時財政対策債の残高は 1 兆円を超え、県債残高全体の 4 割程度を占めています。

## 2 本県の取組

- ・「幸福度日本一の静岡県」を実現する新たな取組を積極的に進めるため、10 年間（R7～16）の中期財政計画を策定し、県債残高の削減やプライマリーバランスの黒字化など、持続可能で健全な財政基盤の構築を目指しています。令和 10 年度末までの改革強化期間において、資金手当債発行に依存した財政運営から脱却できるよう、令和 8 年 2 月に策定した中期財政計画の工程表のもと、財政健全化の実現に向けた事業の見直しに取り組んでいます。
- ・具体的には、事業効果の検証を踏まえた見直しの継続、定員適正化による人件費の縮減、県有施設の総量見直しによる維持管理コストの縮減、金利上昇を踏まえた県債発行の短期年限化などを行っています。

## 92 市町等情報システムの標準化・共通化の推進

[要望・提案先：デジタル庁・総務省]

### 【要望・提案事項】

#### ○ システム移行の円滑な実現に向けた確実かつ柔軟な財政支援

#### 1 現状・課題

- ・地方自治体の標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、システム移行に要する経費について国のデジタル基盤改革支援補助金による支援が行われていますが、地方公共団体の責任によらない経費が追加で発生する場合などにおいては、国において、改めて基金の積み増しや補助上限額の引き上げを行うなど、システム移行に伴う経費に対する確実な財政支援を求めます。
- ・さらに、標準化対象業務に関する情報システムの運用経費等については、3割の削減を目指すとしていることから、3割削減が達成されるようあらゆる措置を講じるとともに、それでもなお運用経費等が増加することとなった場合には、地方自治体の負担増とならないよう、引き続き、国が責任をもって財政支援を行うよう求めます。

#### 2 本県の取組

- ・市町等情報システムの標準化・共通化への支援については、システム移行に遅れる市町が発生することなく、自力で標準化・共通化に取り組めるよう、令和4年度から令和6年度まで、全額一般財源により、研修・ワークショップの実施等による支援に取り組みました。各市町における現行システムと標準準拠システムとの差異の分析から洗い出された課題を調査・分析し、県と各市町との間で共有することで、システム移行後も円滑に業務を実施できるよう、各市町の取組を支援しました。

